

# 証券検査マニュアル

(証券会社に係る検査マニュアル)

平成 1 7 年 7 月

写

上席証券取引検査官

証券取引検査官 殿

証券取引等監視委員会事務局長 五味 廣文

### 証券会社に係る検査マニュアルについて

我が国証券市場は、一連の金融システム改革、情報通信技術の進展等により大きな変革を遂げているところであり、市場における明確かつ透明なルールの存在とその厳格かつ的確な適用によって市場の公正を担保し、市場に対する信頼を得ることの重要性はますます増大している。こうした中で、監視委員会及び財務局監視官部門が行う検査は、発足以来、ルール遵守の監視役としての使命を果たしてきているところである。

このたび監視委員会は金融庁検査局と共同で、証券会社に対する検査に際しての具体的着眼点等を整理した証券会社に係る検査マニュアル（以下「本マニュアル」という。）を別紙のとおり定めたので、本マニュアルのうち取引の公正確保に係る検査に関する部分により検査を実施されたい。

本マニュアルは、監視委員会の検査機能の一層の向上を図るとともに、証券会社の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資することを目的としている。

本マニュアルは、あくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。本マニュアルの各項目は、検査官が証券会社の取引の公正確保に係る法令諸規則の遵守に関する検査を行う際の参考となるべき事項をあくまで例示として掲げたものであり、これらの事項は証券会社に何らの義務を課するものではない。検査において本マニュアルを利用するに当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を踏まえ、検査官自身の創意・工夫を加味し活用すべきものであり、検査官が本マニュアルの項

目を悉皆的に検証することを目的としたものではなく、各項目を機械的・画的に検査すれば足りるというものではない。また、本マニュアルが取引の公正確保に係る検査の内容を必ずしもすべて網羅したものではないことに留意する必要がある。

法令諸規則に違反するおそれがある行為が把握された場合は、証券取引法等の関係法令、自主規制機関の諸規則に照らして吟味する必要がある。また、法令諸規則に違反する行為が把握された場合においては、法令等遵守態勢を点検し、法令諸規則に違反する行為が生じた原因、背景等について精査する必要がある。

本通達は、平成13年10月1日以降に着手する検査について適用する。

(注) 本通達において、「証券会社」とは、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称したものをいう。

(写)

証監委第226号

平成17年7月1日

統括検査官  
特別検査官  
専門検査官  
証券検査官

） 殿

証券取引等監視委員会事務局長 長尾和彦

「証券会社に係る検査マニュアルについて」の一部改正について

平成17年7月1日の改正証券取引法の施行に伴い、これまで金融庁にあった証券会社に対する財務の健全性等に関する検査権限が、証券取引等監視委員会等（各財務（支）局及び沖縄総合事務局を含む。以下「監視委員会等」という。）に委任されたところである。

このため、金融庁から「証券会社に係る検査マニュアルについて」（平成13年6月14日付金検第170号）の移管を受け、取引の公正確保に係る部分以外も監視委員会等が所管するとともに、別紙のとおり、その一部を改正したので、原則としてこれを参考に検査を実施するよう了知されたい。

本通達は、通達発出日以降を検査基準日とする検査について適用する。

以上



金 検 第 170号  
平成13年6月14日

検 査 監 理 官  
統 括 検 査 官  
特 別 検 査 官  
専 門 検 査 官  
金 融 証 券 検 査 官 } 殿

金融庁検査局長 西 川 和 人

### 証券会社に係る検査マニュアルについて

金融検査については、平成10年に「新しい金融検査に関する基本事項について」（蔵検第140号）を定め、自己責任原則の徹底と市場規律とを基軸に、明確なルールを前提とした透明性の高い行政への転換を図ってきているところである。平成11年には「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」、平成12年には「保険会社に係る検査マニュアル」を定め、これにより、監督当局の検査監督機能の向上及び透明な行政の確立のみならず、金融機関等の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立を図っているところである。これらの基本的考え方に則り、今般、証券会社について、検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理したマニュアル（以下「証券会社に係る検査マニュアル」という。）を別紙のとおり定めたので、これにより検査を実施されたい。

証券会社に係る検査マニュアルは、あくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものであり、各証券会社においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の取引の公正の確保及び財務の健全性の確保を図るとともに投資者の保護を図ることが期待される。

マニュアルのうち、特に法令等遵守態勢・リスク管理態勢に係る各チェック項目は、検査官が証券会社の態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を法的に義務づけるものではなく、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたものでもない。

よって、検査官は、マニュアルの適用に当たって、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮し、財務規制を含む法令等遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、公益及び投資者保護の観点から、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは証券会社の規模、特性及び業務内容に応

じた十分なものである、と認められるのであれば不適切とするものではない。

したがって、立入検査を行う際には証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

なお、本通達は、平成13年10月1日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用する。ただし、決算処理を伴う項目については、通達発出以降最初の決算期である平成14年3月期から適用する。

(注) 証券会社、外国証券会社に対する検査については、「Ⅰ. (1) 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)」、「Ⅰ. (3) 顧客資産の分別保管に関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル」、「Ⅱ. 財務規制(リスク管理)」並びに「Ⅲ. (2) 電子証券取引に関するリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」により実施することとし、登録金融機関に対する検査については、「Ⅰ. (1) 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)」並びに「Ⅰ. (3) 顧客資産の分別保管に関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル」により実施することとする。

(別紙)

# 証券検査マニュアル

(証券会社に係る検査マニュアル)

平成 1 7 年 7 月

# [ 証券検査マニュアルの構成 ]

## 基本的な考え方

法令等遵守			財務規制（リスク管理）					
共通編	取引の公正確保	分別保管	自己資本規制比率					
			純財産額					
			リスク管理態勢共通編	市場関連リスク	信用リスク	流動性リスク	事務リスク	システムリスク

## 電子証券取引



# 証券検査マニュアル

## 目次

第1 基本的考え方等	1
1. 証券会社に対する検査の基本的考え方	1
(1) 検査の目的及び位置づけ	1
(2) 証券会社に対する検査の基本原則	2
2. 証券検査マニュアルの基本的考え方	3
(1) 法令等遵守及び財務状況の的確な把握	3
(2) 法令等遵守態勢及びリスク管理体制の的確な把握	4
3. 証券検査マニュアルの位置付け等	4
第2 チェックリスト等	6
I. 法令等遵守	7
(1) 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）	7
(2) 取引の公正確保に係る法令諸規則の遵守に関する検査用マニュアル	26
取引の公正確保に係る法令及び参考事項集	35
(3) 顧客資産の分別保管に関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル	59
① 顧客資産の分別保管態勢の確認検査用チェックリスト	59
② 顧客資産の分別保管検査用マニュアル	64
II. 財務規制（リスク管理）	68
(1) 自己資本規制比率に関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル	68
① 自己資本規制比率の管理態勢確認検査用チェックリスト	68
② 自己資本規制比率検査用マニュアル	72
(2) 純財産額検査用マニュアル	76
(3) リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）	82
(4) 市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	92
(5) 信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	104
(6) 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	109
(7) 事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	112
(8) システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	120
III. 電子証券取引	129
(1) 電子証券取引に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト	129
(2) 電子証券取引に関するリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	133

## 第1 基本的考え方等

### 1. 証券会社に対する検査の基本的考え方

#### (1) 検査の目的及び位置付け

証券市場は、企業が資金調達をするとともに、投資者が資産運用をする場として、我が国経済において重要な役割を担っている。証券市場を通じて資源が最適に配分されるためには、証券市場が公正かつ効率的なものであることが大前提となる。また、自己責任原則のもと、資産運用を行う投資者の保護が図られるためには、ルールに従った取引が行われることが前提であり、この意味からも市場の公正性等の確保は欠くことができない。

証券行政は、このように経済の基礎的なインフラストラクチャーである証券市場に係る制度を整備し、その公正性と効率性を確保するとともに、投資者の保護を図ることにその源を発するものである。

特に、証券会社は、有価証券の売買、取次ぎ、引受け等の証券業を営むものであり、証券市場の中心的な担い手として、その公正性と効率性の確保において主要な役割を果たしている。また、証券会社は、仲介者として、投資者の証券市場へのアクセスを提供する役割を有していることから、投資者保護を図る上で重要な位置を占めている。仲介者たる証券会社が信頼を失ってしまえば、証券市場自体が機能しなくなるということに留意する必要がある。

証券取引法は、このような証券会社の地位に鑑み、①一般の市場ルールとしての規制に加え、証券会社が仲介者としての特別な立場を利用した不正等を行わないよう、取引の公正の確保のための規制を定めるとともに、②証券会社が、仮に経営上の問題等により退出のやむなきに至った場合でも、退出の過程で投資者が不測の損害を被ることのないようにするとの投資者保護の観点から、顧客の資金及び証券を自己資金及び証券と分別して管理することを徹底することを求めているほか、③証券会社の各種の業務に伴う各種のリスクを総体的に把握・管理し、各種のリスクが顕在化したときにも、それに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産を保持させるため自己資本規制比率や証券会社が業務を確実にいく上での必要最低限の水準である純財産規制といった財務規制を定めている。

証券会社に対する検査もこうした観点から、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」（証券取引法第59条等。登録金融機関、外国証券会社についても同様。）に行うものである。検査に際しては、公益又は投資者保護のため、十分な検査を行っているか、逆に、公益又は投資者の保護の観点からは、必ずしも必要のない点まで調査に及んでいないかについて、不断に問い直されなければならない。公益又は投資者保護のため、証券会社の取引の公正性及び財務の健全性の観点は、検査を行うに際して、常に立ち返って確認されなければならない基本項目である。

他方、証券会社の経営は、市場経済の下に自律的な企業統治が行われる独立した法主体として、その自己責任原則に則ったものであることが基本である。

証券会社の取引の公正及び財務の健全性の確保を図ることは、ひとり、検査のみによって確保されるべきものではない。取引の公正の確保及び財務の健全性の確保により、投資者の保護等を図ることは、まず証券会社の自己責任の徹底と市場規律の強化によって達成されなければならないものとする。特に、金融システム改革により、証券会社は従前の免許制から登録制となり、証券会社が、創意工夫を発揮して、多様で魅力あるサービスを開発、提供していくことが求められており、証券会社の自己責任原則の下での事後監視型の行政を前提とした規制体系になっているところである。

証券会社の経営陣は、何よりもまず、内部管理体制を充実・機能させることにより、自らの責任において、取引の公正及び財務の健全性を確保し、投資者の保護等を図るよう努めることが求められる。また、監査役は、内部管理体制の充実において、取締役の職務の執行を監査するという重要な役割を担っており、自らの職責を十分に果たすことが求められる。さらに、会計監査人等は、こうした内部管理体制の状況を的確に把握し、証券会社とは独立した視点に立って、財務諸表監査等を通じて、厳正な外部監査を実施することが求められる。こうした手続きを経て策定された財務諸表、経営方針等の経営内容は広く公開され、市場を通じた、投資者等による監視（市場規律による監視）を受けることとなる。

（注）「内部管理（体制）」という用語は、法令等遵守に係るものに限定して使用される場合があるが、本マニュアルにいう「内部管理（体制）」は、証券会社の取締役会等や監査役がその職務を遂行するために構築する制度、組織、手続等を意味するものであり、法令等遵守に係るものに限らず、リスク管理に係るものを含むものであることに留意する必要がある（なお、「内部管理責任者」等のように特定のものを指す場合には、この限りでない。）。

## （2）証券会社に対する検査の基本原則

以上を踏まえると、証券会社に対する検査の基本的考え方は次のとおりとなる。

まず、証券会社に対する検査は、自己責任原則に基づき証券会社自身が整備・運用する内部管理体制等のもとで、証券取引法等に定められた規制を証券会社が遵守しているかどうかの実態把握を厳正かつ的確に行うものである（事後監視の原則）。当局としては、検査を通じて、法令等遵守及び証券会社の自己責任原則に基づく内部管理・外部監査が適切に行われるよう、強く促していく必要がある。

また、当局及び証券会社の限られた資源を有効に利用する観点から、検査は、内部管理・監査機能と十分な連携を保ちながら、効率的・効果的に行われる必要がある（効率性の原則）。検査においては、監査役、会計監査人等と連携し、監査機能の一層の活用を図ることとする。さらに、証券会社については、自主規制機関である証券業

協会や証券取引所が、適切な行為規範を確立し、会員にその遵守を求めること等を通じて、市場と証券会社に対する投資者の信頼を高める立場にあり、検査においても、このような自主規制機関との連携を図ることは欠くことのできないものである。また、証券会社の実態に応じて検査頻度や検査範囲についてメリハリをつけ、重点的・機動的な検査を実施することとする。

さらに、証券会社に対する検査は、公益及び投資者の保護のため、証券会社の取引の公正の確保及び財務の健全性の確保に向けて、その機能を十分発揮するように、実施される必要がある（実効性の原則）。検査当局は、検査において経営の問題点を証券会社に対して的確に指摘するとともに、それが適時適切な問題点の是正につながるよう、監督上の措置をとる監督部局に対する的確な勧告又は連絡等を行うこととする。

## 2. 証券検査マニュアルの基本的考え方

以上の基本的考え方を踏まえ、証券検査マニュアルの策定に際しては、以下の点に配慮している。

### (1) 法令等遵守及び財務の状況の的確な把握

法令等遵守及び財務の状況を把握する検査においては、公益及び投資者保護を達成する手段として、法令等及び財務規制の遵守状況全般について点検することが求められている。証券取引法等の関係法令等においては、公益及び投資者の保護の観点から、証券会社の取引の公正の確保及び財務の健全性の確保を図るための証券会社が遵守すべき法令諸規則等が詳細に定められているところである。

検査マニュアルは、証券会社を実際に検査する際の具体的な着眼点の参考となるべきものや、個々の法令等の一般的な解釈等となるものを記載しており、検査官が詳細な証券関係の法令等に係る遵守状況を把握する際の有用な手引きとなることに資するようにしている。ただし、法令等遵守及び財務の状況の把握に係る検査マニュアルは必ずしも全ての事項を網羅しているものではなく、検査の実施に当たっては、その実情に応じ各検査官の創意工夫が欠かせないことに留意する必要がある。

このように、検査マニュアルは本来的には検査官のための手引書であるが、証券会社においても、この検査マニュアルを参考とし、証券会社の役職員の法令等の理解の促進及び法令等遵守意識の徹底に活用されることを期待しているものである。

検査マニュアルの項目は、あくまで法令等に違反する行為の端緒を見いだすものであり、実際に法令等に違反するおそれがある行為が把握された場合には、証券取引法等の関係法令、自主規制機関の諸規則等に照らして判断されるべきものであることは言うまでもない。

## (2) 法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の的確な把握

検査マニュアルにおいては、法令等遵守及び財務の状況の把握にとどまらず、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の確認検査にも重点を置くこととしている。

すなわち、証券会社の自己責任原則という観点から、証券会社の取締役会、監査役、会計監査人等が、内部管理・外部監査体制の中で、それぞれ、どのような役割を担うことが適切か等、責任の所在を意識したマニュアルを策定している。特に、経営陣自身が、証券会社の抱える法令等遵守上の弱点や各リスクの特性を十分理解し、必要な資源配分を行い、かつ、適切な内部管理等を行っているか否かを確認していく、いわゆるトップダウン型の検査方式を念頭に置いている。

このため、証券会社の自己責任に基づく経営を促す観点から、これを公表することとするとともに、証券会社の自己管理にも使用しやすいチェックリスト方式も採り入れられている。また、証券会社の業務範囲が多様であることを踏まえ、全ての証券会社に共通するチェック項目を中心としたマニュアルではなく、むしろ、先進的な証券会社を念頭におくとともに、インターネット等を利用した証券取引などの最近の証券市場を巡る動きに係るチェック項目も積極的に採り入れたマニュアルとしている。

このように法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の確認にも重点を置くことは、次のような観点から、公益及び投資者の保護に資するものと考えている。

まず、法令等・財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資することになる。

また、検査により、法令等遵守態勢・リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資することになる。

さらに、法令等遵守態勢・リスク管理態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することになる。

## 3. 証券検査マニュアルの位置付け等

証券検査マニュアルは、あくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の取引の公正の確保及び財務の健全性の確保を図るとともに投資者の保護を図ることが期待される。

マニュアルのうち、特に法令等遵守態勢・リスク管理態勢に係る各チェック項目は、検査官が証券会社の態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を法的に義

務付けるものではない。マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、業務範囲や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義通りの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の取引の公正の確保及び財務の健全性の確保を図るとともに投資者の保護を図る観点から、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは証券会社の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば不適切とするものではない。したがって、検査官は、立入検査の際に証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

## 第2 チェックリスト等

### I. 法令等遵守

- (1) 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）
- (2) 取引の公正確保に係る法令諸規則の遵守に関する検査用マニュアル  
取引の公正確保に係る法令及び参考事項集
- (3) 顧客資産の分別保管に関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル
  - ① 顧客資産の分別保管態勢の確認検査用チェックリスト
  - ② 顧客資産の分別保管検査用マニュアル

### II. 財務規制（リスク管理）

- (1) 自己資本規制比率に関する検査に係るチェックリスト及びマニュアル
  - ① 自己資本規制比率の管理態勢確認検査用チェックリスト
  - ② 自己資本規制比率検査用マニュアル
- (2) 純財産額検査用マニュアル
- (3) リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）
- (4) 市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- (5) 信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- (6) 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- (7) 事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- (8) システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

### III. 電子証券取引

- (1) 電子証券取引に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト
- (2) 電子証券取引に関するリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

## 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）

本チェックリストは、改めて取締役会等や監査役会等に求められている役割を記載しているほか、コンプライアンスを実現するための施策等を記載し、内部管理統括責任者を含む取締役等のコンプライアンスに対する自覚を求め、会社全体にコンプライアンス重視の企業風土が醸成されることにより、証券会社が証券市場の担い手としての社会的責任が発揮されることを促すとともに、その遵守態勢の整備状況・機能発揮状況を確認検査するために作成した。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査並びに登録金融機関の行う証券業務に関する検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

### 【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、①検査官が、法令違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、②検査により、法令等遵守態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び③法令等遵守態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社の法令等遵守態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、法令等遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

### 【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは監査役会及び監査役をいう。



項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. 取締役会等による法令等遵守体制の整備状況	1. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	<p>1. 業務執行にあたる取締役の責任・義務</p> <p>(1) 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制し抑止するなど、適切な業務執行を実現し、ひいては、証券会社の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</p> <p>(2) 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。</p> <p>(3) 取締役会は、証券会社が証券市場の担い手として、重大な社会的責任があることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。</p> <p>(4) 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際して、コンプライアンスに関する重要な事項について議論しているか。</p>	<p>(注) 「法令等」とは、法令諸規則のほか、社内内部規定を含むものである。</p> <p>法令等とあわせ「事務ガイドライン」において、監督上の着眼点、留意点が整理記載されており、これを十分に踏まえる必要がある。</p> <p>「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。</p>
	2. 取締役会議事録等の整備 〔商法第 260条の 4〕	<p>2. 取締役会議事録等の作成及び備置</p> <p>(1) 取締役会議事録を作成しているか。</p> <p>(2) 取締役会議事録を法に定められた期間、備え置いているか。</p> <p>(3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成し、保存しているか。</p> <p>(4) 取締役会議事録及び原資料は、法令等遵守、リスク管理及び重大な証券事故等の報告が確認できる内容となっているか。</p>	
	3. 監査役会等による経営監視機能	<p>(1) 監査役は、コンプライアンスに関する取締役会に最低限一人は必ず出席しているか。また、その場合、商法特例法第18条第2項が適用される証券会社にあつては常勤監査役が望ましい。</p> <p>(2) 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。</p> <p>(3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。</p> <p>(4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。</p> <p>(5) 監査役会が組織される場合でも、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責務に基づき積極的な監査を実施しているか。</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	4. 法令等遵守に係る基本となる方針の存在チェック	<p>(6) 監査役会は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックしているか。</p> <p>4. 基本となる方針等の存在チェック</p> <p>(1) 「法令等遵守（コンプライアンス）」を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、取締役会において策定しているか。</p> <p>(2) 役職員に基本となる方針の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記〔参考〕に掲げる書類等を役職員に対して周知徹底しているか。</p> <p>(3) 反社会的勢力への対応については、警察等機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>(4) 基本となる方針は、単に倫理規程に止まらず、具体的な行動指針や行為規範として示しているか。</p> <p>〔参考〕  「経団連・企業行動憲章」及び「実行の手引き」（'96.12.17）  「日証協・倫理綱領」（'91.8.23）  「日証協・証券従業員に関する規則」及び「同細則」（'74.11.14）  「日証協・協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「同細則」（'75.2.19）  「日証協・証券事故の確認申請、審査等に関する規則」（'91.12.18）  「日証協・協会の内部管理責任者等に関する規則」（'92.3.18）  「日証協・証券会社の顧客管理等に関する行為規準」（'97.8.8）  その他の「日証協・公正慣習規則及び理事会決議」</p>	
	5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的行動」のチェック	<p>5. コンプライアンスに関しては、取締役が誠実に、かつ率先垂範して取り組んでいるか。</p> <p>(1) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるための具体的な施策が講じられているか。</p> <p>① 代表取締役は、年頭所感や支店長会議等、様々な機会を捉えて、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。</p> <p>② 取締役は、コンプライアンス担当部門を営業部門と同等に位置付け適切な人材と規模の確保に資するとともに、関心を持って管理し、業績評価、人事考課等において適切な評価を与えているか。</p> <p>③ 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>④ 定期的に各社における法令等遵守のための施策の評価及びフォローアップが行われているか。</p> <p>(2) 内部管理統括責任者に適材を確保し、内部管理統括責任者の責務である役職員に対する法令等遵守の意識の徹底と内部管理態勢の整備について、十分その機能を発揮し得る体制、方策が講じられているか。</p>	
II. 法令等遵守すべき事項の規程に係る整備状況	「コンプライアンス・マニュアル」のチェック	<p>(1) コンプライアンスを実践していくための具体的な手引書（遵守すべき法令等及びその解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示したもの。以下「コンプライアンス・マニュアル」と称する。）が取締役会によって決定又は承認されているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、Ⅶ. に掲げる内容のうち各社の業務を踏まえた法規制等に準拠するものとなっているか。また、「コンプライアンス・マニュアル」は、前述の「日証協・証券会社の顧客管理等に関する行為規準」等を反映させた証券市場の担い手としての証券会社の社会的責任を踏まえつつ、企業風土、経営組織体制及び業務実態等を勘案した適切かつ具体的な内容となっているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及びその内容は、役職員に周知徹底されているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、適時、適切にその内容の見直しを行っているか。</p> <p>(5) 基本となる方針の作成、変更に際しては、法務担当部門や必要に応じて弁護士等のリーガルチェックを実施しているか。また、新たな業務の開始、新たな商品の販売に際してもリーガル・チェックを同様に実施しているか。</p>	
III. 遵守態勢が機能しているか否かの社内チェック体制の整備状況	1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック	<p>(1) コンプライアンスを実践していくための具体的な実践計画（規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画など。以下「コンプライアンス・プログラム」と称する。）が取締役会によって決定又は承認されているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・プログラム」が策定され、適時、合理的に見直しが行われているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・プログラム」の担当部署の責任が明確となっているか。また、代表取締役又は取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握し、評価しているか。</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	2. 「コンプライアンスにかかる問題を一元管理する部署、部門等」のチェック	<p>(5) 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、営業部店の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況及び効果を業績評価、人事考課等に公平に反映しているか。</p> <p>(1) コンプライアンスにかかる問題を一元管理する体制等を構築し、内部規程等を整備しているか。</p> <p>① コンプライアンスに関する統括部署が設置され、必要に応じ内部管理統括補助責任者が配置されているか。また、統括部署の所掌事項を明確にしているか。さらに、内部管理統括補助責任者が複数置かれる場合、役割分担が明確にされているか。</p> <p>② 各営業部門（本部各営業部門、各営業店等）ごとに、適切に内部管理責任者が配置され、営業部門から独立して職務を遂行する体制となっているか。</p> <p>③ 証券事故等の発生に際し、正確かつ機動的な対処が可能な体制を整備しているか。</p> <p>(2) コンプライアンス関連の情報を適確に収集、管理しているか。</p> <p>① 統括部署と各営業部門（営業店）との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。</p> <p>② 統括部署と各営業部門（営業店）との連携を図っているか。また、問題点が発見された場合、担当者は直ちに統括部署に報告する体制にしているか。</p> <p>③ 内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者は、常時、的確に法務関連の情報を掌握しているか。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。</p> <p>① 内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者自らが、研修に参与しているか。また、講師等で積極的に参画しているか。</p> <p>② 職務等に応じた法令等遵守のための研修体制等が確立されているか。</p> <p>③ 各業務部門ごと、あるいはブロックごとに最低限必要とされる法令等の研修が行われているか。</p> <p>④ 日証協等の自主規制機関やその他の外部機関が開催する研修の受講を奨励しているか。</p>	<p>「協会の内部管理責任者等に関する規則（公正慣習規則第13号）第11条に規定する内部管理責任者</p> <p>（注）「証券事故等」とは、証券会社に関する内閣府令第46条第1項第9号に規定する「事故等」並びに証券従業員に関する規則（公正慣習規則第8号）第10条に規定する「証券事故」をいう。以下同じ。</p>

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(4) 証券事故等や苦情等に対処する体制を整備しているか。</p> <p>① 苦情等の顧客の申出事項の記載簿を整備しているか。</p> <p>② コンプライアンスを統括する部署は、適切に苦情等の事後確認を実施しているか。</p> <p>③ 証券事故等の事実確認、発生原因及び関係者の責任追及、監督責任の明確化等を図る体制が確立されているか。また、証券事故等の調査解明は、証券事故等とは独立した別の部署で行われているか。</p> <p>さらに、取締役は証券事故等の再発防止策の策定に当たって積極的に関与し、具体的な再発防止策を策定し、その実効性の確保に努めているか。また、監査役は取締役の当該業務の適正な遂行を監視しているか。</p> <p>なお、刑罰法令に抵触している事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。</p> <p>④ 証券事故等を行政機関等に適切に報告しているか。</p> <p>⑤ 事務処理ミス等による約定訂正処理は適切に行われているか。また、その内容は後日確認できるようになっているか。</p> <p>⑥ 証券事故が証取法の定める重要事実該当する場合において適時開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>(5) 営業責任者は、事故防止の観点から法令等により顧客から徴求する必要書類等の受入れ及び内部監査部門等における指摘事項の改善は営業部店自身の責務であることを認識させ、その実行を担保する体制としているか。</p> <p>(6) やむを得ない理由により特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させている場合には、事故防止のために適切な方策を講じているか。</p> <p>(7) 管理者は、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、職員（管理者を含む。）が一定期間職場を離れるなど、事故防止の方策を採っているか。なお、職場を離れる方策を採り得ない場合、あるいは、職場を離れる方策が事故防止等に有効でない場合は、管理職による同行訪問や単独訪問など事故防止等の観点を踏まえた実効性ある方策を講じているか。</p>	<p>(注) 管理者とは、「コンプライアンスを所掌している部門の管理職（取締役を含む。）又は内部管理統括補助責任者」をいう。</p>

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(8) テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。</p> <p>① 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。</p> <p>② テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。(また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。)</p> <p>③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。</p> <p>④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。</p> <p>⑤ 顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。</p>	<p>(注) 左記の「顧客管理」とは、金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。</p>
<p>IV. 法令等遵守のための具体的施策の実施状況</p>	<p>1. 管理部門の実効性のチェック</p>	<p>(1) 内部管理関係の組織形態、権限、人員配置等は適切なものとなっているか。また、それらは適切に機能しているか。</p> <p>(2) 内部管理統括責任者は、内部管理の整備等その職務を果たしているか。</p> <p>(3) 内部管理統括責任者と取締役社長との連携、内部管理統括責任者と内部管理統括補助責任者、内部管理責任者及び営業責任者の関係を明確にし、それが適切に機能しているか。</p> <p>(4) コンプライアンス担当部署(監査(検査)、営業考査、売買審査等の部門)が適切に配置され、各部門の所掌事項が明確にされるとともに、相互の連携が密接に保たれているか</p> <p>(5) 各管理部門の調整等が必要な場合、適切に機能する体制となっているか。例えば、営業店への指示内容が各管理部門で異なる場合等において、どの部門が調整部局となるか明確になっているか。</p> <p>(6) 営業部門等(本店営業部門、営業店等)にコンプライアンス担当者(内部管理責任者)及び営業責任者が適切に配置されているか。また、内部管理責任者の職務遂行に際し、内部管理責任者が配置されている営業部門等の長から独立して職務を遂行する体制、権限等となっているか。また、それが明確に規定されているか。</p> <p>(7) 営業部門等の内部管理責任者が内部管理統括責任者に対して定期的及び必要に応じ随時に当該営業部門等のコンプライアンスの状況について報告する体制となっているか。</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(8) 内部管理統括責任者は、常時、的確にコンプライアンス関連の情報を収集し、掌握しているか。また、掌握した情報の中で法令等の遵守に関する情報については、適切な手段、方法により、役職員に周知徹底させているか。また、その状況を把握しているか。</p> <p>(9) 内部管理業務を適切に遂行していくための各種管理資料は適正に作成され、有効に利用されているか。また、当該管理資料が適切に保管されているか。</p> <p>(10) 証券業協会、取引所等の自主規制機関からの注意事項、調査依頼等に対して適切に対応しているか。関係書類の作成、保管は的確になされているか。</p>	
	2. 法令担当部門の設置・社内規程の整備状況のチェック	<p>(1) 法令・社内規程等の指導・解釈等を行う担当部署が明確となっているか。</p> <p>(2) 必要な社内規程が適切に整備されているか。例えば、証券業協会規則等において社内規程の制定が必要とされているものが整備されているか。</p> <p>(3) グループ企業内の既存の共通ルールが有る場合等において、そのような社外のルールを導入する際に、我が国の証券取引法令等に照らして、当該ルールが妥当かあるいは十分かどうか（補充の規程の要否）等について検討を行っているか。</p> <p>(4) 営業部門等で法令・社内規程等の解釈等について疑義があった場合、法令等担当部署に確認がなされているか。営業部門等での独自の解釈等で業務を行っていないか。</p> <p>(5) 役職員のインサイダー取引管理体制の整備が図られているか。また、それは適切に機能しているか。</p>	
	3. 営業員の法令等の理解の促進及び法令等の遵守意識の徹底のための施策の実施状況のチェック	<p>(1) 法令等担当部署において、営業員に周知すべき法令通達（証券業協会及び証券取引所からの注意文書等を含む）が全体的に把握されているか。また、これらの法令通達を単に各営業部門等に配付しているだけでなく、適宜制定の趣旨やその取扱いについて解説しているか。</p> <p>(2) 当該証券会社における新たな商品の販売に際しては、法令等の適合性の検討にとどまらず、新たな商品の特性等を十分検討し、役職員に対し周知徹底させているか。また、周知徹底されることを確保する体制が整備されているか。</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(3) 法令等担当部署は、営業員に対し法令通達及び社内規程等を適切な方法で周知しているか。例えば、社内配付・回覧等により周知するほかに研修や会議等において理解を深め周知徹底を図っているか。</p> <p>(4) 営業部門等において、各営業員に対し法令通達及び社内規程等を適切に周知しているか。また、法令等担当部署は、営業部門等に対し周知の方法等について指導等を行っているか。</p> <p>(5) 法令等について、それらの適切な理解がなされるような方法で周知されているか。例えば、具体的事例に則した教育を行っているか。</p> <p>(6) 営業員研修、会議等において法令遵守意識の徹底がなされているか。</p> <p>(7) 営業員研修、会議等の結果、法令等の理解及び法令遵守意識の徹底等の効果については、法令等担当部署が何らかの形で把握しているか。</p> <p>(8) 法令等の不知又は理解不足、法令遵守意識の欠如が原因となる法令違反、事故、事務ミス等が生じた場合、法令等担当部署がその事実を把握する体制となっているか。</p> <p>(9) 社内検査において法令等遵守状況及び法令等の周知の徹底が的確に検証されているか。</p> <p>(10) 営業員に対する研修等の効果が不十分であること、営業員の法令等の不知又は理解不足、又は法令遵守意識の欠如が把握された場合、その原因を究明し、それらを改善するための対応策を実施する体制となっているか。</p>	
	4. 業務運営体制のチェック	<p>(1) 業務運営体制・方法は、法令等に適合したものとなっているか。</p> <p>(2) 新たな業務を行う際に法令担当部署において法令等に照らした検討を行う体制となっているか。</p> <p>(3) 管理部門等は、新たな法令通達及び社内規定等が発出された場合において、既存の業務運営等がそれに適合しているかの検討を行っているか。また、改善が必要な場合は対策がとられているか。</p> <p>(4) 管理部門等は他の営業部門等がどのような業務運営を行っているかを把握・理解しているか。また、管理部門等により、通常の業務運営方法に則らない不適正な業務運営が行われていないか等の必要なチェックは行われているか。</p> <p>(5) 営業部門等の内部管理責任者等により日常の業務運営の点検・指導がなされているか。</p> <p>(6) 問題点が把握された場合において、その原因を究明し、必要な対策を行っているか。</p>	



項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	5. 営業員管理体制及び顧客管理体制のチェック	<p>(7) 業務運営において、管理者が承認をする又は報告を受けるなど、管理体制が的確に機能しているか。</p> <p>(1) 管理体制の整備</p> <p>① 顧客に対して直接投資勧誘行為を行う営業員について適切な管理が行われているか。また、営業店における日常的なチェックシステムは十分か。また、それは有効に機能しているか。</p> <p>② 顧客管理体制は適切に整備され、機能しているか。</p> <p>③ 営業員管理及び顧客管理について、内部管理責任者及び営業責任者が、その職責をもって適切に把握する体制となっているか。</p> <p>④ 営業員管理及び顧客管理関係の社内規程は適切に整備されているか。</p> <p>⑤ 営業員が商品特性等を把握した上で顧客に対し十分な説明を行っていることについて確認する体制となっているか。</p> <p>⑥ 顧客の投資勧誘のための資料等について、適切な審査等を行う体制となっているか。</p> <p>⑦ 有価証券取引が公正に行われ、証券市場の透明性や信頼性を確保するために、不公正取引の防止のための方策を講じているか。また、それは適切に機能しているか。</p> <p>⑧ 顧客によるインサイダー取引の未然防止のための方策を講じているか。また、それは適切に機能しているか。</p> <p>(2) 営業店における営業実態の把握</p> <p>① 営業員の顧客に対する投資勧誘行為は、顧客の属性等に配慮する等投資者保護の観点から適切なものとなっているか。</p> <p>② 営業員の投資勧誘について、営業責任者及び内部管理責任者がチェックする体制となっているか。</p> <p>③ 不公正取引の防止のための確認は適切に行っているか。</p> <p>④ 顧客によるインサイダー取引の未然防止のため、内部者登録を徹底しているか。また、注文受託の際、未然防止のための確認は適切に行っているか。</p> <p>⑤ 営業責任者及び内部管理責任者は、注文伝票等のチェックに際し、適切な営業活動が行われているかという観点から検証を行っているか。</p> <p>⑥ 市場仲介者として誠実かつ公正であるべき証券会社の営業姿勢として不適切なものはないか。</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
V. 法令等に違反した場合の懲罰規程の整備・運用状況	「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	<p>(1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合には、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。</p> <p>① 取締役</p> <p>イ. 取締役会の招集〔商法第 259条〕</p> <p>ロ. 監査役への報告〔商法第 274条ノ 2〕</p> <p>② 監査役</p> <p>イ. 取締役の違法行為の差止〔商法第 275条ノ 2〕</p> <p>ロ. 取締役会の招集〔商法第 260条ノ 3 第 3 項、同条第 4 項〕</p> <p>ハ. 取締役会への報告〔商法第 260条ノ 3 第 2 項〕</p> <p>ニ. 株主総会に対する意見報告〔商法第 275条〕</p> <p>ホ. 監査報告書への記載〔商法第 281条ノ 3 第 2 項第 10 号〕</p> <p>(2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。</p> <p>(3) 取締役等は証取法第 28 条の 4 第 9 号イ～へに規定する欠格事由に該当していないか。</p> <p>(4) 適切な人材が監査役として選任されているか。</p> <p>(5) 監査役による法令等の遵守状況についての監査が実施されているか。</p> <p>(6) 法令等に係る重大な違反行為が発見された場合、特に、内部管理責任者等が違反行為と承知した場合に、内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者及びコンプライアンス統括部署に対する報告体制が整っているか。</p> <p>(7) 社内においてコンプライアンスに関して重大な事項が発生した場合には、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告されているか。</p> <p>(8) 懲罰規程が整備されているか。また、法令等違反者に対する処分は、厳正かつ公正に行われているか。</p> <p>なお、違反者及び違反行為を隠蔽した者に対しては、特に厳格に対処しているか。</p> <p>(9) 内部管理統括責任者に適材を確保し、内部管理統括責任者の責務である役職員に対する法令等遵守の意識の徹底と内部管理態勢の整備について、十分その機能を発揮し得る体制、方策が講じられているか。</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
VI. 訴訟等	1. 訴訟に対する体制	取締役会は訴訟を提起すること及び提起されることの重要性を十分に認識しているか。	
	2. 訴訟への対応についての重要性の認識	会社役職員の行為によって株主に不利益となるような行為を引き起こすことに対して十分な注意を行っているか。例えば、役職員に対する啓蒙や後述する内部連絡制度の整備などによって、経営の健全性を確保するような努力を行っているか。	
	3. 内部連絡制度	相互牽制の実効性確保の観点から役職員の行為に対して法令上問題があると判断した他の役職員が法律専門家等に相談・連絡できるような体制が採られているか。	
VII. 証券会社とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要	1. 「証券会社」に対する法規制 (1) 法律 ① 証券取引法 ② 外国証券業者に関する法律 ③ 投資信託及び投資法人に関する法律 ④ 金融商品の販売等に関する法律 ⑤ 株券等の保管及び振替に関する法律 ⑥ 社債等の振替に関する法律 ⑦ 金融先物取引法 ⑧ 資産の流動化に関する法律 ⑨ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律 ⑩ 保険業法 ⑪ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ⑫ 貸金業の規制等に関する法律 ⑬ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 ⑭ 抵当証券法 ⑮ 抵当証券業の規制等に関する法律 ⑯ 商品投資に係る事業の規制に関する法律 ⑰ 不動産特定共同事業法 ⑱ 前払式証票の規制等に関する法律 ⑲ 無尽業法 ⑳ 信託業法 ㉑ 社債等登録法 ㉒ 担保附社債信託法	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>⑳ 商品取引所法 ㉑ 上記法律に相当する外国の法令 (2) 政令・府令・告示 (3) 証券業協会及び証券取引所の定める諸規則</p> <p>2. 「株式会社」に対する法規制 (1) 商法第2編 (2) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律</p> <p>3. その他「信用秩序及び市場秩序」に関する法規制 (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (2) 不正競争防止法 (3) 不当景品類及び不当表示防止法 (4) 商品取引所法 (5) その他消費者保護に関する法制 ① 消費者保護基本法 ② 消費者契約法 ③ 利息制限法 ④ 割賦販売法 ⑤ 特定商取引に関する法律 ⑥ 無限連鎖講の防止に関する法律 (6) 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律</p> <p>4. その他「商取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪（商法第486条第1項）・背任罪（刑法第247条）・業務上横領罪（刑法第253条） (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (5) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (6) 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 (7) 個人情報保護に関する法律</p>	
	2. 「会社経営」に関する主な法規制	<p>1. 商法関連 (1) 増資ルールの違反（商法第280条ノ2以下） (2) 粉飾決算・違法配当（商法第290条、第486条、第489条） (3) 反社会的勢力との関係遮断（総会屋等への利益供与—商法第294条ノ</p>	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		2、第 497条) (4) 虚偽のディスクロズ (商法第 498条、証取法第 197条) 2. その他 (1) マネー・ローンダリング (疑わしい取引の届出—組織犯罪処罰法第54条、犯罪収益等隠匿及び收受—第10条及び第11条) (2) 本人確認 (本人確認法3条) (3) 本人確認記録の作成、保存 (本人確認法4条) (4) 取引記録の作成、保存 (本人確認法5条)	
	3. 証取法の規制 1. 「証券業務」に関する法規制	1. 有価証券の募集売り出しに係る届け出書 (証取法第4～7条) 2. 目論見書の交付義務 (証取法第13条、15条) 3. 届出書の発効に伴う真実性の認定、表示等の禁止 (証取法第23条) 4. 発行登録書の提出義務 (証取法第23条の3) 5. 発行登録追補書類の未提出等の場合における売り出し等の禁止 (証取法第23条の8) 6. 適格機関投資家向け勧誘の告知 (証取法第23条の13) 7. 海外発行証券の少人数向け勧誘の条件の開示 (証取法第23の14) 8. 顧客に対する誠実義務 (証取法第33条) 9. 取引態様の事前明示義務 (証取法第38条) 10. 取引の概要を記載した書面の交付 (証取法第40条) 11. 取引報告書の作成・交付義務 (証取法第41条) 12. 禁止行為 (証取法第42条) (1) 断定的判断を提供して勧誘する行為 (2) 取引—任勘定取引の契約を締結する行為 (3) 過度の大量推奨販売等 (4) フロントランニング (5) 相場変動目的取引 (6) その他府令で定める行為 13. 損失補てん等の禁止 (証取法第42条の2) 14. 適合性の原則 (証取法第43条) 15. 最良執行義務 (証取法第43条の2) 16. その他業務に係る禁止行為 (証取法第44条) (1) 投資顧問業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘 (2) 投資信託委託業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘 (3) 金銭の貸付を条件とした売買の受託 (4) その他府令で定める行為	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		17. 親法人等又は子法人等との間の禁止行為（証取法第45条） (1) アームス・レングス・ルール (2) 信用供与に係る抱き合わせ販売 (3) その他府令で定める行為 18. 引受人の信用供与の制限（証取法第46条）	
	2. 「証券取引」に関する主な法規制	1. 不正取引行為の禁止（証取法第 157条） 2. 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止（証取法第 158条） 3. 仮装売買、相場操縦の禁止（証取法第 159条ないし第 160条） 4. 自己計算取引・売買一任取引又は過当数量取引の制限（証取法第 161条） 5. 信用取引保証金等の預託（証取法第161 条の2） 6. 空売りの規制（証取法第 162条） 7. インサイダー取引の禁止（証取法第 167条） 8. 虚偽の文書の作成・配付の禁止（証取法第 168条） 9. 対価を受けて行う新聞・雑誌等への意見の表示（証取法第 169条） 10. 有利買付け等の表示の禁止（証取法第 170条） 11. 一定の配当等の表示の禁止（証取法第 171条）	
	3. 「顧客保護」に関する法規制	1. 顧客資産の分別管理（証取法第47条） 2. 顧客の有価証券の担保に係る同意書の徴求（証取法第47条の2） 3. 証券会社の投資者保護基金の加入義務（証取法第79条の27） 4. 証券会社の所属する投資者保護基金の負担金等の納付（証取法第79条の64、第79条の66）	
	4. 「業務」に関する法規制	1. 下記の業務の認可（証取法第29条） (1) 店頭デリバティブ取引業務 (2) 元引受業務 (3) 私設取引所（PTS）業務 2. 変更届出書の提出（証取法第30条） 3. 兼業業務に係る届け出（証取法第34条2、3項） 4. 付随・兼業業務以外の業務に係る承認（証取法第34条4項）	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		5. 名義貸しの禁止（証取法第35条） 6. 社債募集の受託の禁止（証取法第36条） 7. 金融機関の証券業務の禁止（証取法第65条）	
	5. 「経理」に関する法規制	1. 純財産額の維持（証取法第28条の4第3号） 2. 資本金の基準（証取法第28条の4第2号） 3. 営業年度（4月1日から翌年の3月31日まで）（証取法第48条） 4. 営業報告書の提出（証取法第49条） 5. 説明書類の作成・供覧（証取法第50条） 6. 証券取引責任準備金の積立て（証取法第51条） 7. 自己資本規制比率（証取法第52条） (1) 自己資本規制比率の届け出（第1項） (2) 自己資本規制比率（120%）の維持義務（第2項） (3) 自己資本規制比率を記載した書面の公衆縦覧（第3項） 8. 法定帳簿の作成及び業務の報告義務（証取法第188条） 法定帳簿（証券会社に関する府令第60条2項） (1) 注文伝票 (2) 取引日記帳 (3) 総勘定元帳 (4) トレーディング商品勘定元帳 (5) 現先取引勘定元帳 (6) 顧客勘定元帳 (7) 受渡有価証券記番号帳 (8) 保護預り有価証券明細簿 (9) 日計表 (10) 現金出納帳 (11) 私設取引システム運営業務に係る取引記録 (12) 取引残高報告書 (13) 有価証券等清算取次ぎに係る取引記録	
	6. 「役職員・外務員」に関する法規制	1. 証券会社の取締役等の親銀行等との兼職の禁止（証取法第32条1項、2項） 2. 証券会社の取締役等の兼職に係る届け出（証取法第32条4項） 3. 外務員の登録及び登録事項の変更届け（証取法第64条、第64条の4） 4. 外務員に対する監督上の処分（証取法第64条の5）	

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
	7. 「監督」に関する法規制	<p>1. 監督上の処分（証取法第56条）</p> <p>(1) 純財産額が資本の額を下回ったとき（証取法28条の4第3号）</p> <p>(2) 不正の手段による証券会社の登録</p> <p>(3) 証券業等の法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき</p> <p>(4) 業務又は財産の状況に照らし支払い不能に陥るおそれがあるとき</p> <p>(5) 認可業務にかかる認可条件違反</p> <p>(6) 取締役等が証取法第28条の4第9号イからへに規定する欠格事由に該当することとなったとき等</p> <p>(7) 認可業務の認可を受けた証券会社が損失の危険の管理に関し、適切な体制及び規則の整備が不十分であるとき等</p> <p>2. 監督命令（証取法第56条の2）</p> <p>(1) 自己資本規制比率が120%を下回った場合の監督命令（1項）</p> <p>(2) 自己資本規制比率が100%を下回った場合の業務停止（2項）</p> <p>(3) 自己資本規制比率が100%を下回り、回復の見込みがない場合の登録の取消し（3項）</p> <p>3. 合併等の場合にかかる届け出（証取法第54、55条）</p> <p>4. 報告徴求及び検査権（証取法第59条）</p> <p>5. 資産の国内保有命令（証取法第60条）</p> <p>6. 証券業協会の協会員である証券会社の報告義務（証取法第79条の2）</p> <p>7. 証券業協会の協会員である証券会社の法令、協会規則等の違反にかかる処分（証取法第79条の6第4項、協会定款第25条1項3号）</p> <p>8. 証券会社の投資者保護基金への報告又は資料の提出及び通知（証取法第79条の53）</p> <p>9. 証券取引所の会員である証券会社の法令、取引所の定款等の違反にかかる処分（証取法第87条、取引所定款第50条）</p>	
参考	犯則事件の範囲 (証取法第210条、証取法施行令第45条)	<p>1. 証取法第197条の罪</p> <p>(1) 不実記載のある届出書の提出</p> <p>(2) 公開買付開始公告等の虚偽の表示</p> <p>(3) 不実記載のある公開買付け開始公告等の提出</p> <p>(4) 発行会社による公開買付け等の重要事実の不公表等</p> <p>(5) 詐欺的行為の禁止違反</p> <p>(6) 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止違反</p> <p>(7) 相場操縦等の禁止違反</p>	<p>第5条ほか</p> <p>第27条の3第1項ほか</p> <p>第27条の3第1項ほか</p> <p>第27条の22の3第1項又は3項</p> <p>第157条</p> <p>第158条</p> <p>第159条</p>



項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>2. 証取法第 198条第 1号から第10号まで又は15号の罪</p> <p>(1) 募集又は売出しの届け出受理前のその取扱い等</p> <p>(2) 不実記載のある届出書等の写しの提出等</p> <p>(3) 届出の効力発生前の取引制限違反等</p> <p>(4) 公開買付けの開始公告の未実施</p> <p>(5) 有価証券報告書等の不提出</p> <p>(6) 不実記載のある有価証券報告書の添付書類の提出</p> <p>(7) 不実の書類の写しの公衆縦覧への提供</p> <p>(8) 虚偽記載のある公開買付け説明書等の交付</p> <p>(9) 違法な公開買付けの撤回等の公告</p> <p>(10) 発行会社による公開買付けにつき重要事実の通知懈怠</p> <p>(11) インサイダー取引の禁止</p> <p>3. 証取法第198 条の3の罪 損失補填等の禁止</p> <p>4. 証取法第 200条 1号から14号まで、第16号又は17号の罪</p> <p>(1) 届出書類の写しの不提出等</p> <p>(2) 訂正届出書の不提出</p> <p>(3) 目論見書の交付義務違反</p> <p>(4) 訂正発行登録書の不提出</p> <p>(5) 訂正報告書等の不提出</p> <p>(6) 有価証券届出書等の写しの公衆縦覧への不提供</p> <p>(7) 公開買付開始公告義務等の違反</p> <p>(8) 公開買付の訂正届出書等の不提出</p> <p>(9) 公開買付説明書等の不交付</p> <p>(10) 意見表明報告書の不提出</p> <p>(11) 不実記載のある意見表明報告書等の写しの送付</p> <p>(12) 大量保有報告書等の訂正報告書の不提出</p> <p>(13) 顧客の損失補填禁止規定違反</p> <p>(14) 事故による損失補填の確認申請書等の虚偽記載</p> <p>(15) 類似市場の開設の禁止</p> <p>(16) 虚偽の相場を記載した文書の作成等</p> <p>5. 証取法第 200条の3第2号の罪 認可業務にかかる条件違反</p>	<p>第4条 第6条ほか 第15条ほか 第27条の3第1項ほか 第24条第1項又は3項ほか 第24条第6項ほか 第25条第2項ほか 第27条の9第1項ほか 第27条の11第1項但し書ほか 第27条の22の3第2項 第166条</p> <p>第42条の2第1項</p> <p>第6条ほか 第7条前段ほか 第15条2項ほか 第23条の4前段ほか 第24条の2第1項ほか 第25条第2項ほか 第27条の7第2項ほか 第27条の8第2項から第4項までほか 第27条の9第2項又は第3項ほか 第27条の10第1項 第27条の10第3項 第27条の29第1項 第42条の2第2項ほか 第42条の2第5項ほか 第167条の2 第168条</p> <p>第29条の2第1項</p>

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>6. 証取法第 205条第 1号から第4号まで、第8号又は第11号から第13号までの罪</p> <p>(1) 届け出時期の制限等の違反</p> <p>(2) 意見表明報告書の訂正報告書の不提出</p> <p>(3) 意見表明報告書の写しの不送付</p> <p>(4) 公開買付者の違法な表示</p> <p>(5) 取引概要を記載した書面の契約締結前の書面交付義務違反</p> <p>(6) 自己計算、過当投機の制限違反</p> <p>(7) 特定有価証券等の売買に関する報告書の提出等</p> <p>(8) 役員又は主要株主の禁止行為又は証券記事等の制限違反</p> <p>7. 証取法第 205条の 2 第 4号の罪 取引報告書の作成・交付義務違反</p>	<p>第 4条第 3項、5項ほか 第27条の10第 2項ほか 第27条の10第 3項ほか 第27条の15第 2項ほか 第40条 第 161条第 1項又は 2項 第 163条又は第 164条第 5項 第 165条又は第 169条</p> <p>第41条</p>

## 取引の公正確保に係る法令諸規則の遵守に関する検査用マニュアル

本マニュアルは、取引の公正確保に係る法令諸規則の遵守状況を把握する際の検査官の着眼点についてとりまとめたものである。「取引の公正確保に係る法令諸規則」とは、証券取引法第194条の6第2項により証券取引等監視委員会に委任されている法令及びそれらに関連する自主規制機関の諸規則をいう。

本マニュアルは、証券会社及び外国証券会社に係る検査並びに登録金融機関の行う証券業務に関する検査において適用するものである。本マニュアルにおいては、特にことわりのない限り、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

### 【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本マニュアル等を参考とし、創意・工夫を十分に凝らし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本マニュアルの各項目は、検査官が証券会社の取引の公正確保に係る法令諸規則の遵守に関する検査を行う際の参考となるべき事項をあくまで例示として掲げたものであり、これらの事項は証券会社に何らの義務を課するものではない。検査において本マニュアルを利用するに当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を踏まえ、検査官自身の創意・工夫を加味し活用すべきものであり、検査官が本マニュアルの項目を悉皆的に検証することを目的としたものではなく、各項目を機械的・画一的に検査すれば足りるというものではない。また、本マニュアルが取引の公正確保に係る検査の内容の必ずしもすべてを網羅したものではないことに留意する必要がある。法令諸規則の遵守に関する検査においては、法令違反行為等（法令又は諸規則に違反する行為をいう。以下同じ）を指摘することがその目的であり、本マニュアルの内容を確認すること自体が目的ではないことは言うまでもないことである。

本マニュアルの項目は、その各項目の該当性を判断するためのものではなく、あくまで法令違反行為等の端緒を見いだすためのものであることに留意する必要がある。すなわち、本マニュアルの項目に該当することと法令違反行為等であることは基本的に別個な問題であり、逆に、本マニュアルの項目に該当しないものでも法令違反行為等となることはある。

法令諸規則に違反するおそれがある行為が把握された場合は、証券取引法等の関係法令、自主規制機関の諸規則に照らして吟味する必要がある。また、法令違反行為等が把握された場合においては、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」に基づき、法令等遵守態勢を点検し、法令違反行為等が生じた原因、背景等について精査する必要がある。

なお、証券会社においては、本マニュアルの項目を、社内の内部管理、内部監査等の際の参考として利用することは望ましいことと考えるが、本マニュアルはあくまで検査における法令違反行為等の把握のためのものであることに留意する必要がある。

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
I. 証券取引 検査の実施 にあたって の留意点	1. 検査官の心構え	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 検査官は、検査に際しては、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案して、その順序、分担等を定め、相互に緊密に連絡して効率的にこれを遂行するように努めなければならない。</li> <li>② 検査官は、検査に際しては、常に品位と信用を保持するように努めなければならない。</li> <li>③ 検査官は、検査業務の執行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。</li> <li>④ 検査官は、検査に際しては、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。</li> <li>⑤ 検査官は、常に問題意識を持って検査を行うよう努めなければならない。</li> </ul>	(注) 本項目は、本マニュアルにより検査を行う場合に限らず、検査を行う際に検査官が常に留意すべきものである。
	2. 検査実施上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 主任検査官は、臨店検査に際しては、検査着手時に検査を受ける証券会社の役員又は責任者に対し検査命令書を提示して、当該検査が法令の規定に基づく検査であることを確認させるものとする。</li> <li>② 検査官は、臨店検査の着手に際しては、証券会社の役員又は責任者に対し、検査証票を提示して、検査を行う旨を告げた後、検査に着手する。</li> <li>③ 検査官は、臨店検査に際しては、証券会社の金庫、書架等を検査する場合には、役員又は責任者1名以上を立ち合わせなければならない。</li> <li>④ 検査官は、臨店検査に際しては、役職員に対して行うヒアリングについて証券会社から社内の役職員の同席の要請があった場合は、不都合がない限りにおいて、これを認めるものとする。</li> <li>⑤ 検査官は、臨店検査に際しては、証券会社の営業等に支障を生じないように留意しなければならない。</li> <li>⑥ 臨店検査は、就業時間内にこれを行うものとする。ただし、立会人の承諾を得たときはこの限りではない。</li> </ul>	(注) 本項目は、本マニュアルにより検査を行う場合に限らず、検査を行う際に検査官が常に留意すべきものである。
	3. 検査資料の徴求	<p>証券会社の経営管理の状況及び業務運営等の状況を把握するため、検査遂行上必要と認められる資料について作成する。また、検査に際して必要があると認められる場合は、臨店しない本店等又は支店等から、当該検査に必要な報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>この場合、検査対象先の負担軽減との観点から、原則として、既存資料</p>	

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
		<p>を活用することとする。            検査資料の徴求に当たって留意すべき事項は次のとおりである。</p> <p>① 既存資料の有効利用            証券会社の管理資料として類似の既存資料がある場合は、これで代替する等徴求資料は、必要最小限にとどめ、証券会社の負担軽減に努める。</p> <p>② 迅速かつ正確な資料の作成            資料作成の依頼に当たっては、作成依頼する趣旨の理解を得るとともに、効率的で正確かつ迅速な処理を行うよう指示する。また、検査遂行上の必要性を考慮し、作成資料の提出については優先順位を付す等弾力的な対応に留意する。            検査を進める過程で随時作成依頼する資料についてもその依頼する資料の必要性を十分検討の上、必要最小限にとどめ、いたずらに証券会社の負担を増大させることのないよう留意する。</p> <p>③ 資料の慎重な取扱い            検査に当たって徴求する資料の中には、証券会社の秘密事項及び顧客のプライバシー等にわたるものが多いことから、その取扱いは慎重にする。</p>	<p>(注) 本項目の留意すべき事項は、本マニュアルにより検査を行う場合に限らず、検査を行う際に検査官が常に留意すべきものである。</p>
II. 営業の状況	1. 営業の基本的態度	<p>(1) 目的            営業の状況の検査は、証券会社の営業内容について、その特質、動向を明らかにするとともに、証券会社の業務の公共性を認識して、法令諸規則を遵守し、証券市場の担い手にふさわしい営業を行っているかどうかを見極め、基本的な問題点とその発生原因を明確にすることに目標を置いて実態把握を行うものとする。</p> <p>(2) 基本的態度に係る着眼事項            前記の目的を達成するために、次の点を着眼点とする。            イ 法令・諸規則は正しく遵守されているか。            ロ 営業体制、営業方針等からみて営業姿勢は適正か。            ハ 営業上の問題点及びその発生原因は何か。</p> <p>このため、以下の事項等について検討を行う。</p> <p>① 営業の特徴、動向を示す計数を把握し、これによりどのような営業姿勢がとられていると考えられるか。</p>	

項目	検査の実施項目	検査における着眼点	備考
		<p>② 営業方針、営業推進方策（営業上の具体的指令、業績の考課等）は適正と考えられるか。それらは営業内容の実態と隔絶したものとなっていないか。また、それらが営業姿勢についての問題点の原因となっていないか。</p> <p>③ 証券事故、顧客紛争、約定取消等の発生状況はどうか。特定部店又は扱者に偏って発生していることはないか。</p> <p>④ 投資勧誘資料、営業企画の資料、各種会議録等から、どのような営業が行われていると考えられるか。また、広告責任者等のチェックを経ずに営業員限りで投資情報に関する印刷物等の配付を行っていないか。</p> <p>⑤ 定期的な研修等、営業員の社内教育は十分行われているか。</p> <p>⑥ 顧客カード等の活用により、顧客属性に応じた勧誘を行う体制となっているか。</p> <p>⑦ 親法人等又は子法人等との取引は適正なものとなっているか。その他親法人等又は子法人等との関係で不適切なものはないか。</p> <p>(3) 営業姿勢、投資勧誘姿勢</p> <p>イ 適切な勧誘を行っているか。</p> <p>① 安定運用指向の顧客に対し、十分な説明をせず、ハイリスク商品を勧誘していないか。</p> <p>② 顧客の資金性格に合わない商品を勧誘していないか。例えば、老後資金で安定的な利息収入を希望する顧客に対し、短期のキャピタルゲイン狙い（ハイリスク）の取引を勧誘していないか。</p> <p>③ 追加資金のない顧客に対し、次々と頻繁な勧誘をしていないか。</p> <p>ロ 適切な商品説明等がなされているか。</p> <p>① 商品内容（基本的な性格、リスクの内容等）を十分理解させるように説明しているか。</p> <p>② 投資メリットのみを強調し、リスク等のデメリットの説明が不足していないか。</p> <p>③ 勧誘に際し、誤解を生ぜしめるべき表示をしているものはないか。</p> <p>④ 乗換えコストからみてメリットがない乗換えを勧誘をしていないか。</p> <p>⑤ 推奨理由は客観的なものか、恣意的、主観的なものになっていないか。</p> <p>⑥ その他、経済合理性に欠ける取引の勧誘はないか。</p>	

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
		<p>ハ 法令諸規則に違反する勧誘となっていないか。</p> <p>① 目論見書や先物取引等の説明書をルール通り交付しているか。誤解を与える説明をしていないか。</p> <p>② 投資勧誘資料の内容に不適切なものはないか。例えば、その内容が恣意的なものとなっていないか。また、広告責任者等は、適切な審査を行っているか。</p> <p>③ セールストーク等に虚偽や断定的な表示となるようなものはないか。</p> <p>④ その他、投資判断上の重要な事項の説明不足はないか。</p>	
	2. 株式の売買	<p>(1) 対顧客売買取引</p> <p>イ 顧客取引の実情</p> <p>不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について顧客取引の実情の検討を行う。</p> <p>① 営業店又は営業員において売買の集中している銘柄はないか。それについてどのような投資勧誘が行われているか。</p> <p>② 本店又は営業店において推奨銘柄等の決定はどのように行われているか。その勧誘資料はどのようなものを作成しているか。</p> <p>③ 特定の銘柄の売買状況に特異な点はないか。回転売買となっているものはないか。作為的な価格形成がなされていないか。これらについてどのような投資勧誘が行われているか。</p> <p>④ 営業店又は営業員の売買高のうち売買が頻繁に行われている顧客の売買高はどの程度の割合になるか。特定顧客の売買に依存している傾向はないか。取引一任勘定取引、顧客取引に仮装した営業員自身の売買、無断売買等はないか。</p> <p>⑤ 証券事故や顧客紛争等の内容からみて、顧客に対する投資勧誘態度に問題はないか。例えば、投資勧誘の際に有価証券の内容を十分説明しうる資料が整備されていたか、あるいは、複数の銘柄を提示して選択の余地を与えうる資料が作成されていたか、投資勧誘態度の問題を是正する措置がとられているか。</p> <p>⑥ 約定訂正処理は、適正に行われているか。</p> <p>⑦ 価格形成上において、問題となる取引はないか。</p> <p>⑧ 顧客の取引と営業員自身の売買の関係に問題はないか。</p> <p>⑨ 入在庫あるいは入出金等受渡しに不自然なものはないか。</p>	<p>・事後承諾売買は、無断売買に含まれる。</p>

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
		<p>ロ 一律集中的販売  市場シェア等が異常に高く、特定の営業部店又はブロックあるいは全店的に買付けが集中している銘柄を抽出し、特定銘柄について公正な価格形成を損なうおそれのあるような多数顧客に対する一斉かつ過度な勧誘行為の実態がないか以下の項目等について検討を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 推奨理由に問題はないか。</li> <li>② 自己勘定や特定顧客等の保有株式の売りさばきのための集中的買付けとなっていないか。</li> <li>③ 顧客の資金性格や取引経過から不自然なものはないか。</li> <li>④ 受注時刻及び受注条件がほぼ同一になっているものはないか。</li> <li>⑤ 受注時刻と約定時刻が逆転して見込み買付けとなっているものはないか。</li> <li>⑥ 買付けを受注した後、顧客が保有している他の銘柄の売却勧誘を行っていないか。</li> <li>⑦ 買付代金が立替え又は保証金預託不足となっていないか。また、その改善状況はどうか。</li> <li>⑧ 買付け後、短期間に損失となる反対売買を行って、更に他の銘柄に乗り換えていないか。</li> <li>⑨ 買付けのための売付け銘柄又は買付け銘柄の反対売却後の乗り換え銘柄が同一の一斉乗換えではないか。</li> <li>⑩ 買付け銘柄について約定訂正、約定否認等がないか。</li> <li>⑪ 価格形成上において、問題となる取引はないか。</li> </ol> <p>ハ 法令違反行為等や過大な売買取引等  社内管理資料や大口顧客調べ等の提出資料を参考にし、顧客の資力に比較して過大な数量や頻度の高い売買、資金性格及び顧客の属性等を勘案して特異な取引顧客を選定し、以下の項目等について検討を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 顧客の資力又は資金性格等を無視した過当勧誘を行っていないか。</li> <li>② 顧客の就業形態等からして不自然な受注執行となっているものはないか。</li> <li>③ 回転売買により売買損（評価損）が発生している場合、顧客が取引結果について了承しているか。また、証券事故、顧客との紛争になっているものはないか。</li> <li>④ 立替金や信用取引保証金の預託不足、維持率不足が目立っていないか。</li> </ol>	



項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
		<p>⑤ 同一扱者が、複数顧客から同一時刻に受注していないか。受注時刻に対し約定成立が不自然ではないか。</p> <p>⑥ 同一扱者の複数顧客の取引において銘柄等が同調的になっているものはないか。</p> <p>(2) 自己売買 顧客の取引との関連も踏まえ、不適正な自己売買の有無を把握するため、以下の項目等について検討を行う。</p> <p>① 自己売買が法令諸規則に準拠して行われているか。</p> <p>② 顧客の委託取引との関係で顧客の利益を害する自己売買を行っているものはないか。</p> <p>③ 自己の見込み買付け後に顧客に付け替えているもの（ハナ替え）はないか。</p> <p>④ 不適正な自己勘定への付替えはないか。</p> <p>⑤ 利益が確定しているような取引を特定の委託取引に付替えているものはないか。</p> <p>⑥ 事務ミスとして自己に付け替えたものの中で問題となるものはないか。</p> <p>⑦ 未公開の法人関係情報等を利用した不適正な取引を行っていないか。</p> <p>⑧ 自己の売買手口を隠ぺいするため、関係会社や系列・友好関係にある証券会社等を利用して不適正な取引を行っていないか。</p> <p>⑨ 立会外取引、取引所外取引等において、不適正な価格での取引を行っていないか。</p> <p>⑩ ファイナンス銘柄等特定銘柄について不適正な株価形成に関与していないか。</p> <p>⑪ 安定操作期間において問題となる取引はないか。</p>	
	3. 債券の売買	<p>不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について顧客取引の実情の検討を行う。</p> <p>① 同一の商品性格を持つ債券間の乗換えはないか。その乗換えに合理性があるか。また、償還直前の損切り、頻繁な損切り又は薄利の乗換えとなっていないか。</p> <p>② 社内の売買管理規制（短期売買等）を意図的に回避する取引はないか。</p>	

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
		③ 取引価格に異常なものはないか。 ④ 自己と顧客との間で損益の貸借になっている取引はないか。 ⑤ 新株予約権付社債や先物取引等の市場内取引において、 a. 一律集中的取引で不適正なものはないか。 b. 見込買付によるハナ替えはないか。 c. 過誤訂正処理は、適正に行われているか。 d. 価格形成上において、問題となるものはないか。 e. 自己勘定と委託取引の間で利益提供となるような不適正な付替えはないか。 ⑥ 特別な利益の提供となるような商品スキームでの取引はないか。 ⑦ その他、法令違反行為等や過当な売買取引等については、「2. 株式の売買」にも準じて検討する。	
	4. 投資信託の売買	不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について顧客取引の実情の検討を行う。 ① 募集締切日直前に、他商品の乗換等により、募集が急増していないか。 ② 他商品への乗換え又は同一の商品性格を持つ投資信託間の乗換えで不適切なものはないか。また、頻繁な損切り又は薄利の乗換えとなっていないか。 ③ 社内の売買管理規制（短期売買等）を意図的に回避する取引はないか。 ④ スイッチング可能な商品について不適切な取引はないか。 ⑤ 償還乗換の際の手数料の優遇措置について、顧客に適切に説明しているか。また、不必要な手数料を負担させているものはないか。 ⑥ 受益証券の入在庫状況からみて不自然なものはないか。 ⑦ 特別な利益の提供となるような商品スキームでの取引はないか。 ⑧ その他、法令違反行為等や過当な売買取引等については、「2. 株式の売買」にも準じて検討する。	
	5. 先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引等その他の取引	不適正な取引実態の有無を把握するため、状況に応じ上記の「2. 株式の売買」、「3. 債券の売買」及び「4. 投資信託の売買」に準じて検討する。	
	6. 引受・募集業務	不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について検討を行う。	

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>① ファイナンスに際して関係者による不適正な価格形成への関与はないか。</li> <li>② 不適正な価格で取引の取消しに応じているものはないか。</li> <li>③ 販売に際し、立替金が発生しているものはないか。</li> <li>④ 見込客への販売で後日顧客を替えているもの（ハナ替え）はないか。</li> <li>⑤ 引受数量を消化するために無理な販売により問題となる営業姿勢となっているものはないか。</li> <li>⑥ 値上がりの蓋然性が高い新規公開株式等を利用した利益提供とみられる取引はないか。</li> <li>⑦ 新規公開株式等の配分は、社内規則等に則り公平に行われているか。</li> <li>⑧ 引受部、法人部等の職員が業務に関連して得た未公開の法人関係情報を他に漏らしたり、不当に利用していないか。</li> </ul>	

# 取引の公正確保に係る法令及び参考事項集

(証券取引法、証券取引法施行令、証券会社の行為規制等に関する府令等より抜粋)

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
証券会社及び その役職員が 遵守すべき具 体的な法令	(1) 証券会社の業務に関する法規制	<p>1. 取引態様の事前明示義務（証券取引法第38条）</p> <p>証券会社は、顧客から有価証券の売買又は有価証券店頭デリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となつて当該売買若しくは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買若しくは取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。</p> <p>ただし、適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者からあらかじめ同意を得ている場合については、この限りではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明示方法は、書面でも口頭でも差し支えない。</li> </ul>
		<p>2. 取引の概要等を記載した書面の交付（証券取引法第40条）</p> <p>証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。</p> <p>一. 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引 二. 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引又は外国市場証券先物取引 三. 有価証券店頭デリバティブ取引 四. その他内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引</p> <p>証券会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該証券会社は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>○その他内閣府令で定める者（証券会社に関する内閣府令第28条） ○その他内閣府令で定める有価証券の売買その他の取引（証券会社に関する内閣府令第29条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少額な証拠金で大きな取引が可能であるが、反面、リスクの大きな取引であることから、これら取引に係る契約を締結する場合には、事前に顧客に対して、これら取引の概要等を記載した書面を交付することを義務付けている。</li> </ul>
		<p>3. 取引報告書の交付（証券取引法第41条）</p> <p>証券会社は、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引が成立したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、取引報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その取引に係る契約の内容その他の事情を勘案し、取引報告書を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定めるものは、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引内容について顧客が遅滞なく確認できる方途を提供し、投資者保護を目的とするものであり、真正な内容の報告書の交付を義務付けている。</li> <li>・虚偽の記載をした取引報告書を交付することも禁止されている（証券取引法第205条の2第4号）。</li> </ul>

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>前条第2項の規定は、前項の規定による取引報告書の交付について準用する。</p> <p>○取引報告者を顧客に交付しないことが認められる内閣府令で定めるもの（証券会社に関する内閣府令第30条第2項）</p>	
		<p>4. 禁止行為（証券取引法第42条）</p> <p>証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第五号及び第六号に掲げる行為にあつては、第三十四条第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。</p> <p>(1) 断定的判断を提供して勧誘する行為（第1号～第4号）</p> <p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引に関連し、有価証券の価格又はオプションの対価の額が騰貴し、又は下落することの断定的判断を提供して勧誘する行為</p> <p>有価証券指数等先物取引に関連し、約定指数若しくは現実指数又は約定数値若しくは現実数値が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為</p> <p>有価証券店頭指数等先渡取引に関連し、店頭約定指数若しくは店頭現実指数又は店頭約定数値若しくは店頭現実数値が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為</p> <p>有価証券店頭指数等スワップ取引に関連し、有価証券店頭指数の数値、有価証券の価格、金利又は通貨の価格が上昇し、又は低下することの断定的判断を提供して勧誘する行為</p> <p>(2) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為（第5号～第6号）</p> <p>有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項。次号において同じ。）、銘柄、数又は価格（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、価格に相当するものとして内閣府令で定める事項。次号において同じ。）につ</p>	<p>・参考判例（昭和59年11月29日大阪地裁）</p> <p>顧客の売却意向に対し、営業員が株価は絶対騰貴する旨を繰り返し延べて売却を断念させた場合は該当する。</p> <p>・売買の別、銘柄、数又は価格の4要素の一つでも一任する契約を締結する行為は該当する。</p> <p>・契約の締結は、書面によるものか口頭によるものかは問わない。</p> <p>・適用除外行為が証券会社の行為規制等に関する府令第1条第1項第1号～第5号に規定されている。</p>

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>いて定めることができることを内容とする契約を締結する行為  有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引につき、信託契約に基づいて信託をする者の計算においてこれらの取引を行う信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下この号、次条第一項第一号及び第四十七条第三項において「信託会社等」という。）を顧客とする場合で、かつ、当該信託契約により当該信託会社等がこれらの取引に関する注文を当該信託をする者の指図に従つてすることとされている場合において、当該信託をする者との間で、売買の別、銘柄、数又は価格について当該信託をする者の個別の取引ごとの指示を受けないで、当該信託をする者を代理して当該信託会社等に対し指図をすることができることを内容とする契約を締結する行為</p> <p>(3) 過度の大量推奨販売等（第7号）  特定かつ少数の銘柄の有価証券について、不特定かつ多数の顧客に対し、買付け若しくは売付け又はその委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格形成を損なうおそれがあるもの</p> <p>(4) フロントランニング（第8号）  顧客から有価証券の買付け又は売付けの委託等を受け、当該委託等に係る売買を成立させる前に自己の計算において当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買を成立させることを目的として、当該顧客の有価証券の売買の委託等に係る価格と同一又はそれよりも有利な価格（買付けについては当該価格より低い価格を、売付けについては当該価格より高い価格をいう。）で有価証券の買付け又は売付けをする行為</p> <p>(5) 相場変動目的取引（第9号）  取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における上場有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させる目的をもって、当該上場有価証券等に係る買付け若しくは売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をする行為又はこれらの委託等をする行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・このような行為は過度の勧誘により注文の集中を作出し急激な価格変動を図ることとなり、公正な価格形成を損なうものである。</li> <li>・顧客から委託注文を受けた場合に、顧客の注文に先回りしてその注文より先に自己の注文を成立させることを禁止している。</li> </ul>

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>(6) その他府令で定める行為 (第10号)</p> <p>前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等 (有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。)、有価証券オプション取引等 (有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。) 若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等に関する行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為</p> <p>前項第一号、第二号及び第六号の規定は外国市場証券先物取引に係る証券会社又はその役員若しくは使用人が行う行為について、同項第五号及び第九号の規定は外国市場証券先物取引等 (外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。) に係るこれらの者が行う行為について準用する。</p> <p>○有価証券の売買に関し虚偽又は誤解を生ずる表示をする行為 (行為規制府令第4条第1号)</p> <p>○特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 (行為規制府令第4条第2号)</p> <p>○実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき有価証券の売買等知りながら受託する行為 (行為規制府令第4条第3号)</p> <p>○信用取引における自己向いの行為 (行為規制府令第4条第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国市場証券先物取引等について準用する。</li> <li>・ 表示方法には、特に限定はなく、文書、図画、放送、映画等のほか電子的手段及び口頭により行うことも含まれる。</li> <li>・ 積極的に誤解を生ぜしめるような表現のほか、必要な事項に触れないような不作為の表示も含まれる。</li> <li>・ 「特別の利益」とは、証券業における公正な競争として許容される範囲を超えた利益を言う。</li> <li>・ 「特別の利益」は、財産上の利益に限定されない。</li> <li>・ 他人の売買取引を勧誘する目的は要件ではない。</li> <li>・ 相場を変動させ、又は釘付けし、固定する等の目的であることを知りながら、受託する行為を禁止している。</li> <li>・ 顧客と利益相反となること及びブローカーとしての忠実義務から禁止している。</li> </ul>



項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>○役職員による職務上知り得た特別情報等の利用又は投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買取引 (行為規制府令第4条第5号)</p> <p>○安定操作期間中の買付け等の制限 (行為規制府令第4条第6号・第7号)</p> <p>○インサイダー取引の受託、法人関係情報の利用等 (行為規制府令第4条第8号～第10号)</p> <p>○自己保有有価証券等の大量推奨販売 (行為規制府令第4条第11号～第14号)</p> <p>5. 損失補てん等の禁止(証券取引法第42条の2) 証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。 一. 有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。)につき、当該有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「有価証券等」という。)について顧客(信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条及び第六十五条の二第六項において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客との信頼関係の悪用であり、証券業の信用を失墜させる行為である。</li> <li>・名義借りも併せ検討する。</li> <li>・投機的利益の追求は信用取引に限定されるものではない。</li> <li>・安定操作期間中における引受証券会社の安定操作の対象となる上場株券等の自己計算による買付け等を原則禁止している。</li> <li>・顧客がインサイダー取引規制に反すること又はそのおそれがあることを知りながら、その売買を受託することを禁止している。</li> <li>・法人関係情報を提供して勧誘する行為を禁止している。</li> <li>・法人関係情報に基づいて自己の計算による売買を禁止している。</li> <li>・大量推奨販売は公正な価格形成を損なうものである。</li> <li>・証券会社が第三者に負担させる行為も本条に該当する。</li> <li>・第1項第1号は、事前の申込み及び約束行為を禁止している。</li> <li>・第1項第2号は、事後の申込み及び約束行為を禁止している。</li> <li>・第1項第3号は、損失補てんの実行行為を禁止している。</li> <li>・「損失」には、有価証券の売買取引等によって生じた実現損のみならず、評価損も含まれる。</li> <li>・条文に「補てんし、又は補足するため」と規定されているとおり、補てん等の目的のためという主観的要素が要件となっている。</li> <li>・「財産上の利益」は、現金や物品の贈与に限られるものではなく、債権の贈与、債務の免除、</li> </ul>

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ませ、若しくは約束させる行為</p> <p>二. 有価証券の売買その他の取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者をして申し込ませ、若しくは約束させる行為</p> <p>三. 有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為</p> <p>証券会社の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一. 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為（当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）</p> <p>二. 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者をして当該約束をさせる行為（当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）</p> <p>三. 有価証券の売買その他の取引等につき、証券会社又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者をして当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合及び当該財産上の利益の提供が自己がした、又は第三者をしてさせた要求による場合に限る。）</p> <p>第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（証券会社又はその役員若しくは使用人の違法又は不当な行為であつて当該証券会社とその顧客との間において争いの原因となるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該証券会社があらかじめ内閣総理大臣の確認を受けている場合その他内閣府令で定める場合に限る。</p>	<p>信用の供与等も含まれる。</p> <p>・ 第2項の各号は、顧客が第1項の各号に定める行為を要求する行為（第三者を通じて行う場合を含む）を禁止している。</p> <p>・ 第3項は、第1項の禁止の例外として詳細は府令で定める「事故」という概念を規定し、現実に生じた（事後の）損失に対する補てんの申込み及び約束並びに補てんの実行ができるのは、「事故」であることについて、金融再生委員会の確認がある場合等としている。</p>

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。</p> <p>第三項ただし書の確認を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として内閣府令で定めるものを添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>○事故確認の手続等（行為規制府令第5条～第9条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4項は「事故」による損失に対する補てんの申込み及び約束並びに補てんの実行については、第2項の禁止の例外としている。</li> <li>・第5項は、第3項に規定する事故確認を受ける際の申請書等の提出義務を規定している。</li> </ul>
		<p>6. 業務の状況に係る規則（証券取引法第43条）</p> <p>証券会社は、業務の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、業務を営まなければならない。</p> <p>(1) 適合性の原則（第1号）</p> <p>有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。</p> <p>(2) その他府令で定めるもの（第2号）</p> <p>前号に掲げるもののほか、業務の状況が公益に反し、又は投資者保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。</p> <p>○頻繁な無断売買（行為規制府令第10条第1号）</p> <p>○顧客の意志を確認することなく、不特定多数の者から委任を受けている者からの受注（行為規制府令第10条第2号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本規定は、投資者に対する投資勧誘に際しては、投資者の意向、投資経験及び資力等に最も適合した投資が行われるよう十分配慮した投資者本位の営業姿勢を求めているものである。</li> <li>・「頻繁に」の認定は、顧客の取引経緯等に応じて個々に判断されるべきものであり、数的な基準を設けられるものではない。</li> <li>・投資一任契約に係る業務の認可を受けていない投資顧問業者等からの注文について顧客意志を確認しないで受託することは、本規定に当たり得る。</li> </ul>

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>○過当な引受競争（行為規制府令第10条第3号）</p> <p>○法人関係情報等の管理または顧客の有価証券の売買等の管理の状況が不公正な取引の防止上十分でない状況（行為規制府令第10条第4号）</p> <p>○受渡状況その他の顧客に必要な情報の顧客への通知 （行為規制府令第10条第7号）</p> <p>○投資信託の乗換え勧誘に際しての顧客への説明 （行為規制府令第10条第8号）</p> <p>○債券を取得させようとする際の重要な事象の顧客への説明 （行為規制府令第10条第9号）</p> <p>○実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でない認められる状況（行為規制府令第10条第10号）</p> <p>○証券仲介業者の法令違反行為を防止するための措置が十分でない認められる状況（行為規制府令第10条第12号）</p> <p>○委託を行った証券仲介業者の事故につき適切な措置を講じていない認められる状況（行為規制府令第10条第13号）</p> <p>○証券仲介業者との顧客情報の授受及び当該情報に基づく投資勧誘 （行為規制府令第10条第15号）</p>	<p>・ 売出し、私募の場合も含まれる。</p> <p>・ 法人関係情報には、証券会社の自社情報も含まれる。</p>
		<p>7. 最良執行義務（証券取引法第43条の2）</p> <p>(1) 顧客の注文について、最良の取引の条件で執行するための方針、及び方法の策定（第1項）</p> <p>(2) 最良執行方針等の公表（第2項）</p> <p>(3) 最良執行方針の遵守（第3項）</p> <p>(4) 最良執行方針等の事前交付（第4項）</p> <p>(5) 最良執行方針等に従って執行した旨の書面の交付（第5項）</p>	

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>8. その他業務に係る禁止行為（証券取引法第44条）  証券会社又はその役員若しくは使用人は、第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を受けた業務（第四号において「その他業務」という。）を営む場合には、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 投資顧問業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘（第1号）  第三十四条第二項第一号の投資顧問業に係る助言に基づいて顧客が行う有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）に関する情報又は同号の投資一任契約に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該顧客以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為</p> <p>(2) 証券投資信託委託業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘（第2号）  第三十四条第二項第二号の投資信託委託業に基づく投資信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。）の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報又は第三十四条第二項第二号の投資法人資産運用業に基づく投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。）の資産の運用に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為</p> <p>(3) 金銭貸付を条件とした売買の受託（第3号）  第一百五十六条の三第一項に規定する信用取引以外の方法によつて金銭を貸し付けることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為</p> <p>(4) その他府令で定める行為（第4号）  前三号に掲げるもののほか、その他業務に関連して行う第二条第八項各号に掲げる行為で投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為</p> <p>○投資顧問業に係る取引に関する情報に基づく顧客の売買等の結了等のための勧誘（行為規制府令第11条第1号）</p>	

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>○投資顧問業に係る助言等の情報に基づいて取引一任契約に基づく有価証券の売買等を行う行為（行為規制府令第11条第2号）</p> <p>○投資信託委託業等に係る取引に関する情報に基づく顧客の売買等の結了等のための勧誘（行為規制府令第11条第3号）</p> <p>○投資信託委託業等に関する情報を利用して、取引一任契約に基づく有価証券の売買等を行う行為（行為規制府令第11条第4号）</p> <p>○その他業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るための売買（行為規制府令第11条第5号）</p> <p>○確定拠出年金運営管理業に係る運用の指図に関する情報を利用して、有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該加入者等以外の顧客に対して勧誘する行為（行為規制府令第11条第6号）</p> <p>○確定拠出年金運営管理業の指図に基づく有価証券の売買等の結了のための勧誘（行為規制府令第11条第7号）</p> <p>○信託契約代理業等に基づく情報を利用して、有価証券の売買等を行い又は当該信託財産に係る顧客以外の顧客に対して勧誘をする行為（行為規制府令第11条第8号）</p> <p>○信託契約代理業等の指図に基づく当該信託契約に係る有価証券の売買等の結了のための勧誘（行為規制府令第11条第9号）</p> <p>○信託契約代理業等の信託財産の管理又は処分に係る情報を利用して、取引一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引等を行う行為（行為規制府令第11条第10号）</p>	
		<p>9. 親法人等又は子法人等との間の禁止行為（証券取引法第45条）  証券会社又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。  ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。  (1) アームス・レングス・ルール（第1号）</p>	<p>・通常の取引と異なる条件とは、独立した企業間</p>

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>通常取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該証券会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行うこと。</p> <p>(2) 信用供与に係る抱き合わせ販売（第2号）  当該証券会社との間で第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。</p> <p>(3) その他府令で定める行為（第3号）  その他当該証券会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為を行うこと。</p> <p>○利益相反に関する開示規定（行為規制府令第12条第1号）</p> <p>○親法人等又は子法人等の発行証券の引受制限（行為規制府令第12条第2号）</p> <p>○親子関係を利用した抱き合わせ販売（行為規制府令第12条第3号）</p> <p>○バックファイナンスの禁止（行為規制府令第12条第4号）</p> <p>○一般取引に係るアームズ・レングス・ルール（行為規制府令第12条第5号）</p> <p>○引受証券の特定関係者等への販売制限（行為規制府令第12条第6号）</p> <p>○親子間における非開示情報接受の禁止（行為規制府令第12条第7号）</p> <p>○店舗等の共用制限（行為規制府令第12条第8号）</p>	<p>では通常あり得ない条件である。</p> <p>・「非公開情報」とは、①発行者である会社の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、②当該証券会社又はその親法人等若しくは子法人等の役職員が知りえた顧客の有価証券の売買等に係る注文その他の特別な情報、である。</p> <p>・府令第8号の解釈は事務ガイドラインに一部記載されている。</p> <p>・一定の内部管理業務を行う目的で府令第7号、</p>

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>○親子銀行等と同一法人であると誤認させる業務運営（行為規制府令第12条第9号）</p> <p>○脱法防止措置（行為規制府令第12条第10号）</p>	<p>第8号の行為を行うことについて一定の基準を満たし、金融庁長官の承認を受けた場合は適用除外となる。ただし、承認外の事項については法令違反となる。</p>
		<p>10. 引受けた有価証券の買主に対する信用供与の制限（証券取引法第46条） 有価証券の引受人となつた証券会社は、当該有価証券を売却する場合において、引受人となつた日から六月を経過する日までは、その買主に対し買入代金につき貸付けその他信用の供与をしてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売出し、私募の場合も含まれる。</li> <li>・ 代金の立替えは信用供与に該当する。</li> </ul>
		<p>11. 報告書の徴取及び検査権（証券取引法第59条） 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、証券会社、これと取引をする者、当該証券会社がその過半数の株式若しくは過半数の出資を所有する会社のうち内閣府令で定める会社（以下この項において「子特定会社」という。）若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項に規定する持株会社をいう。以下この項及び第六十五条の二第十項において同じ。）に対し当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料（当該子特定会社にあつては、当該証券会社の財産に関し参考となるべき報告又は資料に限る。）の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社、当該子特定会社若しくは当該証券会社を子会社とする持株会社の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該子特定会社にあつては当該証券会社の財産に関し必要な検査に、当該証券会社を子会社とする持株会社にあつては当該証券会社の営業又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。</p> <p>前項に規定する子会社とは、会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。</p> <p>内閣総理大臣は、第一項の規定による場合を除き、第三十二条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定の遵守を確保するため必要かつ相当であると認めるときは、証券会社の親銀行等（第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以</p>	



項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>下この項において同じ。)若しくは子銀行等(同条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この項において同じ。)に対し当該証券会社の営業若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等の営業若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査をさせることができる。</p>	
	<p>(2) 有価証券の取引等に関する法規制の概要</p>	<p>1. 不正取引行為の禁止(証券取引法第157条)  何人も、次に掲げる行為をしてはならない。  一. 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等について、不正の手段、計画又は技巧をすること。  二. 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。  三. 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等を誘引する目的をもって、虚偽の相場を利用すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券の売買その他の取引」には、「有価証券の募集、売出し」及び証券業の対象として掲げる行為(法第2条第8項各号)が含まれる。</li> <li>・参考判例(昭和40年5月25日最高裁)  「不正の手段」とは、社会通念上不正と認められる一切の手段を言う。</li> </ul>
		<p>2. 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止(証券取引法第158条)  何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券の売買その他の取引」には、証券業の対象として掲げる行為(法第2条第8項各号)が含まれる。</li> </ul>
		<p>3. 仮装売買、相場操縦的行為の禁止(証券取引法第159条)  何人も、他人をして証券取引所が上場する有価証券(以下この条において「上場有価証券」という。)、有価証券指数又はオプション(以下この条において「上場有価証券等」という。)について、上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券若しくは上場有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数(以下この条において「上場有価証券店頭指数等」という。)に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると誤解させる等これらの取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、次に掲げる行為をしてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考判例(平成6年7月20日最高裁)  「誘引目的をもって行う相場を変動させるべき一連の有価証券の売買取引等」とは、人為的な操作を加え相場を変動させるにもかかわらず、投資者にその相場が自然の需給関係により形成されるものと誤認させて有価証券市場における有価証券の売買取引に誘い込む目的をもってする、相場を変動させる可能性のある売買取引等を言う。</li> </ul>

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>一. 権利の移転を目的としない偽装の上場有価証券の売買をすること。</p> <p>二. 金銭の授受を目的としない偽装の有価証券指数等先物取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先渡取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引をすること。</p> <p>三. オプションの付与又は取得を目的としない偽装の有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引をすること。</p> <p>四. 自己のする売付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該有価証券を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。</p> <p>五. 自己のする買付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該有価証券を売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。</p> <p>六. 有価証券指数等先物取引の申込みと同時期に、当該取引の約定指数又は約定数値と同一の約定指数又は約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。</p> <p>七. 上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先渡取引の申込みと同時期に、当該取引の店頭約定指数又は店頭約定数値と同一の店頭約定指数又は店頭約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。</p> <p>八. 有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引の申込みと同時期に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。</p> <p>九. 上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引の申込みと同時期に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをすること。</p> <p>十. 前各号に掲げる行為の委託等又は受託等をすること。</p> <p>何人も、上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「上場有価証券売買等」という。）のうちいずれかの取引を誘引する目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一. 上場有価証券売買等が繁盛であると誤解させ、又は取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等又はその委託等若しくは受託等をすること。</p> <p>二. 取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場が自己又は他人の操作によつて変動するべき旨を流布すること。</p> <p>三. 上場有価証券売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤</p>	

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>解を生じさせるべき表示を故意にすること。</p> <p>何人も、政令で定めるところに違反して、取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもつて、一連の上場有価証券売買等又はその委託等若しくは受託等をしてはならない。</p>	
		<p>4. 自己計算取引・売買一任取引又は過当数量取引の制限（証券取引法第 161条）  内閣総理大臣は、証券会社若しくは登録金融機関が自己の計算において行う有価証券の売買を制限し、又は証券会社若しくは登録金融機関の行う過当な数量の売買であつて取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。</p> <p>前項の規定は、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び有価証券店頭デリバティブ取引について準用する。</p> <p>（証券取引法第 161条の規定により過当な数量の売買を制限する内閣府令）</p> <p>（証券取引法第 161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令）</p> <p>（証券取引法第 161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の特例に関する内閣府令）</p>	
		<p>5. 政令に違反する行為の禁止（証券取引法第 162条）  何人も、政令で定めるところに違反して、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>○空売りの規制（第1項第1号）  有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れて（これらに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）その売付けをすること又は当該売付けの委託若しくは受託をすること。</p> <p>（空売りの明示及び確認 証券取引法施行令第26条の3）</p> <p>（空売りの価格 証券取引法施行令第26条の4）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券を「有している」とは、有価証券について所有権がある場合を言う。</li> <li>・所有権があつても、消費貸借により所有権を取得したもの（借り入れた場合）や、交通不便な遠隔地に保管している場合等で「遅滞なく提供できることが明らかでない場合」は、規制の対象となる。</li> <li>・自己の信用売りをを行い、当日中に当該取引を結了するために自己の信用買いを行う行為（いわゆる信用の日計り）は、規制の対象となる。</li> </ul>

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>6. 特定有価証券等の売買に関する報告書の提出（証券取引法第 163条）            第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条から第百六十六条までにおいて「上場会社等」という。）の役員及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて発行済株式の総数の百分の十以上の株式（株式の所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を有している株主をいう。以下この条から第百六十六条までにおいて同じ。）は、自己の計算において当該上場会社等の同項第四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）その他の政令で定める有価証券（以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券」という。）又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連有価証券」という。）に係る買付け等（特定有価証券又は関連有価証券（以下この条から第百六十六条までにおいて「特定有価証券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は売付け等（特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第百六十五条までにおいて同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて内閣府令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）においては、内閣府令で定めるところにより、その売買その他の取引（以下この項及び次条において「売買等」という。）に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合については、この限りでない。</p> <p>前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を証券会社又は登録金融機関に委託等をして行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該証券会社又は登録金融機関を經由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が証券会社又は登録金融機関であるときも、同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空売りをを行う場合の明示及び確認義務の適用除外は、「有価証券の空売りに関する府令」に規定されている。</li> <li>・ 報告義務は、上場会社等の役員及び主要株主が、自己の計算において、その上場会社等の特定有価証券等の買付け等又は売付け等をした場合であり、「自己の計算において」とは、当該買付け等又は売付け等による損益が自己に帰属することである。</li> <li>・ 上場会社等の役員又は主要株主が、委託者又は受託者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて、当該上場会社等の役員又は主要株主が受益者である運用方法が特定された信託について、当該上場会社等の役員又は主要株主の指図に基づき受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売り付等をする場合も報告義務がある。</li> </ul>

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>(上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令)</p> <p>7. インサイダー取引の禁止（証券取引法第 166条）  次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、上場会社等に係る業務等に関する重要事実（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該子会社の業務等に関する重要事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。）を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「売買等」という。）をしてはならない。当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。</p> <p>一. 当該上場会社等（当該上場会社等の親会社及び子会社を含む。以下この項において同じ。）の役員、代理人、使用人その他の従業者（以下この条及び次条において「役員等」という。）その者の職務に関し知つたとき。</p> <p>二. 当該上場会社等の商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権利を有する株主若しくは優先出資法に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして内閣府令で定める者、商法第二百九十三条ノ八第一項に定める権利を有する株主又は有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十四条ノ三に定める権利を有する社員（これらの株主、普通出資者又は社員が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）であるときはその役員等を、これらの株主、普通出資者又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）当該権利の行使に関し知つたとき。</p> <p>三. 当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者当該権限の行使に関し知つたとき。</p> <p>四. 当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。</p> <p>五. 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本規定は、「何人も」対象になり得る。</li> <li>・内部情報（重要事実）を知った場合に当該有価証券の売買等を禁止しているものであり、その売買等の目的は問わない。</li> <li>・参考判例（平成4年9月25日東京地裁判例） その事実の重要性においても、投資者の判断に及ぼす影響の著しさにおいても、証券取引法第190条の2（現在の法第166条）第2項第1号ないし第3号に劣らない事実と認められるものは同条第2項第4号に該当するものと解するのが相当である。</li> </ul>

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>等である当該法人の他の役員等がそれぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知った場合におけるその者に限る。) その者の職務に関し知ったとき。</p> <p>前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実(第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。)をいう。</p> <p>一. 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したこと。</p> <p>イ. 株式(優先出資法に規定する優先出資を含む。二において同じ。)、新株予約権付社債の発行</p> <p>ロ. 資本の減少</p> <p>ハ. 商法第二百十条ノ二、第二百十二条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定(当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。)による自己の株式の取得</p> <p>ニ. 株式の分割</p> <p>ホ. 利益若しくは剰余金の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配(その一株若しくは一口当たりの額又は方法が直近の利益若しくは剰余金の配当又は金銭の分配と異なるものに限る。)</p> <p>ヘ. 株式交換</p> <p>ト. 株式移転</p> <p>チ. 合併</p> <p>リ. 会社の分割</p> <p>ヌ. 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p> <p>ル. 解散(合併による解散を除く。)</p> <p>ヲ. 新製品又は新技術の企業化</p> <p>ワ. 業務上の提携その他のイからヲまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項</p> <p>(上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実 証券取引法施行令第28条)</p> <p>二. 当該上場会社等に次に掲げる事実が発生したこと。</p> <p>イ. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p> <p>ロ. 主要株主の異動</p> <p>ハ. 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実</p>	

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>二. イからハまでに掲げる事実為準る事実として政令で定める事実</p> <p>三. 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益（以下この条において「売上高等」という。）若しくは第一号ホに規定する配当若しくは分配又は当該上場会社等の属する企業集団の売上高等について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。</p> <p>四. 前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>○上場会社等に発生した事実に係る重要事実（証券取引法施行令第28条の2）</p> <p>会社関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該会社関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。</p> <p>第一項、第二項第一号、第三号、第五号及び第七号並びに前項の公表がされたとは、上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは第二項第一号ホに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等について、当該上場会社等又は当該上場会社等の子会社（子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。以下この項において同じ。）により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社が提出した第二十五条第一項に規定する書類（同項第七号に掲げる書類を除く。）にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。</p>	

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>○公表措置（証券取引法施行令第30条）            第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）を支配する会社として政令で定めるものをいい、この条において「子会社」とは、他の会社が提出した第五条第一項の規定による届出書、第二十四条第一項の規定による有価証券報告書又は第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載されたものをいう。</p> <p>○親会社（証券取引法施行令第29条の3）</p> <p>第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一. 新株予約権（優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。以下この号において同じ。）を有する者が当該新株予約権を行使することにより株券（優先出資証券を含む。）を取得する場合</p> <p>二. 新株予約権付社債を有する者がその予約権の行使により株券を取得する場合</p> <p>二の二. 特定有価証券等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより特定有価証券等に係る売買等をする場合</p> <p>二の三. 商法第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき株式の譲渡を請求する権利を有する者が当該権利を行使することにより株券の買付けをする場合</p> <p>三. 商法第二百四十五条ノ二、第二百四十五条ノ五第三項、第三百四十九条第一項、第三百五十五条第一項（同法第三百七十一条第三項において準用する場合を含む。）、第三百五十八条第五項、第三百七十四条ノ三第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第五項において準用する場合を含む。）、第三百七十四条ノ二十三第五項、第四百八条ノ三第一項若しくは第四百十三条ノ三第五項若しくは有限会社法第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合</p> <p>四. 当該上場会社等の株券等（第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。）に係る同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対抗するため当該上場会社等の取締役会が決定した要請に基づいて、当該上場会社等の特定有価証券等又は特定有価証券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の買付け（オプションにあつては、取得をいう。次号において同じ。）その他の有償の譲受けをする場合</p>	



項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>四の二. 商法第二百十条ノ二、第二百十二条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得についての当該上場会社等の商法第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十二条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第三百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づいて行う決議等（以下この号において「定時総会決議等」という。）について第一項に規定する公表（当該定時総会決議等の内容が当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定と同一の内容であり、かつ、当該定時総会決議等の前に当該決定について同項に規定する公表がされている場合の当該公表を含む。）がされた後、当該定時総会決議等に基づいて当該自己の株式に係る株券若しくは株券に係る権利を表示する第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この号において「株券等」という。）又は株券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。以下この号において同じ。）の買付けをする場合（当該自己の株式の取得についての当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定以外の第一項に規定する業務等に関する重要事実について、同項に規定する公表がされていない場合（当該自己の株式の取得以外の商法第二百十条ノ二、第二百十二条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得について、この号の規定に基づいて当該自己の株式に係る株券等又は株券等の売買に係るオプションの買付けをする場合を除く。）を除く。）</p> <p>五. 第一百五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定めるところにより売買等をする場合</p> <p>六. 第二条第一項第四号に掲げる社債券（新株予約権付社債券を除く。）その他の政令で定める有価証券に係る売買等をする場合（内閣府令で定める場合を除く。）</p> <p>七. 第一項又は第三項の規定に該当する者の間において、売買等を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る特定有価証券等について、更に第一項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知っている場合を除く。）</p> <p>八. 上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結</p>	

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）</p>	
		<p>8. 無免許市場での取引の禁止（証券取引法第 167条の2）  何人も、第八十条の規定に違反して開設される有価証券市場により次に掲げる取引をしてはならない。  一. 有価証券の売買  二. 有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引</p>	
		<p>9. 虚偽の文書の作成・頒布の禁止（証券取引法第 168条）  何人も、有価証券等の相場を偽って公示し、又は公示し若しくは頒布する目的をもつて有価証券等の相場を偽って記載した文書を作成し、若しくは頒布してはならない。  何人も、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関の請託を受けて、公示し又は頒布する目的をもつてこれらの者の発行、分担又は取扱いに係る有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又は頒布してはならない。  発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、前項の請託をしてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公示」とは、一定の事実を公衆が知りえる状態におくことであり、その方法は問わない。</li> <li>・「頒布」とは、不特定多数の者に交付することであり、その方法は問わない。</li> </ul>
		<p>10. 対価を受けて行う新聞・雑誌等への意見の表示（証券取引法第 169条）  何人も、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は第二十七条の三第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者等から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券、発行者又は第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者に関し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をして行う旨の表示を併せてしなければならない。ただし、広告料を受け、又は受けるべき約束をしている者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合については、この限りでない。</p>	
		<p>11. 有利買付け等の表示の禁止（証券取引法第 170条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券の募集又は売出しに際し、投資の回収</li> </ul>

項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	備 考
		<p>何人も、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘又は既に発行された有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘のうち、不特定かつ多数の者に対するもの（次条において「有価証券の不特定多数者向け勧誘等」という。）を行うに際し、不特定かつ多数の者に対して、これらの者の取得する当該有価証券を、自己又は他人が、あらかじめ特定した価格（あらかじめ特定した額につき一定の基準により算出される価格を含む。以下この条において同じ。）若しくはこれを超える価格により買い付ける旨又はあらかじめ特定した価格若しくはこれを超える価格により売り付けることをあつせんする旨の表示をし、又はこれらの表示と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。ただし、当該有価証券が、第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他内閣府令で定める有価証券である場合は、この限りでない。</p> <p>12. 一定の配当等の表示の禁止（証券取引法第 171条）</p>	<p>が困難な場合があるにもかかわらず、これを保証するような表示を行えば多数の投資家に損害を被らせる可能性があり、そのような不当な宣伝行為を禁止している。</p>

## 顧客資産の分別保管態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストは、証券取引法第47条及び証券会社の分別保管に関する府令に基づき、顧客資産の安全性の確保の観点から、証券会社に義務付けられる顧客から預託を受けた有価証券等を証券会社の財産との分別保管、顧客分別金の信託が適正に実施され、法令等に則った取扱いがなされているか等について現物確認の方法等により重点的に確認するために作成した。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査並びに登録金融機関の行う証券業務に関する検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

### 【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、①検査官が、法令違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、②検査により、法令等遵守態勢に問題があると認められ、それが、投資者の保護等の観点から問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び③法令等遵守態勢を検査により確認することにより、法令等遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資するとともに、監督部局による効果的なモニタリングに資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社の法令等遵守態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。

また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、法令等遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

### 【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

【注】 顧客資産の分別保管の説明

- ① 顧客資産分別保管については、法律・府令によって詳細が示されていることから、法令等に沿った適正な取扱いの状況を検証する。
- ② 受託有価証券の現物確認に当たっては、原則として悉皆調査を実施するものとするが、当該証券会社の規模等に応じて対象有価証券を保管区分別又は銘柄別に選定し、抽出等の方法による部分確認を行うなど、当該証券会社の営業活動等日常業務に支障の生じないよう十分に配慮する。

項目	顧客資産の分別保管のチェック項目	顧客資産の分別保管のチェック項目に係る説明	備考
I. 分別保管 に対する取 締役の認識 等	(1) 取締役の顧客資産の分別保管に対する理解及び認識	(1) 取締役は、顧客資産の分別保管が投資者保護ひいては証券市場の健全な発展に資するものであることを理解したうえで、顧客資産の分別保管の重要性を認識しているか。	(注) 「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	(2) 顧客資産の分別保管のための組織体制等の整備	(2)① 取締役会は、顧客資産の分別保管の担当部署を明確に定める等、分別保管が適切に行われる体制を整備しているか。 ② 取締役会は、顧客資産を海外保管機関等の第三者機関において行わせる場合には、当該保管機関の信用状況を必要に応じチェックする体制を整備しているか。 ③ 取締役会等において、顧客資産の分別保管に関する管理規程を明確に定めているか。 ④ 取締役会等は、顧客資産の分別保管のための規程において、明確な区分管理、分別金信託のための資産の評価計算方法、決裁権限、管理方法及び管理者を定めているか。	
	(3) 取締役会に対する状況報告と組織全体の意思決定への活用	(3)① 取締役会は、定期的に顧客資産の分別保管の状況に係る報告を受けているか。 ② 代表取締役は、定期的な状況報告のほか必要に応じて随時に、顧客資産の分別保管の状況報告を受けているか。	
II. 分別保管 義務遵守態 勢 1. 管理者の 認識及び役 割	(1) 顧客資産の分別保管の適切な実行	(1)① 管理者は、法令及び管理規程を分別保管担当部門で周知徹底させているか。また、管理規程を変更した場合にもその内容を周知しているか。 ② 管理者は、管理規程に従い顧客資産の分別保管を適切に実行するとともに、必要に応じて管理規程の見直しを行っているか。 ③ 内部監査部門及び外部監査人は、顧客資産の分別保管が適正に実行されていることを検証し、検証結果を取締役会等に適切に報告しているか。 ④ 管理者は、顧客資産の分別保管の実施状況について、内部管理統括責任者及び取締役会等へ報告しているか。	(注) 「管理者」とは「分別保管業務を所掌している部門の管理職（取締役を含む。）又は内部管理責任者等」をいう。

項 目	顧客資産の分別保管のチェック項目	顧客資産の分別保管のチェック項目に係る説明	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 取次証券会社と母店証券会社との間で信用取引にかかる分別保管に関する相互管理規程、覚書を締結しているか。</li> <li>⑥ 取次証券会社と母店証券会社との間で定期的に残高について照合がなされているか。</li> <li>⑦ なお、保管有価証券、証拠金及び顧客分別金等の信託財産等の計算及び管理等を行うことについて所要のシステムサポートの構築等が行われていることが望ましい。</li> <li>⑧ システムサポートが行われている場合には、プログラムの内容が法令等に準拠していることを検証するほか、必要に応じレビューしているか。</li> </ul>	
2. 現物管理体制	(1) 自社保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)① すべての顧客の保管有価証券について個別保管されているものについては自社の保管態勢を踏まえ社内規程により定められた頻度（1年1回以上）で現物実査を行う態勢を整備しているか。なお、1年に2回以上の現物実査を行うことが望ましい。</li> <li>② 現物実査を行う場合において現物出納担当者と現物実査担当者は分離されて行われているか。</li> <li>③ 現物実査の結果について、保管責任者は実査漏れの有無について確認しているか。</li> <li>④ 保管責任者によるサンプリング等により、保管の実態を踏まえた適切な現物実査が行われているか。</li> <li>⑤ 現物実査にあたっては、同一の実査担当者が同一の保管有価証券を確認することのないようローテーション運用等の体制が採られているか。</li> <li>⑥ 名義書換等のため発行会社（名義書換代理人を含む。）へ提供したものについても当該銘柄、数量及び提供先が委任顧客ごとに直ちに帳簿等により確認できるようになっているか。</li> <li>⑦ 営業部店等の内部管理責任者は分別保管の対象となる有価証券が営業部店等に長期に滞留していないかを検証し、滞留している場合にはその原因分析を行い、適切な処置を採っているか。</li> <li>⑧ 入出庫にかかる手続きが規定され、受渡時において受渡有価証券記番号帳の作成、入出庫の際に現物と入出庫指図書との照合及び保管責任者の検印が行われているか。</li> <li>⑨ 入退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理が行われているか。盗難を防止するため、防犯組織を整備し、防犯責任者を明確にしているか。</li> </ul>	受渡有価証券記番号帳は、証券会社に関する府令第60条別表第8による。

項 目	顧客資産の分別保管のチェック項目	顧客資産の分別保管のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>⑩ 保管有価証券保管施設が明確に定められ、防災責任者を配置する等十分な防災対策が採られているか。</p> <p>⑪ 保管有価証券の輸送を第三者へ委託している場合には、輸送にかかる委託契約において保管有価証券の保全のための措置が採られているか。</p> <p>⑫ 保管有価証券の残高に不一致が発生した場合において速やかに保管責任者への報告が行われ、発生原因の究明が行われているか。</p> <p>⑬ 保管責任者は不一致の発生原因が究明できない場合あるいは重大な問題が把握された場合には、直ちに管理者又は内部管理統括責任者とともに内部監査部門へ報告しているか。</p>	
	(2) 第三者機関保管 (海外保管機関を含む。)	<p>(2)① 第三者機関（保管振替機関、日本証券決済、日本銀行、又は海外保管機関等）において保管する場合には、顧客から約款等による再委託同意を得ているか。</p> <p>② 第三者機関（海外の保管機関を含む。）との間で、分別保管府令に則した適切な寄託契約を締結しているか。</p> <p>③ 第三者機関（海外保管機関を除く。）に保管されているものについて移動があった銘柄については、移動後の残高をその都度確認し、全体の残高については、毎月1回以上帳簿残高と預け先残高の照合が行われているか。</p> <p>また、顧客との受渡しのため営業員の持ち出した金銭・有価証券が顧客不在等のため持ち帰った場合に顧客口座に戻入されている等、適切に分別保管がなされているか。</p> <p>④ 第三者機関である海外保管機関に保管されている場合には毎月1回以上帳簿残高と預け先残高との照合が行われているか。</p> <p>⑤ 帳簿残高と預け先残高との間に差異が生じた場合には、速やかに管理者に報告が行われ、発生原因について究明が行われているか。</p> <p>⑥ 保管有価証券の輸送を第三者へ委託している場合には、輸送にかかる委託契約において保管有価証券の保全のための措置が採られているか。</p> <p>⑦ 名義書換等のため発行会社（名義書換代理人を含む。）へ提供したものについても当該銘柄、数量及び提供先が委任顧客ごとに直ちに帳簿等により確認できるものとなっているか。</p>	

項 目	顧客資産の分別保管のチェック項目	顧客資産の分別保管のチェック項目に係る説明	備 考
	(3) 顧客分別金管理体制	<p>(3)① 顧客分別金の算出方法、算出対象が規定され、算出データの正確性についてのチェックが行われているか。</p> <p>② 社内規程において顧客分別金信託にかかる差替計算基準日のほか、差替基準日が休業日である場合における取扱いが定められているか。</p> <p>③ 差替計算基準日あるいは差替日が休日と重なっている場合には、その前日に繰り上げるか、翌日に繰り延べるかについてルールが策定されているか。</p> <p>④ 顧客分別金の計算対象が明確となっているか。(累積投資預かり金等についても分別保管が行われているか。)</p> <p>⑤ 顧客分別金信託を行っている信託銀行の残高と預託金帳簿残高の照合が毎週1回以上行われているか。</p> <p>⑥ 顧客分別金の帳簿残高と信託銀行残高の不一致の有無について検証し、不一致が生じている場合にはその原因分析を行っているか。</p> <p>⑦ 管理者は不一致の発生原因が究明できない場合には、直ちに内部管理統括責任者又は内部管理補助責任者ととも内部監査部門へ報告しているか。</p>	



## 顧客の分別保管検査用マニュアル

### 顧客資産の分別保管に関する検査について

#### 顧客資産の分別保管に関する検査の目的

証券会社における顧客資産の分別保管は、証券会社が破綻した場合において投資家の資産が適切かつ迅速に返還されないこととなれば、投資家に予期せざる損失が生じる可能性があることから、証券会社における顧客資産の分別保管を徹底することにより、顧客資産が顧客に適切に返還されるための制度であり、検査にあたっては有価証券の分別保管と顧客預かり金相当額の信託の適切性を検証する。

#### 顧客資産の分別保管に関する検査の方法

証券会社においては、顧客資産の分別保管の適切性の検証は証券会社自身に委ねられている。

したがって、検査官は顧客資産の分別保管の検査においては、証券会社自身による検証を前提として本検査マニュアル、証券会社の分別保管に関する府令及びチェックリストにより、顧客資産の分別保管にかかる体制の整備等の状況等の検証、いわゆるプロセス・チェックを十分に行い、更に顧客資産を実地に検証することにより、その適切性の検証を行うこととする。

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 留 意 点	備 考
I 分別保管 義務	1. 保管業務 (1) 有価証券 【証取法第47条】 【施行令第16条の2】 【府令第3条、6条】 【金・大告24号、25号、530号】	<p>① 対象 法47条第2項の規定により分別される有価証券及び契約により証券会社が消費できる有価証券を除き、顧客から預託を受けた有価証券及びその計算において証券会社が占有する有価証券を分別保管しているか。 (注1) 有価証券店頭デリバティブ、外国市場証券先物取引、選択権付債券売買取引を除く。 (注2) 契約により証券会社が消費できる有価証券とは、信用取引にかかる本担保株券、消費寄託契約に基づく有価証券等をいう。 (注3) 顧客から預託を受けた有価証券及びその計算において証券会社が占有する有価証券とは、売付けのために顧客から一時的に預かった有価証券、保護預り契約に基づく有価証券、信用取引委託保証金等の代用有価証券等をいう。</p> <p>② 保管方法 混蔵保管以外の場合は、顧客の有価証券とその他の有価証券との保管場所を明確に区分し、顧客の有価証券については、どの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できるように、顧客別あるいは証券の記番号順等により保管し、また、第三者において保管させている場合にも同様の体制が整備されているか。 混蔵保管の場合は、顧客の有価証券全体とその他の有価証券との保管場所を明確に区分し、または、第三者において、証券会社の口座と顧客のための口座とを区分する等の方法により、顧客全体の有価証券に係る持分が</p>	付随業務にかかる顧客資産についても分別保管が行われていなければならない。但し、有価証券の貸借等は除く。 【府令第6条】 【金・大告25号】

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 留 意 点	備 考
		<p>直ちに判別できるようにするとともに、各々の顧客の持分について証券会社の帳簿等により直ちに判別できるようにしているか。なお、証券会社と顧客等との間で共有関係にある有価証券については、各々の顧客の持分が証券会社の帳簿等により直ちに判別できるようにしているか。</p> <p>(注) 証券会社と顧客等との間で共有関係にある有価証券とは、証券投資信託の受益証券、大券保管の債券、累積投資商品、ミニ株等のうち証券会社と顧客の共有関係にある証券をいう。</p>	
	<p>(2) 顧客分別金 【証取法第47条第2項】 【府令第2、3条、5条1項】</p>	<p>① 対象 証券業に係る取引に関して顧客から預託を受けた金銭及び有価証券並びに顧客の計算に属する金銭及び有価証券（有価証券については証取法第47条の2の規定により担保に供されたもの（契約により証券会社が消費できる有価証券を除く。））について、証券業を廃止した場合等に顧客に返還すべき額として算定したものに相当する金額を顧客分別金として保管しているか。 なお、有価証券については、時価により顧客分別金相当額を計算しているか。</p> <p>② 分別保管方法 顧客分別金については、次のとおり信託しているか。</p> <p>a) 信託契約の形態 イ. 証券会社を委託者、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者、証券業に係る顧客を元本の受益者としているか。 ロ. 証券会社においては信託管理人を定めているか。また、証券会社が信託契約を複数の受託者と契約する場合には、これらの契約に係る信託管理人を同一人としているか。 ハ. 証券会社が証取法第79条の54に規定する通知証券会社に該当することとなったときは、原則として投資者保護基金を信託管理人としているか。</p> <p>b) 信託契約の種類としては、金銭の信託、有価証券の信託及び包括信託とし、その運用対象は府令・告示に規定する運用方法によっているか。</p> <p>③ 顧客分別金の計算 a) 顧客ごとの顧客分別金の額及びその合計額である顧客分別金の必要額は、毎日計算を行っているか。 b) 顧客分別金の必要額の差替えは、週に1日以上差替計算基準日を設定し、当該基準日の翌日から起算して3営業日以内に不足額の追加を行っているか。</p>	

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 留 意 点	備 考																								
		<p>c) 顧客分別金の必要額は、差替計算基準日当日の額としているか。(1週間の残高平均ではない。)</p> <p>d) 信託財産たる有価証券の評価額は、差替計算基準日における時価としているか。ただし、有価証券信託又は金銭と有価証券の包括信託に係る有価証券の評価額は、告示に定める率を乗じた額を上回らない額とし、信託業法第9条の規定により元本補てん契約付きの金銭信託の場合は、信託財産の元本の評価額は信託元本金額としているか。</p> <p>④ 顧客分別金信託の受益権 証券会社が通知証券会社に該当することとなった場合には、証券会社が信託会社又は信託業務を営む金融機関等に対して運用の指図を行っていないか。(投資者保護基金が特に認める場合を除く。)</p>																									
	<p>2. 信用取引等に係る留意点 【証取法第47条】 【府令第3条】</p>	<p>① 顧客分別金としての対象 追い証部分を含め、信用取引委託保証金現金並びに再担保に供する信用取引委託保証金代用有価証券に係る時価相当額を顧客分別金の計算対象としているか。</p> <p>(信用取引にかかる証券会社の分別保管の概要)</p> <table border="1" data-bbox="1154 1157 2181 1829"> <thead> <tr> <th data-bbox="1154 1157 1685 1230">項 目</th> <th colspan="2" data-bbox="1685 1157 2181 1230">分 別 保 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1154 1230 1685 1297">本担保現金</td> <td colspan="2" data-bbox="1685 1230 2181 1297">不 要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1154 1297 1685 1367">本担保株券</td> <td colspan="2" data-bbox="1685 1297 2181 1367">不 要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1154 1367 1685 1476">信用取引委託保証金現金 (追い証部分を含む。)</td> <td colspan="2" data-bbox="1685 1367 2181 1476">信 託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1154 1476 1685 1759" rowspan="4">信用取引委託保証金代用 有価証券 (追い証部分を含む。)</td> <td data-bbox="1685 1476 1932 1545">現物保管分</td> <td data-bbox="1932 1476 2181 1545">分 別 保 管</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 1545 1932 1614">再 担 保 分</td> <td data-bbox="1932 1545 2181 1614">金 銭 の 信 託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 1614 1932 1684">証 金 担 保 分</td> <td data-bbox="1932 1614 2181 1684">金 銭 の 信 託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1685 1684 1932 1759">母 店 担 保 分</td> <td data-bbox="1932 1684 2181 1759">金 銭 の 信 託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1154 1759 1685 1829">信用取引評価益</td> <td colspan="2" data-bbox="1685 1759 2181 1829">不 要</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	分 別 保 管		本担保現金	不 要		本担保株券	不 要		信用取引委託保証金現金 (追い証部分を含む。)	信 託		信用取引委託保証金代用 有価証券 (追い証部分を含む。)	現物保管分	分 別 保 管	再 担 保 分	金 銭 の 信 託	証 金 担 保 分	金 銭 の 信 託	母 店 担 保 分	金 銭 の 信 託	信用取引評価益	不 要		<p>本担保株券・本担保現金が分別保管されないため評価益も分別保管されない。</p> <p>証金担保分、母店担保分のうち府令第4条5項の要件を満たす場合には金銭の信託は不要。</p>
項 目	分 別 保 管																										
本担保現金	不 要																										
本担保株券	不 要																										
信用取引委託保証金現金 (追い証部分を含む。)	信 託																										
信用取引委託保証金代用 有価証券 (追い証部分を含む。)	現物保管分	分 別 保 管																									
	再 担 保 分	金 銭 の 信 託																									
	証 金 担 保 分	金 銭 の 信 託																									
	母 店 担 保 分	金 銭 の 信 託																									
信用取引評価益	不 要																										

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 留 意 点	備 考																
	3. 取引所に上場されている先物・オプション取引の留意点 【証取法第 108条の3】	<p>② 発行日取引 発行日取引にかかる代用有価証券及び受入保証金を顧客分別金信託の対象としているか。</p> <p>① 顧客分別金としての対象 先物・オプション取引に際し、当初委託証拠金・取次証拠金として差し入れられた現金または代用有価証券のうち差換預託したものは顧客資産として分別保管しているか。（直接預託の場合は分別保管を行う必要はない。）</p> <p>② 先物・オプション取引に係る評価益 先物取引に係る評価益については、顧客分別金の計算対象としているか。</p> <p>(取引所上場先物・オプション取引にかかる証券会社の分別保管の概要)</p> <table border="1" data-bbox="1154 974 2181 1575"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>分 別 保 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初委託証拠金・取次証拠金として差し入れられた現金</td> <td>金銭の信託</td> </tr> <tr> <td>上記のうち取引所への直接預託分</td> <td>不 要</td> </tr> <tr> <td>差替預託した場合の委託・取次証拠金代用有価証券</td> <td>必 要</td> </tr> <tr> <td>上記のうち取引所への直接預託分</td> <td>不 要</td> </tr> <tr> <td>顧客の損失分として顧客が差し入れる委託証拠金・取次証拠金</td> <td>不 要</td> </tr> <tr> <td>先物取引評価益</td> <td>金銭の信託</td> </tr> <tr> <td>オプション取引評価益</td> <td>不 要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) オプション取引評価益は未実現であるため信託は不要である。</p>	項 目	分 別 保 管	当初委託証拠金・取次証拠金として差し入れられた現金	金銭の信託	上記のうち取引所への直接預託分	不 要	差替預託した場合の委託・取次証拠金代用有価証券	必 要	上記のうち取引所への直接預託分	不 要	顧客の損失分として顧客が差し入れる委託証拠金・取次証拠金	不 要	先物取引評価益	金銭の信託	オプション取引評価益	不 要	
項 目	分 別 保 管																		
当初委託証拠金・取次証拠金として差し入れられた現金	金銭の信託																		
上記のうち取引所への直接預託分	不 要																		
差替預託した場合の委託・取次証拠金代用有価証券	必 要																		
上記のうち取引所への直接預託分	不 要																		
顧客の損失分として顧客が差し入れる委託証拠金・取次証拠金	不 要																		
先物取引評価益	金銭の信託																		
オプション取引評価益	不 要																		

## 自己資本規制比率に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト

証券会社における自己資本に関する規制は、証券会社の業務が市場環境の変化に影響され易いことを踏まえ、市況の急激な変化に伴い、収入の減少や保有資産の価値の下落等に直面した場合においても、証券会社の財務の健全性が保たれ、投資者保護に万全を期すことができることをその目的としている。

そのためには、証券会社の各種の業務に伴う各リスクを総体的に把握・管理し、各種のリスクが顕在化した場合においても、それに伴い発生する損失等に十分耐え得るだけの流動的な資産、つまりは固定化されていない自己資本を保持し、証券会社が通常の営業の範囲内において既存の業務からの撤退や業務に必要な固定資産の売却等を行うことなしに対応し得るように規制の枠組みが作られている。

このため、本チェックリストは、証券取引法第52条及び証券会社の自己資本規制に関する内閣府令に基づき、法令等及び事務ガイドラインに則った正確な自己資本規制比率の算出が行われていることを確認することはもとより、自己資本規制比率が証券会社の健全性の指標であることに鑑み、自己資本規制比率に対する取締役等の認識等を確認するために作成した。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社及び外国証券会社を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

### 【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、①検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、②検査により、法令等遵守態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び③法令等遵守態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務づけるものではない。

また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

### 【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、または、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

項 目	自己資本規制比率のチェック項目	自己資本規制比率のチェック項目に係る説明	備 考
1. 自己資本規制比率に対する認識等	(1) 取締役会の自己資本規制比率に関する理解及び認識	<p>(1)① 取締役会は、自己資本規制比率が証券会社の健全性を計る最も重要な指標であることを認識し、自己資本規制比率にかかる下記の規制を理解しているか。</p> <p>【自己資本規制比率にかかる規定】</p> <p>100%を下回った場合の監督命令（証取法第56条の2第2、3項）</p> <p>120%の維持義務（証取法第52条第2項）</p> <p>140%を下回った場合等の届出（証取法第52条第1項、府令第19条）</p> <p>公衆縦覧義務（証取法第52条第3項）</p> <p>② 取締役会は、自己資本規制比率の正確な算出が極めて重要であることを認識し、その適正な算出のための組織及び手続きを整備しているか。</p> <p>③ 取締役会は、自己資本規制比率の市場リスク相当額の算出方法として標準的方式又は内部管理モデル方式のいずれを採っているか理解しているか。</p> <p>④ 取締役会は、自己資本規制比率に大きな影響を及ぼしている顧客への立替金、証券事故等にかかる社内立替金等の解消について適切に対応しているか。</p> <p>⑤ リスク管理を担当する取締役は、日々計算される市場リスク相当額及び取引先リスク相当額より見込まれる自己資本規制比率が、監督当局への報告を要する水準に比していかなる水準にあるかについて、的確に把握しているか。</p>	<p>(注) 「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。</p> <p>(注) 「管理者」とは、「自己資本規制比率の算出を所掌している部門の管理職（取締役を含む。）又は内部管理責任者等」をいう。</p> <p>(注) 「法令等」とは、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストⅧに掲げる内容に加えて、社内内部規程を含むものとする。</p>
	(2) 自己資本規制比率の適正な算出	<p>(2)① 管理者は正確な日計表兼総勘定元帳、主要勘定残高表及び法令等に基づき自己資本規制比率が算出されていることを検証しているか。</p> <p>② 経理担当部門において正確な日計表兼総勘定元帳及び主要勘定残高表を作成するため、経過勘定項目等のチェックが行われているか。</p> <p>③ 管理者は毎月、自己資本規制比率の推移及び変動要因を把握し、これを取締役会等に報告しているか。</p> <p>④ 経理部門を担当する取締役は勘定科目の振替等による意図的な自己資本規制比率向上策が行われていないことに責任を負っているか。</p>	<p>(注) 「法令等」とあわせ、「事務ガイドライン」において、監督上の着眼点、留意点が整理記載されており、これを十分に踏まえる必要がある。</p>

項 目	自己資本規制比率のチェック項目	自己資本規制比率のチェック項目に係る説明	備 考
2. 管理業務 (証取法第52条) (自己資本府令)	(1) 自己資本の管理	<p>(1)① 基本的項目</p> <p>(イ) 資本金、法定準備金及び剰余金（又は欠損金）について、日計表兼総勘定元帳及び主要勘定残高表と一致しているか。</p> <p>(ロ) 時価算定の客観性を確保するため、社内規程等に基づいて「時価算定マニュアル」を定め、これに基づき適正な時価評価を行っているか。また、制度改正、評価手法の開発等により算定方法の変更の必要が生じた場合には、社内規程等に基づいて速やかにマニュアルを改正しているか。</p> <p>② 補完的項目</p> <p>(イ) 証券取引責任準備金、一般貸倒引当金等は、適正に計算され、日計表兼総勘定元帳と一致しているか。</p> <p>(ロ) 短期劣後債務又は長期劣後債務の算入にあたっては金融庁長官等に届け出を行っており、その契約書に自己資本規制比率が120%を下回ることとなる場合は短期劣後債務については元利金、長期劣後債務については利金の支払を行わない旨の特約等が明示されているか。</p> <p>(ハ) トレーディング勘定に計上した有価証券及び商品有価証券のみならず、その他有価証券にかかる評価損益について、正確に把握されているか。</p>	(注) 「その他有価証券」とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。(財務諸表等規則第8条第21項、府令第1条第1項第3号)
	(2) 控除資産の管理	(2) 前払金、前払費用等に計上すべき額をその他の流動資産勘定へ計上していたり、リスクが移転しないような固定資産の流動化等により実際の額よりも過少に固定資産の控除額を計上するような意図的な自己資本規制比率向上策が行われないような管理が行われているか。	
	(3) リスク相当額の管理	<p>(3)① 市場リスク相当額</p> <p>(イ) 市場リスク相当額の算出に当たっては、府令に規定する取引及び財産を対象としたうえで、府令の規定に基づいた正確な算出が行われているか。</p> <p>(ロ) 市場リスク相当額の算出に当たっては、証券会社が標準的方式あるいは内部管理モデル方式が適切に選択され、各方式に係る計算システムの設置や社内管理体制が整備されているか。また、各方式において正確な計算が行われているか。</p> <p>(ハ) 新商品の取扱いの開始時において、市場リスク相当額の検証が行われているか。</p>	

項 目	自己資本規制比率のチェック項目	自己資本規制比率のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>(ニ) リスクカテゴリーごとに市場リスク相当額を算出している場合には、市場リスク全体を統合的に把握する部門が他の部門から独立して存在しているか。</p> <p>(ホ) 業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合には、市場リスク全体を統合的に把握する部門によりリスクカテゴリーごとに市場リスク相当額が把握される体制となっているか。</p> <p>② 取引先リスク相当額 取引先リスク相当額の算出に当たっては、府令に規定する取引及び資産等を対象としたうえで、府令の規定に基づいた正確な算出が行われているか。</p> <p>③ 基礎的リスク相当額 基礎的リスク相当額の算出に当たっては、府令の規定に基づいた正確な算出が行われているか。</p>	
	(4) 自己資本規制比率の管理	<p>(4)① 自己資本規制比率の計算</p> <p>(イ) 自己資本規制比率の管理部門において、日々適切に市場リスク相当額及び取引先リスク相当額の計算を行っているか。</p> <p>(ロ) 自己資本規制比率の管理部門において、固定化されていない自己資本の額の計算に必要な情報並びに市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の計算に必要な情報について、適切な把握が行われているか。</p> <p>② 自己資本規制比率の報告及びディスクロージ</p> <p>(イ) 行政への自己資本規制比率の報告については、府令の規定に基づいて定期的に、また、必要に応じて随時に行われているか。</p> <p>(ロ) 府令の規定に基づいた自己資本規制比率の開示が、定期的かつ適切に行われているか。</p>	



## 自己資本規制比率に関する検査用マニュアル

### I 自己資本規制比率の正確性の検証

被検査証券会社の自己資本規制比率について証券取引法第52条及び証券会社の自己資本規制に関する内閣府令の定めるところにより、自己資本及び各リスク相当額の算定が正確に行われているかを検証する。

検証に当たっては別紙「自己資本規制比率に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト」により、実態が的確に把握されていることを検証し、自己資本規制比率の管理態勢に関する評価を行うものとする。また、自己資本又は各リスク相当額の算定が正確に行われていないことを把握した場合には、その背景・原因等となる自己資本規制比率の管理態勢の問題点を把握するものとする。

特に、内閣府令、事務ガイドラインのうち、以下の誤りやすい点について、自己資本規制比率が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。

#### 【自己資本・補完的項目】

- ・ 補完的項目の合計額については基本的項目の合計額を限度としているか。（府令第2条第1項第6号）
- ・ 長期劣後債務については基本的項目の額の50%相当額が限度であり、残存期間が5年以内になったものは、毎年、残存期間が5年になった時点における額の20%に相当する額を累積的に減価しているか。（府令第2条第1項第6号ニ）
- ・ 短期劣後債務については、基本的項目の額から控除資産の額を控除した額の200%に相当する額を限度としているか。（府令第2条第1項第6号ホ）

#### 【自己資本・補完的項目（長期劣後債務・短期劣後債務）】

- ・ 劣後借入金及び劣後特約付社債の届出書は、少なくとも破産及び会社更生といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容となっているか。（事務ガイドライン6-1-1(1)）
- ・ 長期劣後債務・短期劣後債務は次に掲げる性質のすべてを有しているか。（府令第2条第2項、第3項、事務ガイドライン6-1-1(2)）
  - ① 担保が付されていないこと。
  - ② 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が長期劣後債務については5年超（短期劣後債務については2年以上）のものであること。
  - ③ 期限前弁済等の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である証券会社の任意によるものであり、かつ、当該証券会社が当該期限前弁済等を行うことについて金融庁長官の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。
  - ④ 証券会社が長期劣後債務についてはその利金（短期劣後債務についてはその元利金）の支払を行うことにより自己資本規制比率が120%を下回ることとなる場合には、当該利金又は元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。
- ・ 上位債権者に不利益となる変更や劣後特約に反する支払いを無効とする契約内容となっているか。（事務ガイドライン6-1-1(3)）
- ・ 劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っている場合には、当該資金の額を当該長期劣後債務の額又は当該短期劣後債務の額から控除しているか。（府令第2条第4項第3号）

#### 【自己資本・補完的項目（長期劣後債務・短期劣後債務からの控除）】

- ・ 次の場合には意図的な資金提供を行っているものとして、当該資金の額を長期劣後債務又は短期劣後債務から控除しているか。
  - ① 劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に劣後特約付借入金を供与している場合又はこれらの者が発行した劣後特約付社債を保有している場合（事務ガイドライン6-1-2(1)）
  - ② 劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に経営再建・支援・資本増強協力目的として、資金の貸付けを行っている場合（事務ガイドライン6-1-2(2)）
  - ③ 劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者の株券その他の有価証券等を経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受けている場合（事務ガイドライン6-1-2(3)）

- ・ 次の場合には意図的な資金提供を行っているものとされないが、当該資金の額を長期劣後債務・短期劣後債務から控除していないか。
  - ① 劣後特約付社債を、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合（事務ガイドライン6-1-2(1)）
  - ② 劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の所有者の株券その他の有価証券等を経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等からの調達により保有している場合、引受けにより取得したもので保有期間が6月を超えない場合及びマーケットメイク等のために一時的に保有している場合（事務ガイドライン6-1-2(3)）

#### 【控除資産・控除資産から控除している担保金等】

- ・ 証券会社が自己の債務の担保に供した土地・建物の時価額等を控除資産から控除している場合には、当該土地・建物の時価額が適切に算出されているか。（事務ガイドライン6-1-3(1)）
- ・ 担保金その他の資産の時価額を控除資産から控除している場合には、当該担保金その他の資産が担保としてふさわしいものであるか、並びにその時価額及び当該時価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。（事務ガイドライン6-1-3(2)）

#### 【リスク相当額】

- ・ 業務の態様に応じて合理的な方法により、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を、毎営業日、把握しているか。（府令第4条第4項）
- ・ すべての保有する有価証券等の時価額（月末にあつては、客観性の検証を行った時価額）に基づき、市場リスク相当額を適切に把握しているか。（事務ガイドライン6-2-1(1)）
- ・ 対象となるすべての取引又は資産等の与信相当額に基づき、取引先リスク相当額を適切に把握しているか。（事務ガイドライン6-2-1(2)）
- ・ 毎営業日、リスク管理について責任を負っている取締役は、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を了知しているか。（事務ガイドライン6-2-1(3)）
- ・ 保有する有価証券のうち貸し付けたものについては、取引先リスク相当額に加え、市場リスク相当額を算出しているか。（事務ガイドライン6-2-2）

#### 【市場リスク相当額】

- ・ 保有する有価証券等について、標準的方式又は内部管理モデル方式により市場リスク相当額を算出しているか。（府令第5条第1項）
- ・ 合理的な理由があり、リスク・カテゴリーごと、業務の種類ごと又は一般市場リスク及び個別リスクごとに、標準的方式又は内部管理モデル方式を選択して市場リスク相当額を算出する場合には、それぞれの方式により算出した額の合計額を市場リスク相当額としているか。（府令第5条第2項）
- ・ リスク・カテゴリーごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合には
  - ① リスク・カテゴリーごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。（事務ガイドライン6-2-3(1)①）
  - ② 市場リスク全体を統合的に把握する部署が他の部署から独立して存在しているか。（事務ガイドライン6-2-3(1)②）
- ・ 業務の種類ごとに市場リスク相当額の算出方法を選択している場合には
  - ① 業務の種類ごとに異なる算出方法を選択することにより、より適切に市場リスクを把握できているか。（事務ガイドライン6-2-3(2)①）
  - ② 市場リスク全体を統合的に把握する部署により、リスク・カテゴリーごとの市場リスク相当額が把握される体制となっているか。（事務ガイドライン6-2-3(2)②）
- ・ 市場リスク相当額の算出において控除すべき固定資産等に含まれるもの及び保管有価証券を含めていないか。（府令第4条第2項）
- ・ 次のものも含めて市場リスク相当額を算出しているか。（府令第4条第2項）
  - ① 引受期間における引受けに係る有価証券等
  - ② 金銭の信託に係る信託財産をもって保有する有価証券等
  - ③ 空売りに係る有価証券等
  - ④ 信用買証券及び信用売証券
  - ⑤ 自己の債務の担保に供されている有価証券等

#### 【市場リスク相当額・内部管理モデル方式】

- ・ 自己資本規制比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名、市場リスク相当額を算出する部署の名称及び組織の体制並びに内部管理モデル方式に関する社内規則が定められているか。（府令第14条第1項）
- ・ バリュエーション・アット・リスクの算出方法を修正したときには、遅滞なくその旨を金融庁長官に届け出ているか。（府令第16条第1項第1号）

- ・ 超過回数が4回以上となったときには、遅滞なくその旨を金融庁長官に届け出ているか。（府令第16条第1項第2号）
- ・ 内部管理モデル方式の承認を受けた証券会社は、超過回数が5回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が5回以上となった原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しているか。（府令第16条第2項）
- ・ 内部管理モデル方式を利用している証券会社（外国証券会社を含む。）に対しては、毎年、前年度におけるリスクの計測の過程及びリスク計測モデルに係る外部監査の結果を確認しているか。（事務ガイドライン6-2-6）  
 （注）「超過回数」とは、算出基準日を含む直近 250営業日の営業日ごとの損益を算出した場合において、その日ごとの損失の額が保有期間を1日としてリスク計測モデルを使用して算出した営業日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。ただし、当該回数が5回以上10回未満の場合において、当該回数の中に市場の特殊要因に起因すると認められるものがあるときには、当該回数から当該特殊要因に起因すると認められるものを控除することができる。（府令第12条第2項）

#### 【市場リスク相当額・標準的方式】

- ・ リスク・カテゴリーのいずれにも属さない有価証券等については、合理的な方法により、市場リスク相当額を算出しこれを加算しているか。（府令第6条第4項）

#### 【市場リスク相当額・金利リスク】

- ・ デュレーション法を用いる証券会社は、債券等の価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、これを保存するとともに、当該計測方法を継続して使用しているか。（府令第8条第5項）  
 （注）「デュレーション法」とは、個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、価格感応度（債券等ごとに、別表第十一に掲げるデュレーション（キャッシュ・フローが発生するまでの期間についてキャッシュ・フローの現在価値により加重平均することにより得られる期間をいう。）の区分に応じ同表に定める想定金利変動幅に対する当該債券等の価格感応度として計測したものをいう。次項において同じ。）を乗じて金利リスクを算出することをいう。（府令第8条第4項第2号）

#### 【市場リスク相当額・金利感応度分析】

- ・ リスク管理部署を金利感応度の分析の対象となる取引にかかわる部署から独立して設置し、毎営業日、金利感応度の分析を行っているか。（府令第9条第3項第1号）
- ・ リスク管理部署が、金利感応度の分析に関する事項を記載した書類を作成し、これを保存しているか。（府令第9条第3項第2号）
- ・ 合理的な数の期間帯に分けて、すべての期間帯に格子点を配置し、金利感応度の分析を行っているか。（府令第9条第3項第3号）
- ・ 各格子点における金利の変化分の合成により得られる曲線が当該債券のポートフォリオの利回り曲線に係る同一の各格子点の金利の変化分の合成により得られる曲線と近似していること等、金利感応度を同一の金利の変動に対応する債券のポートフォリオの価値の変動と同視しうるか。（府令第9条第3項第4号）  
 （注）「各格子点」とは、金利感応度の算出に当たって用いる各取引の利回り曲線に係る基準期間をいう。（府令第9条第3項第3号）

#### 【市場リスク相当額・コモディティリスク相当額】

- ・ 同一のコモディティ等のロング・ポジション及びショート・ポジションについて、相殺する場合には相関係数が10分の9以上であることを説明した書類を保存しているか。（府令第11条2項）

#### 【取引先リスク相当額】

- ・ 取引の相手方から担保金その他の資産を受け入れており、与信相当額（信用取引を除く。）から担保金その他の資産の時価額を控除している場合には、次の点に留意しているか。（府令第17条第3項、第4項、事務ガイドライン6-2-7）
  - ① 当該担保金その他の資産が担保としてふさわしいものであるか。
  - ② 当該担保金その他の資産の時価額及び当該時価額から控除すべき市場リスク相当額が適切に算出されているか。
- ・ 異なる通貨間の金利等のスワップ取引、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引、同一の通貨間の金利のスワップ取引、金利先渡取引及び有価証券店頭デリバティブ取引については、取引の相手方が定期的には又は最終決済時に支払うべき金額を支払うべきこととなった日から6営業日経過しても払い終えていない場合には、当該金額（取引の相手方から担保金として預託された資産を処分した場合にはその処分額を控除した額）を取引先リスク相当額としているか。（府令第17条5項）
- ・ 承認業務については、当該業務に係る取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額を取引先リスク相当額に加算しているか。（府令第17条7項）

- ・ 相対ネットィング契約の法的有効性について、取引の相手方が破綻した場合又は取引の相手方との間で紛争が生じた場合に、関連する法律に照らして、証券会社の与信が当該ネットィング契約の下で相殺された金額に留まると所管の裁判所又は監督機関が合理的に判断するであろうことを示す、リーガル・オピニオンを書面により確認しているか。（事務ガイドライン6-2-8 (1)）
- ・ 関連する法律について、少なくとも、次に掲げるものを調査しているか。（事務ガイドライン6-2-8 (2)）
  - ① 取引の相手方に設立の免許又は許可を与えた国の法律及び取引の相手方の国外の営業所の所在する国の法律
  - ② ネットィングの対象となる個々の取引に係る法律
  - ③ ネットィングを行うために必要な契約に係る法律
- ・ 形式及び名義の如何にかかわらず、将来において債務保証契約の成立を約する契約を保証予約として取引先リスク相当額を算出しているかを確認しているか。この場合において、名義上、経営指導念書（子会社等が金融機関等から借入れを行う際に子会社等への監督責任を認め、子会社等に対し経営指導等を行うことを約して債権者に差し入れる文書をいう。）であっても、その記載内容に基づく法的効力が債務保証又は保証予約と同様と認められるもので、財務諸表等規則第58条の規定により貸借対照表に注記しなければならないものは、保証予約としているか。（事務ガイドライン6-2-9）
- ・ 公表又は未公表を問わず、金融庁若しくは財務局による検査又は外部監査の結果、債務超過と認められた法人は、自己資本規制府令別表第18備考5 (4)の「客観的に債務超過状態にあると認められた法人」としているか。（事務ガイドライン6-2-10）
- ・ 自己資本規制府令別表第18備考3に規定する連結財務諸表提出会社が付与されている指定格付により取引先リスク相当額を算出することができる連結子会社は、連結決算の対象会社であって、当該連結決算について適切な外部監査を受けているものか。（事務ガイドライン6-2-11）

#### 【基礎的リスク相当額】

- ・ 計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用に現先取引費用を含めていないか。（府令第18条）

#### 【報告・届け出】

- ・ 毎年3月、6月、9月及び12月の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から1月を経過した日から3月間、すべての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しているか。（証取法第52条3項）
- ・ 自己資本規制比率が140%を下回った場合には、その都度、直ちに、その旨を金融庁長官に届け出、自己資本規制比率に関する届出書に自己資本規制比率の状況を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画書を添付し、金融庁長官に提出しているか。（証取法第52条第1項、府令第19条第1項第1号、第3項、第4項第1号）
- ・ 自己資本規制比率が120%を下回った場合には、その都度、直ちに、その旨を金融庁長官に届け出、自己資本規制比率に関する届出書に自己資本規制比率の状況を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書を添付し、金融庁長官に提出しているか。（証取法第52条第1項、府令第19条第1項第1号、第3項、第4項第2号）
- ・ 自己資本規制比率が140%以上に回復した場合には、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出ているか。（府令第19条第1項第2号、第5項）
- ・ 証券会社は、毎営業日ごとに、自己資本規制比率の状況を適切に把握しているか。（府令第19条第6項）

## 純財産額検査用マニュアル

証券会社の純財産額規制は、証券会社の資本勘定、引当金及び有価証券評価損益等の合計額であるいわゆる純財産額が、証券会社の業務の態様ごとに規定される最低資本金を上回っていることが登録要件とされていることから、経営の健全性の保持の一つの指標として規制の枠組みが作られている。

したがって、検査官は、純財産額規制に関する検査においては、純財産額規制が登録要件のみならず、当該証券会社の経営の安定性及び財務の健全性を判断するうえで重要な指標であることから、当該証券会社における純財産額の総額及びその水準の適切性を検証することが重要であり、特に、財務書類に計上されている資産・負債の各項目について適正な経理処理が行われ、加えて計上資産については適切な評価の下での資産性の価値の判断が行われているか検証する必要がある。

本マニュアルは、証券会社及び外国証券会社に係る検査において適用するものである。本マニュアルにおいては、特にことわりのない限り、証券会社及び外国証券会社を総称して「証券会社」ということとする。

### I. 資産・負債の評価査定に関する検査の目的

資産・負債の評価査定とは、証券会社の保有する資産を個別に検討して、価値の毀損の危険性又は回収の危険性の度合いに従って区分することであり、投資者の損害の拡大の防止の観点から資産の不良化により証券会社の財務内容がどの程度危険にさらされているかを判定するものとして、当該証券会社の財務内容を的確に検証し、把握することが目的である。

### II. 資産・負債の評価査定に関する検査の方法

検査官は、資産・負債の評価査定に当たり、入手可能な資料や状況をできる限り収集し、各種の資料等について十分な検討を行ったうえで、諸条件を総合的に勘案しつつ適切な判断の下に資産・負債評価査定を行うものとする。

また、検査の際に把握した問題点等について、被検査証券会社に対して当局としての考え方を示し、これに対する被検査証券会社の考え方を十分確認するとともに、被検査証券会社の立会いのもとで、会計監査人の見解を直接確認するなどの方法により意見交換を行うものとする。

### III. 純財産額の算出に関する検査の方法

検査官は、純財産額の算出に当たり、基準日における財務書類に被検査証券会社が計上している資産・負債並びに損益について、その内容が適切かつ妥当なものであるかどうか検証し、計上漏れの資産・負債勘定はないか、簿外の勘定がないかなどに留意したうえで、資産・負債評価査定等の方法により、基準日における実態を反映した財務係数を確定し、純財産額を算出するものとする。

#### 1. 科目補正

貸借対照表及び損益計算書の各勘定項目について検証を行い、経理誤謬の是正、両建相殺処理の補正等の被検査証券会社の経理を正当に修正するものを科目補正として処理する。

科目補正後の各勘定科目の係数により算出した純財産額を「純財産額（基準額）」とする。

#### 2. 評価査定

資産・負債の評価査定による金銭債権の分類、有価証券の評価査定及びその他資産の評価査定を行い、資産性のないことが明らかであるもの及び諸条件から総合的に判断して資産性が極度に乏しいものを確定し、純財産額から控除する。

#### 3. その他補正の確定処理を行う。

貸借対照表及び損益計算書の各勘定項目について検証を行い、資産が増加し、あるいは負債が増加又は減少することにより自己資本が減少するものは、その他補正として処理を行う。

#### 4. 純財産額の算出

評価査定及びその他補正の処理を行った後にその結果を「純財産額（基準額）」に加減調整を行うことにより、「純財産額（査定額）」を確定させる。

(注) 基準日とは、純財産額の検証を行う基準となる日をいい、原則として、検査実施日（予告検査の場合は予告日。）の直前月末日とする。

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 留 意 点	備 考
I. 純財産額の検証	1. 基準貸借対照表	1. 純財産額の算出に当たって、商法、一般に公正妥当と認められる会計基準、「証券業経理の統一について」（日本証券業協会理事会決議。）及び「証券会社に関する内閣府令」（外国証券業者に関する内閣府令において準用する場合を含む。）に基づいて、日計表等の財務書類等において適正な経理処理が行われているか確認し、適正な経理処理に基づくものでない場合には所要の修正を行う。	
	2. 資産・負債の評価査定	<p>2.(1) 金銭債権</p> <p>立替金、貸付金等の金銭債権については、収集可能な資料・情報を基に、顧客の財政状態及び経営成績等に応じて債権区分を行い、金銭債権から控除する貸倒引当金については、発生の可能性の高い将来の損失額を合理的に見積り計上しているか。</p> <p>具体的には、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会）等に従い一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、各債権区分に応じた引当方法により貸倒引当金を算出し、金銭債権を評価する。</p> <p>信用取引貸付金については、基準日において、受託契約準則第48条で定める委託保証金が維持されている場合には一般債権に区分して差し支えないものとする。</p> <p>顧客への立替金については、顧客の資力、返済状況及び返済意思等を勘案し、個別に取立不能見込額を合理的に算出する。係争中であることや少額の返済があることなどを理由に、貸倒引当金の対象外とすることは適当ではない。</p> <p>連結対象子会社及び持分法適用会社に対する債権等については、貸借対照表上の純資産額によることなく保有資産の含み損益も加味した実質的な純財産額をもって判断することとし、資産状態が悪化し、当該債権等について回収不能の虞がある場合には回収不能と見込まれる額を適正な判断により算出しているか。その際、当該純財産額算出に当たり、貸金業を行っている連結対象子会社及び持分法適用会社においては、銀行等金融機関に準じた債権管理が要求され、ある程度厳密な債権区分を求められていることから、当該会社の保有する営業貸出金等の資産査定につき、金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）を参考に自己査定及び償却・引当を行っていることが望ましい。</p>	

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 留 意 点	備 考
		<p>(2) 有価証券 有価証券については、「金融商品に係る会計基準」等に従って、売買有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他の有価証券に区分し、それぞれの区分に応じて評価額及び評価差額等を算定しているか。</p> <p>① 売買目的有価証券 時価をもって評価額とする。評価差額は当期の損益として処理する。</p> <p>② 満期保有目的の債券 取得原価をもって評価額とする。 ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって評価額とする。</p> <p>③ 子会社株式及び関連会社株式 取得原価をもって評価額とする。</p> <p>④ その他有価証券 時価をもって評価額とする。評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。 (イ) 評価差額の合計額を資本の部に計上する。 (ロ) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。 なお、資本の部に計上される評価差額については、税効果会計を適用し、資本の部において他の剰余金と区分する。</p> <p>⑤ 時価のない有価証券 (イ) 債券の評価額は、債権の評価額に準じ、取得原価又は償却原価法に基づいて算定された評価額とする。 (ロ) 債券以外の有価証券は、取得原価をもって評価額とする。</p>	<p>(注) 時価とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である。</p> <p>有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該有価証券に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがある。</p> <p>ただし、株式の時価とは「市場価格に基づく価額」である。</p>

項目	検査の実施項目	検査における留意点	備考
		<p>また、有価証券の時価が著しく下落した場合等における減損処理については、次のとおり取り扱っているか。</p> <p>① 売買目的有価証券以外の有価証券（子会社株式及び関連会社株式を含む。）のうち市場価格又は合理的に算定された価額（すなわち時価）のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって評価額とし、評価差額を当期の損失として処理する。</p> <p>② 市場価格のない株式（子会社株式及び関連会社株式を含む。）については当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理する。</p> <p>③ 時価のない債券については、債権の評価額に準じるため、当該債券については、償却原価法を適用した上で、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて減損額を算定する。</p> <p>(3) デリバティブ取引            デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、原則として時価をもって評価額とし、評価差額は、ヘッジ会計適用による損益の繰延べが認められる場合を除き、当期の損益としているか。</p> <p>① 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務については、計算を行う日における当該取引所の最終価格又はこれに準ずるものとして合理的に算出された価額を評価額とする。</p> <p>② 取引所の相場がない非上場デリバティブ取引については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。</p> <p>③ 公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価額とする。</p> <p>(4) 前払金、前払費用            基準日において既経過期間に対応する費用化されるべき金額については、純財産額から控除しているか。</p> <p>(5) 未収入金、未収収益            資産性を勘案し、価値の毀損の危険性又は回収の危険性の度合いに応じて、評価しているか。</p>	<p>(注) 有価証券の減損処理の具体的基準については、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&amp;A」の該当項目参照のこと。</p>



項目	検査の実施項目	検査における留意点	備考
		<p>(6) その他の流動資産  前述以外の流動資産については、原則として帳簿価額をもって評価額とする。  ただし、当該流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であつて、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合は、当該時価をもって評価額とし、その差額を純財産額から控除しているか。</p> <p>(7) 固定資産（上記のものは除く。）</p> <p>① 有形固定資産、無形固定資産  原則として帳簿価額をもって評価額とする。  ただし、償却不足があり、又は予測することのできない減損が生じた場合には、当該償却不足額を控除し、又は相当の減額をした額をもって評価額とし、当該評価額と帳簿価額との差額を純財産額から控除しているか。</p> <p>② ゴルフ会員権  原則として帳簿価額をもって評価額とする。  ただし、時価があるものについて著しい時価の下落が生じた場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって評価額とし、当該評価額と帳簿価額との差額を純財産額から控除しているか。また、時価を有しないものについて当該発行会社の財政状態が著しく下落した場合には、相当の減額をした価額をもって評価額とし、当該評価額と帳簿価額との差額を純財産額から控除しているか。</p> <p>③ 長期前払費用  基準日において既経過期間に対応する費用化されるべき金額については、純財産額から控除しているか。</p> <p>④ 出資金  出資に係る出資法人又は団体等の純財産額が、当該出資金を毀損している場合にあっては、毀損の割合に応じた出資金額を純財産額から控除しているか。</p> <p>(8) 繰延資産  原則として帳簿価額をもって評価額とする。  ただし、当該繰延資産について、償却不足がある場合、当該償却不足額を控除した額をもって評価額とし、当該償却不足額を純財産額から控除しているか。</p>	<p>(注) ゴルフ会員権の減損処理の具体的基準については、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&amp;A」の該当項目参照のこと。</p>

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 留 意 点	備 考
		<p>(9) 準備金</p> <p>① 証券取引責任準備金 証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条の規定に基づき算出しているか。</p> <p>② 金融先物取引責任準備金 金融先物取引法第82条及び金融先物取引法施行規則第28条の規定に基づき算出しているか。</p> <p>③ その他の準備金 一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき算出しているか。</p> <p>(10) 引当金（貸倒引当金を除く。） 一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき算出しているか。</p> <p>(11) 繰延税金資産等 「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）等に従い適正に計上されているか。</p>	<p>(注) 「税効果会計に係る会計基準」等には、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」等税効果会計に関する実務指針を含む。</p>
	<p>3. 純財産額の算出</p>	<p>3. 純財産額は、資産及び負債について「2. 資産・負債の評価査定」等により評価した後、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（次に掲げるものの金額の合計額を除く。）を控除して計算する。</p> <p>(1) 証券取引責任準備金</p> <p>(2) 他に営んでいる事業に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金</p>	

## リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）

本チェックリストは、検査官が検査を行うに際して全てのリスクに共通しているチェック項目を整理したものである。

本チェックリストの各項目は、証券会社経営を行うに当たって、リスク管理の基本となるものであり、特に、証券会社の取締役自身が認識し、実施していくことが求められているものである。仮にその認識が欠けている場合には、当該証券会社は、重大な経営リスクに晒されていることとなり、取締役の資質も問われよう（本チェックリストの各項目は、管理者及び監査役においても認識されているべきものであることは言うまでもない。）。

検査官は、本チェックリストと各リスク管理体制の確認検査用チェックリストにより、各リスク管理態勢の検査を行うものとする。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査並びに登録金融機関の行う証券業務に関する検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

### 【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、①検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、②検査により、リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、投資者の保護等の観点から問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び③リスク管理態勢を検査により確認することにより、財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資するとともに、監督部局による効果的なモニタリングに資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

### 【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 代表取締役のリスクに対する理解	(1) 代表取締役は、自社の負っている各種リスクの特性を理解し、自社の経営戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。	(注) 「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。 (注) 「法令等」とは、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストⅧに掲げる内容に加えて社内内部規定を含むものとする。
	(2) 取締役会の業務執行の最高意思決定機関としての機能（取締役会の実効性の確保）	(2)① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、証券会社の信用の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 ② 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 ③ 取締役会においては、証券市場の担い手としての重大な社会的責任を柱とした企業倫理の構築を重要な課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 ④ 取締役会は、単に業務推進にかかることのみでなく、業務運営に際し、内在する各種リスクに関する重要な事項について議論しているか。	
	(3) 取締役会議事録等の整備 〔商法第 260条ノ 4〕	(3) 取締役会議事録等の作成及び備置 ① 取締役会議事録を作成しているか。 ② 取締役会議事録を法に定められた期間、備え置いているか。 ③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成し、保存しているか。 ④ 取締役会議事録及び原資料は、法令等遵守、リスク管理及び重大な証券事故等の報告が確認できる内容となっているか。	
	(4) 経営方針の確立	(4) 取締役会において、証券会社が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。	
	(5) 証券会社自体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(5) 取締役会においては、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのか等の戦略目標を明確に定めているか。また、各部門の戦略目標は、短期的な収益確保を優先し、リスク管理を軽視したものとなっていないか。加えて、当該目標が組織内で周知されているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(6) 取締役のリスク管理の理解及び認識	(6) 取締役は、リスクの所在及びリスクの種類を理解したうえで、各種リスクの測定方法、モニタリング手法、管理手法等を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識しているか。	
	(7) リスク管理の方針の確立	(7) 取締役会等において、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。加えて、リスク管理の方針が組織内で周知されるように努めているか。 なお、取締役会において、リスク管理の方針は、定期的（少なくとも年1回）、あるいは戦略目標の変化等に応じて随時に見直しているか。	
	(8) リスク管理のための組織の整備	(8) 取締役会は、規模、特性及び業務内容に応じ、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その全体のリスクの種類と程度を適時・適切に把握・管理できる体制となっているか。また、上記の管理体制においては、例えば収益部門とリスク管理部門の分離など、相互牽制等の機能が十分に発揮されるようなものとなっているか。 なお、組織体制については、必要に応じて随時に見直され、戦略目標の変化やリスク管理手法の発達にあわせた改善等が図られているか。	
	(9) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(9) 取締役会等は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うとともに、必要な指示を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。	
	(10) 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	(10) 取締役会等は、適切なリスク管理を行うために、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容及び事故防止等のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。	
	(11) 監査役会の機能発揮	(11)① 監査役は、リスク管理に関する取締役会等に最低限一人は必ず出席しているか。また、その場合、常勤監査役が望ましい。 ② 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。 ③ 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 ④ 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>⑤ 監査役会が組織される場合でも、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責務に基づき積極的な監査を実施しているか。</p> <p>⑥ 監査役会は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックしているか。</p>	
2. 管理者の認識及び役割	(1) 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 管理者は、リスクの所在及びリスクの種類を理解したうえで、リスクの測定、モニタリング及び管理手法等を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるように努めているか。また、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程を適時適切に改善するように努めているか。	(注) 管理者とは、「リスク管理業務を所掌している部門の管理職（取締役を含む。）又は内部管理統括補助責任者」をいう。
(2) リスク管理のための規程の整備	(2) 管理者は、リスク管理の方針に従って、各種リスクごとに測定手法、モニタリング手法及び管理手法等を構築し、適切なリスク管理のための規程を取締役会等の承認を得たうえで整備しているか。		
(3) リスク管理のための組織の整備	(3) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。		
(4) リスク管理の適切な実行	(4) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従い、リスクの評価、モニタリング及び管理など、適切なリスク管理の実行についての責任を負っているか。また、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせ、必要に応じてリスク管理手法や組織を見直しているか。		
(5) リスク管理を行うための適切な人員配置	(5) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいて、専担者の配置等リスク管理を行うための組織が有効な機能を発揮できるように、適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等専門性を持ったスタッフを配置しているか。		
(6) 人材育成のための研修体制の整備	(6) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいた人材育成及び各部門の担当者のリスク管理能力の向上のための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。		

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(7) 事故防止のための人事管理	(7) 管理者は、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員（管理者を含む。）が職場を離れるなど、事故防止の方策を採っているか。 なお、職場を離れる方策を採り得ない場合、あるいは、職場を離れる方策が事故防止等に有効でない場合は、管理職による同行訪問や単独訪問など事故防止等の観点を踏まえた実効性ある方策を講じているか。	
3. 企業風土の醸成	(1) リスク管理重視の企業風土の醸成	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスク管理部門を収益を生まない部門であるとして軽視することが、企業収益に重大な影響を与え得ることを十分に認識し、収益部門のみならず、リスク管理部門を重視しているか。 特に適切なリスク管理を行わないままに、短期的な収益確保を過度に重視した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を避けているか。 なお、管理者においても、リスク管理を重視し、各部門においてもその考え方が浸透するように努めているか。	
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 管理すべきリスクの所在及び種類の特定	(1) 各部門の戦略目標に対応し、どのような種類の業務を行い、どのような商品を取り扱うのか、また、その場合にどのようなリスクを管理しなければならないのか等について、継続的かつ連結ベースで特定しているか。特に、新規の業務に取り組む場合や新規の商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、管理が適切に行われるように事前に十分な検討を行っているか。 なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小等を判断し、実行しているか。	
2. 管理業務	(1) リスク管理の手法及び規程の適切性	(1) リスク管理の手法及び規程の内容は、各証券会社の各収益部門の戦略目標あるいは取り扱っている業務や商品の内容からみて、適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が、証券会社の日常業務の一部となっているか。	
	(2) 各業務部門における規程の整備及び見直し	(2) リスク管理のための規程には、各業務ごとに手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、各業務の遂行方法を定めているか。また、管理者は、職員が定められた規程に従い、かつ、手続きの遵守状況を検証しているか。 管理者は、これらの規程を適時、適切に見直しているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(3) 総合的なリスク管理	(3)① リスク管理に当たっては、海外拠点を含む支店等及び子会社等連結会社に所在する各種リスクを、それぞれが管理するとともに、リスク管理部門がそれらのリスクの種類と程度を自社への影響を勘案して適時適切に把握・管理できるものとなっているか。 ② リスクの統合管理を行う場合において証取法45条に規定されている弊害防止措置が適用される場合には適用除外にかかる承認を受けているか。	
3. 職責の分離	(1) 相互牽制体制の構築	(1) リスク管理部門の役職員が、収益部門に従事することにより、利益相反が発生していないか。また、利益相反について内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。	
4. 情報伝達	(1) リスク管理部門の代表取締役及び取締役会等に対する報告	(1) リスク管理部門は、収益部門からの影響を受けることなく、組織全体のリスク管理態勢の構築・管理をも含めて、代表取締役及び取締役会等に対して、直接に、必要に応じて随時に、報告を行っているか。	
	(2) 代表取締役及び取締役会等に対する報告の内容	(2) リスク管理部門は、代表取締役及び取締役会等に対して、解り易くかつ経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅し、正確に報告しているか。	
Ⅲ. 内部監査 1. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等	(1) 内部監査の重要性の認識	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	(注) 内部監査とは、各業務部門等の本部門及び営業店等（以下、「被監査部門等」という。）から独立した内部監査部門（検査部、業務監査部等）が、被監査部門等における内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘こととどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等の実施する自店検査等を含まない。
	(2) 内部監査機能を果たすための組織構造の構築	(2)① 取締役会は、内部監査部門が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の適切性・有効性等を検証する部門であることを認識し、この機能を十分発揮できる態勢を構築しているか。 ② 取締役会は、専ら内部監査部門を担当する取締役を選任していることが望ましい。取締役会は、内部監査部門を担当する取締役に被監査部門等を兼任させる場合、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。 ③ 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、内部監査部門が特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。	



項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(3) 内部監査部門の管理	<p>④ 取締役会は、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。</p> <p>(3)① 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。</p> <p>② 一定規模以上のリスクがあると取締役会等が判断した海外支店等には、支店長等から独立し、内部監査部門等に直結した内部監査担当者（インターナル・オーディター）を設置しているか。</p> <p>③ 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。</p>	
2. 内部監査の独立性	(1) 内部監査部門の独立性	<p>(1)① 内部監査部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。</p> <p>② 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。</p> <p>③ 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門が行うべき業務に従事していないか。</p>	(注) 「内部監査部門長」とは、同部門を統括する上級管理職（検査部長、業務監査部長等）をいう。
(2) 内部監査部門の権限及び責任の範囲等	<p>(2)① 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を証券会社の全ての役職員に周知徹底しているか。</p> <p>② 内部監査は証券会社の全ての業務を監査対象としているか。また、連結対象子会社及び持分法適用会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社及び持分法適用会社の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。</p>		
(3) 情報等の入手体制の整備	<p>(3)① 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等できる権限を有しているか。</p> <p>② 内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理（リスク管理を含む）等に関する会議（各種リスク管理委員会等）に出席しているか。</p> <p>③ 被監査部門等による自店検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに内部監査部門長に報告しているか。</p>		

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
3. 内部監査の従事者の専門性	内部監査の従事者の専門性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 内部監査の従事者は、各業務等を十分検証できるだけの専門性を有しているか。</li> <li>② 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための各種方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者が、これを定期的に利用していることが望ましい。</li> </ul>	
4. 内部監査規程等	内部監査規程等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 内部監査の目的</li> <li>(ロ) 内部監査部門の組織上の独立性</li> <li>(ハ) 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲</li> </ul> </li> <li>(二) 内部監査部門の情報等の入手体制</li> <li>(ホ) 内部監査の実施体制</li> <li>(ハ) 内部監査部門の報告体制</li> <li>② 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。</li> <li>③ 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。</li> <li>④ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。</li> </ul>	
5. 内部監査計画	内部監査計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。</li> <li>② 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。</li> <li>③ 経営管理上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。</li> </ul>	
6. 内部監査の実施	内部監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。</li> <li>② 内部監査部門は、例えば同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一業務の監査に従事することを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。</li> </ul>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>③ 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した自店検査等の結果を活用しているか。</p> <p>④ 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続、把握した問題点等を正確に記録しているか。</p>	
7. 内部監査 結果の報告 及び問題点 の是正	(1) 内部監査結果等の報告	<p>(1)① 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。</p> <p>② 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、経営に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。</p>	
	(2) 問題点の是正	<p>(2)① 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。</p> <p>② 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題点等について適切な措置を講じているか。</p>	
IV. 外部監査	(1) 会計監査人等による外部監査の実施	<p>(1)① 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等（外部監査人による業務監査を実施している証券会社においては、当該外部監査人を含む。以下同じ。）による実効性ある外部監査が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識しているか。</p> <p>② 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか（なお、一部の証券会社にあつては、会計監査人等の選任を義務付けられていない場合があるので、その点に留意する必要がある。）。また、海外に支店等を有する証券会社においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。</p> <p>なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならない。また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。</p> <p>③ 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。</p>	(注) ここで言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査の枠内で実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。ただし、各証券会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(2) 会計監査人等の外部監査人と内部監査部門との関係	(2) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。	
	(3) 問題点の是正	(3) 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に管理しているか。	

## 市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

「市場リスク」とは、有価証券等の価格、金利、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む。）の価格が変動し損失を被るリスクである（それに付随する信用リスク等の関連リスクを含み「市場関連リスク」とする。）。

検査官は、市場関連リスク管理態勢についての検査を行う場合、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより、市場関連リスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社及び外国証券会社を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

### 【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、①検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、②検査により、リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び③リスク管理態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

### 【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、ディーリング業務を活発に行っている証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、当該会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、ディーリング業務を活発に行っている証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

## 証券会社の類型

市場関連リスク管理態勢の確認用チェックリストにおける、デリバティブを含む市場取引に関する経営戦略の相違による証券会社の類型については、ディーリング業務を活発に行っている証券会社のうち、特に、①ポジションを多数保有し、かつ、②複雑なデリバティブ取引業務等を活発に行っている証券会社を【GD】としている。

よって、GD型以外の証券会社については、【GD】と付した項目以外の各項目を適用し、GD型とされる証券会社については、基本的に本チェックリストの全項目が適用される。

なお、検査官は、ディーリング業務を活発に行っている各証券会社において、自社の類型を明確に定めているか確認する（ただし、拠点毎に取引態様が大きく異なる場合には、拠点毎に類型を定め、それに対応した市場関連リスク管理態勢とすることも可能であることに留意する。）。

（参考1） 市場リスクの4つのリスク・カテゴリー

- ① 株式リスク～株券等（株券、新株予約権付社債券その他の有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション）の価格の変動により発生し得るリスク。
- ② 金利リスク～債券等（債券、譲渡性預金の預金証書、普通株式への転換権のない優先株式に係る株券その他の有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジション）の価格の変動により発生し得るリスク。
- ③ 外国為替リスク～外国為替、金、外貨建ての有価証券等及びこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジションの価格の変動により発生し得るリスク。
- ④ コモディティ・リスク～石油、金属（金を除く。）、農林水産物及びこれらの加工物並びにこれらの派生商品並びにこれらのオフ・バランス取引に係るポジションの価格の変動により発生し得るリスク。

（参考2） 市場関連リスクを有している商品の例

	相 対 取 引	市 場 取 引
株 式 系 の 商 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エクイティスワップ取引</li> <li>・エクイティオプション取引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式</li> <li>・株券オプション取引</li> <li>・株価指数先物取引</li> <li>・株価指数オプション取引</li> <li>・株価指数先物オプション取引</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券店頭デリバティブ取引</li> </ul>	
金 利 系 の 商 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債券取引</li> <li>・債券店頭オプション取引</li> <li>・資金取引</li> <li>・金利スワップ取引</li> <li>・金利オプション取引</li> <li>・金利スワップオプション取引</li> <li>・FRA（金利先渡取引）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債券先物取引</li> <li>・債券先物オプション取引</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出金、預金（金融機関）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利先物取引</li> <li>・金利先物オプション取引</li> </ul>
外 国 為 替 系 の 商 品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・為替スポット取引</li> <li>・先物外国為替取引</li> <li>・通貨スワップ取引</li> <li>・通貨オプション取引</li> <li>・金のインデックス取引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通貨先物取引</li> <li>・通貨先物取引オプション取引</li> <li>・金先物取引</li> </ul>
コ モ デ ィ テ ィ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油などのインデックス取引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀、プラチナなど</li> </ul>

（参考3） 証券会社の種類

登録を要する証券業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己売買業務（ディーラー業務）</li> <li>・委託売買業務（ブローカー業務）</li> <li>・元引受けを除く引受業務（アンダーライター業務）</li> <li>・売捌業務（セリング/ディストリビューター業務）</li> </ul>
認可を要する証券業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭デリバティブ業務</li> <li>・元引受け業務</li> <li>・私設取引システム（PTS）業務</li> </ul>

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. リスク管理に対する認識等 (取締役の認識及び取締役会等の役割)	(1) 証券会社全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 証券会社の類型（GD型適用の有無）によって必要とされるリスク管理態勢は異なるが、取締役は、自社の類型を明確に認識しているか。	(注) 「取締役会」、「取締役会等」には、外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	(2) リスク管理のための組織の整備	(2) 取締役会は、決定した戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場関連リスクの管理体制を整備しているか。	
II. リスク管理体制	(1) 統合的なリスク管理体制の確立	(1) 市場関連リスク管理に当たっては、トレーディング商品勘定とその他有価証券など投資有価証券勘定の双方がカバーされる体制をとっているか。 また、将来的にはトレーディング商品勘定のみならず、その他有価証券など投資有価証券勘定の市場リスク・取引先リスク等を含めた統合的な管理体制をとることが望ましい。	(注) 「リスク管理部門」とは、GDにあつては「市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門」を言い、それ以外のディーリング業務を活発に行う証券会社にあつては「独立のリスク管理部門又は事務管理部門等に設置するリスク管理担当部門(担当者)」をいう。 (注) 「管理者」とは、「市場部門、事務管理部門及びリスク管理部門の管理職(取締役を含む。)又は内部管理統括補助責任者等」をいう。
	(2) リスク管理のための規程の整備	(2) 市場リスク管理のための規程は、特にデリバティブを含む市場取引について、市場部門(フロント・オフィス)、事務管理部門(バック・オフィス)及びリスク管理部門(ミドル・オフィス等)、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。	
	(3) 事故防止のための人事管理	(3) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、職員の業務実態を適切に把握、管理し、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、職員(管理者等を含む。)が一定期間職場を離れるなど、事故防止の方策を採っているか。 また、管理者は、上記方策の状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。 さらに、やむを得ない理由により、特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。	
III. 市場リスク等の管理 1. 市場リスクの管理	(1) ポジションの時価評価	(1) トレーディング商品及びその他有価証券など投資有価証券を含んだポジションの時価(モデル等により算出する時価を含む。)を正確に把握しているか。 また、時価の算出は「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会)等に基づき、適正に行われているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(2) リスク量の把握・計測	<p>(2) リスク量の正確な計測を行うために、保有有価証券等に内在している市場リスク（株式リスク、金利リスク、外国為替リスク及びコモディティ・リスク）の把握をしているか。</p> <p>さらに、複雑なスキームの商品の取引等について、最低限リスクの把握もできないままで取引を行っていないか。</p> <p>【GD】 オプション性取引を相当程度行っている場合、また、取引量は少ないとしても「売り」を行っている場合には、市場価格の変化及び市場価格の変化の予想変動率の変化、また、市場価格の変動によりもたらされるヘッジ比率の変更の必要性とその場合の適正な水準等について把握しているか。</p>	
	(3) 統一的な指標によるリスク量の計測	<p>(3) 【GD】 リスク量の計測は、例えば、統計的手法を用いたVaR法等の、合理的かつ客観的で精緻な方法を採用して行っているか。</p> <p>また、定期的に（四半期に1回以上が望ましい。）ストレス・テストを行い、リスク管理部門で活用していることが望ましい。</p>	
	(4) リスク量計測の検証体制の確立	<p>(4) 【GD】 時価算定及びリスク量の計測については、フロント部門や金融商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門や内部監査部門、外部コンサルタント等）において、その妥当性を検証しているか。</p> <p>仮に、不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。</p>	
	(5) リスク計測機能の有効性の検証	<p>(5) 【GD】 リスク管理部門において、株価、金利及び為替レートの変化等が収益や自己資本に及ぼす影響を定期的に計測しているか。</p> <p>計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク計測機能の有効性を検証することが望ましい。</p>	
2. 市場取引に係る信用リスクの管理	(1) 市場取引に係る信用リスク量の計測	<p>(1) 【GD】 信用リスク量の計測は、カレント・エクスポージャー方式で行っているか。</p>	
	(2) 取引相手先の選定	<p>(2) 取引相手先の選択に当たっては、取引相手先の信用状況等を十分検討しているか。</p>	



項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
3. 市場流動性リスクの管理	(1) 市場流動性の適切な管理	(1) リスク管理部門は、市場流動性の状況を正確に把握（又は報告を受け）しているか。 また、必要に応じ、市場流動性の状況を代表取締役及び取締役会等へ報告しているか。	
	(2) ポジション枠の設定及び見直しの実施	(2) マーケットの状況により、市場において企図した時点価格での取引ができないことがある。 特に、一度に多量の商品を売買する時には、大きな市場流動性リスクが生じることがある。 したがって、リスク管理部門は、市場流動性の状況を勘案し、必要に応じ適切に取締役会等の承認を得た上で（緊急の場合には担当取締役が決定し、事後的に取締役会等に報告し検証を受ける。）、ポジション枠を設定しているか。 また、市場環境の変化等により定期的（最低限半期に1回）あるいは状況に応じて随時、ポジション枠を見直しているか。	
	(3) 市場流動性リスクを勘案した運用	(3) 商品毎（銘柄、取引所、限月、期間等が異なる場合は、それぞれ個別の商品）に市場規模・厚み、流動性を把握し、これらを勘案した取引を行っているか。 また、一度に多量の同一銘柄の商品を売買する時には、大きな市場流動性リスクが生じることがあることを認識し、その影響を勘案したうえで取引を行っていることが望ましい。	
	(4) モニタリングの実施	(4) リスク管理部門は、商品毎の日々のポジションの状況を把握するとともに、市場規模の変化、信用状況の変化をモニタリングしているか。	
	(5) 報告の実施	(5) リスク管理部門は、把握されたポジションの状況等について、規程に基づき正確に担当取締役（必要に応じ代表取締役及び取締役会）に報告しているか。 また、商品の売買自体によって流動性リスクが生じる可能性が認識される場合、ポジション枠を超過した場合や、懸念時・危機時の場合には、極力、頻繁に代表取締役又は取締役会に報告を行うとともに、適切な対応策をとっていることが望ましい。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
IV. リスク管理の実施 1. ポジション枠、リスク・リミット及び損失限度額の管理	(1) ポジション枠等の設定の際の基本的な考え方の確立	(1) ポジション枠（金利感応度や想定元本等に対する限度枠を含む。）、リスク・リミット（予想損失額の限度枠）、損失限度の設定に際しては、証券会社の経営や財務内容に重大な影響がもたらされることもあることを念頭に置いているか。	（注）VaR法等高度な手法により市場リスクの管理を行っている場合は、「IV. リスク管理の実施1. ポジション枠、リスク・リミット及び損失限度額の管理」の各チェック項目に係る説明にかかわらず、ポジション枠等自体の管理にこだわることなく各証券会社のVaR法等の管理手法が適切に行われているかをチェックすることに留意する。
	(2) ポジション枠等の適切な設定	(2) 取締役会等において、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方にに基づき、各部門のリスク・テイク業務の内容を検討し、各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力、人的能力等を勘案し、取り扱う業務やリスク・カテゴリー毎に、それぞれに見合った適切な枠を設定しているか。 また、取締役会等において、各部門に設定されたポジション枠等について、定期的（最低限、半期に1回）に、リスク・テイク業務の内容等を再検討し、各枠を見直しているか。 なお、自己資本等の経営体力とリスク量とを比較し、経営体力から見て過大なリスク量となっていないかを確認する観点から、市場部門全体のリスク・リミットの総枠を計測し、適切に証券会社全体の資源配分が行われているかどうかを確認していることが望ましい。	
	(3) ポジション枠等の管理規程の明確化	(3) ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超過した場合、若しくは超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限（方針及び手続き等）を明確に定めているか。 また、当該規程においては、ポジション枠、リスク・リミット、損失限度を超過してポジションを持ち続けることができない規程となっているか。	
	(4) ポジション等の権限の委譲	(4) 担当取締役、管理者、各ディーラー毎にポジション、収益目標、損失限度等の権限委譲を文書等の明確な方法で行っているか。例えば、枠の変更の都度ディーラー等から署名による確認書を受ける等、ディーラー等に対して責任の領域を明確に指示していることが望ましい。	
	(5) ポジション枠等の管理規程の遵守	(5) ポジション枠等の管理規程及びロスカットルールの適用は厳正に行っているか。また、規程又は運用に問題があると認められる場合には、適切な改善策をとっているか。 リスク管理上、何らかの問題が発生した場合には、部門内で処理せず、リスク管理部門及び内部監査部門へ速やかに正確な情報を伝達しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(6) ポジション枠等の適切な管理	(6) 管理者は、ポジション枠等の各枠設定の際の基本的な考え方及び設定された枠に従い、適切な管理の実行について責任を負っているか。	
	(7) ポジション等の管理の実行	(7) リスク管理部門が日中において、必要に応じポジション、損益状況（評価損益を含む。）をモニターできる体制となっていることが望ましい。 【GD】ディーラー別のポジション収益管理システムを整備し、適切に運用していることが望ましい。	
2. 業績の管理	損益状況等の分析及び不適切な取扱いのチェック	<p>リスク管理部門では、取引量やポジションの平均推移等から見て、期中損益（評価損益を含む。）の出方が異常である場合には、その要因が分析され、それがリスク管理に係る各種の規程の逸脱等の不適切な取扱い等によるものでないか否かについて確認しているか。</p> <p>リスク管理部門は、損益をポジション枠との関係で検証することも行っているか。</p> <p>なお、決算操作のチェックのために期末前後の取引を精査し、利益の先送りや先食い計上、損失の繰り延べや繰り上げ計上がないかの検証も行っているか。</p>	
3. 職責の分離	相互牽制体制の構築	<p>リスク管理部門は、市場部門（フロント・オフィス）、事務管理部門（バック・オフィス）が複数のシステムで運営している場合には、ポジション情報等を市場部門と事務管理部門の双方から取得し、両者に齟齬がある場合には、リスク管理部門は、適切な是正が行われる体制が構築されているか、是正に当たり適切な処理が行われているか等を確認し（一体のシステムで運営されている場合には必要ない。）、ポジション枠、ロスカットルール等の管理規程の遵守状況をモニターするほか、リスク管理に係る体制の整備・運営、情報を収集・加工し、取締役会等へ報告する等の役割を適切に実施しているか。また、リスク管理部門には、取引のモニターに必要な人員を確保しているか。</p> <p>市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置していることが望ましいが、そうでない場合には、例えば、経理部門の中にリスク管理グループ等を設置していることなどにより対応しているか。</p> <p>【GD】市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門を設置しているか。</p> <p>※ 相互牽制機能の発揮のために次の点に留意しているか。</p> <p>① チーフ・ディーラーと事務管理部門担当者との馴れ合い等により、デ</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>ディーラーが直接勘定系の操作をしたり、指示したりし得る立場となっていないか。</p> <p>② ベテラン・ディーラーで、上司（担当取締役等）から個人的にも信頼が厚いことから、他の社員から聖域化されていないか。 特に、特定の人材に依存する場合には、人的リスクが高くなることを認識し、注意深く管理しているか。</p> <p>③ 市場部門の責任者の下にコンファメーション班を置いたり、同一人が市場部門と事務管理部門の責任者を兼務するなど、組織上の分離が機能しないような運用になっていないか。</p> <p>④ 独立したリスク管理部門を設置し、また、専門性を持ったスタッフを配置しているなど、リスク管理情報が取引部門からの影響を受けることなく、担当取締役等に報告される体制となっているか。</p> <p>⑤ ディーラーの取引状況については、注文伝票等の取引記録との照合を行っているか。</p> <p>⑥ 在宅ディーリングは、営業時間外の市場リスク回避等のために限定された場合のみ行われているか。取引量、種類、ディーラーを特定して管理されているか（規程上も明文化されているか。）。</p>	
4. 情報伝達	(1) ディーリング・サポート・システム等の整備	<p>(1) 携わっている全ての主要商品について、ディーラー（又はユニット）毎、拠点毎のポジションについて、少なくとも日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。 【GD】携わっている全ての主要商品について、ディーラー（又はユニット）毎、拠点毎のポジションがリアルタイム又は日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。</p>	
	(2) 情報のリスク管理部門への伝達	<p>(2) 市場部門等は、必要な情報全てを、迅速かつ正確にリスク管理部門に伝達しているか。特に、リスク管理上、何らかの問題が発生した場合には、担当者又は部門内で処理されず、リスク管理部門等へ迅速かつ正確に伝達されているか。</p>	
V. トレーディング関連	(1) 社内規程の整備	<p>(1) トレーディングを行っている証券会社にあつては、区分経理において恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な社内規程等を制定し、継続的に使用することが必要であり、少なくとも下記の事項について定めているか。また、当該社内規程等は、会社における重要な規程として取扱い、その変更の際にも制定の際に準じた社内手続きをとっているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>① トレーディング商品勘定とその他の勘定の区分経理に係る社内管理体制の整備と明確な社内規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーディング商品勘定の経理に関する社内規定（経理規定）の作成</li> <li>・ トレーディング商品勘定に経理する取引又は財産の種類及びこれらに係る時価又は損益相当額の算定方法</li> <li>・ トレーディングに関する経営実績の計数的把握</li> </ul> <p>② 勘定間振替の禁止</p> <p>③ 時価算定に係る内部管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時価の算定をトレーディングを行う組織が行う場合、独立した他の組織による時価の検証</li> <li>・ 時価の算定に関するルールの遵守に係る内部監査等の実行</li> </ul>	
	(2) 組織及び人員の分離	(2) トレーディング商品勘定に係る取引を行う組織（少なくとも、いわゆるフロント機能を有する組織）は、ユニット（例えば、室、課、グループ等）単位以上の組織として、同様の取引を行うが取引目的が異なるその他の勘定に係る取引を行う組織とは組織的にも、また、人的にも別に構成していることが望ましい。	
	(3) 帳簿の管理	(3) トレーディング商品勘定に係る帳簿は、トレーディング及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理することができるものとなっているか。	
	(4) ポジションの把握、時価評価、リスク量の計測の頻度	(4) トレーディング商品勘定については、日次ベースでポジションの把握、時価評価及びリスク量の計測を行っているか。	
	(5) 時価算定の基礎となる資料の作成及び保存	(5) 事業年度終了の日（貸借対照表日）における有価証券等の時価及びデリバティブ取引のみなし決済損益の算定に係る時価情報等の時価算定に係る基礎資料については、社内規程に基づき適切に管理・保存しているか。	
	(6) 時価算定の客観性の確保	<p>(6) 時価算定の客観性を確保するため、以下の点に留意しているか。</p> <p>① 時価の算定方法等に係る社内規程等（以下「時価算定規程」という。）を定め、継続的に使用しているか。また、制度改正、評価手法の開発等により、算定方法を変更する必要がある場合には、速やかに改正しているか。</p> <p>なお、算定方法の変更状況を明確にしているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>② 有価証券店頭デリバティブ取引等の価格算定については、            (イ) 市場部門（フロント・オフィス）による適正な価格算定            (ロ) リスク管理部門（ミドル・オフィス等）による確認            (ハ) 内部監査によるチェック            (ニ) 公認会計士等の外部監査人によるチェック等により、公正性を確保するための対応が図られているか。</p> <p>③ 時価算定規程等に規定される、            (イ) 基礎データの種類と入手先            (ロ) 基礎データの入手日時            (ハ) 基礎データからイールドカーブを作成する方法            (ニ) 基礎データの保管方法と保管期間            等が遵守されているか、また継続使用されているか。</p> <p>④ 時価算定規程については、内容の公正性・妥当性をチェックする観点から、あらかじめ、トレーディング商品勘定に係る取引を行う組織（いわゆるフロント機能を有する組織）及び金融商品を開発する組織から独立した他の組織（例えば、リスク管理部門）の承認を受けているか。            また、当該規程の運用状況についても、定期的に、リスク管理部門や内部監査部門等（ただし、実際に算定を行っている部門は除く。）のチェックを受けているか。</p> <p>⑤ 時価算定規程の客観性確保の状況に関して、内部監査の重点項目に含めているか。            また、内部監査の際の留意点として以下のものが含まれているか。            (イ) 規程どおりの時価算定が行われるなど、適切な処理が行われ、内部牽制が効果的に機能しているか。            (ロ) 意図的な損益調整が行われていないか。</p>	
	(7) 情報の開示	<p>(7) ディスクロージャーの観点から、適切な区分経理、客観的な時価の把握・管理について、次の項目を開示しているか。</p> <p>① トレーディング商品勘定の評価基準及び評価方法            ② トレーディング商品勘定の枠組み（具体的な対象商品、業務概要等）            ③ トレーディング商品勘定に係る財務情報（損益の内訳等）            ④ トレーディングの状況（内容、取組方針、利用目的、リスクの内容、リスク管理体制等）            ⑤ トレーディングの契約額等及び時価に関する事項（時価の算定方法等）</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
VI. 顧客への販売 (デリバティブ商品等(仕組債等を含む。)のリスクの高い金融商品を顧客に販売する証券会社の顧客リスクの管理体制)	(1) 顧客とのトラブルに対する管理・処理体制の整備	(1) 顧客サイドのリスク管理が十分でなく、顧客が多額の損失を被った場合等には、それが基で証券会社が訴訟を受けたり、損失を被ったりするリスクが生じる。したがって、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部門を明確にするなど、管理・処理体制を整備しているか。 また、顧客とのトラブルが発生した場合の対応を行う部門等において、速やかにその原因究明を行うとともに、その再発防止策を講じているか。	
	(2) デリバティブ商品の開発	(2) デリバティブ商品等は、顧客とのトラブル、訴訟等証券会社にとって、非常に大きな影響を招く可能性があることを考慮し、特にリスクの高いデリバティブ商品を新規に取扱う場合には、その開発・販売開始の段階で、リスク管理の専門家又はコンプライアンスの担当部署などによる法的・技術的なチェックを行った上で、取締役会等による承認を得ているか。 また、リスクの高いデリバティブ取引を顧客の不健全な要求によって開発していないか。	
	(3) 顧客に対する商品内容等の説明及び顧客の意思確認	(3) デリバティブ取引に関して、取引経験が浅い顧客にデリバティブ商品等を販売する場合には、その商品内容やリスクについて、例示等(最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。)も入れ、取引の概要や取引に係る損失の危険に関する事項その他顧客の注意を喚起すべき事項を記載した書面を交付するなどの方法により、十分に説明しているか。 特に顧客自身がリスクを負っている商品の販売に当たっては、必要に応じて取引先から説明を受けた旨の確認を行っているか。	
	(4) 経済合理性のない商品の販売のチェック	(4) 顧客の決算操作等のために、経済合理性のない、デリバティブ商品等の販売を行っていないか。	
	(5) 顧客への販売	(5) デリバティブ商品等は、その商品の内容に見合った十分なリスク管理システム及び体力を持っている顧客に販売していることが望ましい。 顧客が自己のポジションヘッジではなくスペキュレーションのためにデリバティブ商品等を購入しようとしていると思料される場合には、特に慎重に対応しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(6) 取引内容の顧客への報告	<p>(6) デリバティブ商品等について、販売後、顧客の要請があれば、日本証券業協会が定める「時価ガイドライン」に基づき、定期的かつ必要に応じて随時、顧客のポジションの適正な時価情報等を提供しているか。</p> <p>時価情報については、その時価が何を表しているのか（ヘッジ・コストを勘案したものであるか等）を明確にしているか。</p> <p>時価情報等の顧客への提供に当たっては、市場部門から独立したリスク管理部門（又は事務部門）において検証を行うなどの方策をとっていることが望ましい。</p>	



## 信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

「信用リスク」とは、発行体リスクと取引先リスクからなり、有価証券を保有している場合や取引先に対する債権を保有している場合に、有価証券の発行体や取引先が義務を履行しないことにより、証券会社が損失を被るリスクである。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により証券会社が損失を被るリスクを、カントリー・リスクという。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより、信用リスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社及び外国証券会社を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

### 【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、①検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、②検査により、リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、投資者の保護等の観点から問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び③リスク管理態勢を検査により確認することにより、財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資するとともに、監督部局による効果的なモニタリングに資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。

また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用にあたっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

### 【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等  1. 取締役の認識及び取締役会の役割	(1) 証券会社全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 証券会社全体の経営方針等に沿った営業部門等の戦略目標が明確に定められているか。 <b>【信用取引】</b> 営業部門等の戦略目標は、証券会社の規模、営業の実情に応じて節度ある運営を行うよう配慮し、過度になることのないようにするなど適切なものとなっているか。 <b>【投資等】</b> 営業部門等の戦略目標は、特定のリスク分野への与信集中を防ぐためリスク分散に十分配慮するなど、信用リスク管理の観点から適切なものとなっているか。	(注) 「法令等」とは、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストⅦに掲げる内容に加えて、社内内部規程を含むものとする。  (注) 「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。  (注) ① 「営業部門等」とは、営業店及び本部において取引を行う営業部門、商品部門等の収益部門をいう。 ② 「リスク管理部門」とは、信用リスクについて、営業部門等に対して審査、管理及び指導などを行う部門をいう。
	(2) 取締役のリスク管理の理解及び認識	(2) <b>【信用取引】</b> 取締役は、顧客の属性、委託保証金の維持率の管理及び取引内容、建玉や担保のチェックなどについての必要性について理解及び認識しているか。 <b>【投資等】</b> 取締役は、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を統合した上で、証券会社と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。 また、取締役は、信用リスクの管理手法（ポートフォリオ管理を含む。）及びモニタリング手法を理解し、ポートフォリオ管理などについての信用リスク管理上の必要性について認識しているか。	
	(3) 信用リスク管理の方針の確立	(3) 取締役会は、戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。 <b>【投資等】</b> 与信業務に関する基本方針については、信用リスク管理のため、クレジットポリシーが定められていることが望ましい。	
	(4) リスク管理のための組織の整備	(4) 取締役会は、例えば、営業部門等とリスク管理部門の分離などによる営業部門等の影響を受けない適切なリスク管理体制の構築などにより、信用リスクを適切に管理する体制を整備しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(5) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(5) 取締役会等は、定期的に信用リスクの状況の報告を受け、把握されたリスク情報を基に信用リスク管理の方針の遵守状況を検証しているか。 また、代表取締役は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をリスク管理のために活用しているか。	
2. 管理者の認識及び役割	(1) リスク管理のための規程の整備	(1) 管理者は、信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規程を整備し、当該規程を必要に応じて見直しているか。 また、信用リスク管理のための規程には、与信の対象、取引開始基準、与信限度額（会社としての総額限度、顧客・業種別限度額など）、信用格付基準、ポートフォリオ管理、担保に係るガイドライン（適正担保、評価方法及び掛目など）、取引停止基準、口座閉鎖基準、決裁権限、審査の方針などが定められているか。	(注) 「管理者」とは、信用リスク管理業務を所掌する部門の管理職（取締役を含む）又は内部管理統括補助責任者等をいう。
	(2) リスク管理の適切な実行	(2) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従い、各部門において、適切に信用リスク管理を実行するとともに、リスク管理についての責任を負っているか。 なお、信用リスクの管理のために、信用リスクの定量的把握システムを導入するなど、適正な収益の確保、経営資源の配分、純財産額等の経営体力に見合ったリスク限度枠、与信限度枠の設定などを行っているか。	
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 統合的なリスク管理体制の確立	(1) 信用リスク管理に当たっては、証券会社と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理できるものとなっているか。 また、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目について、統合的に管理できるものとなっているか。	
	(2) 新商品、新規業務に係る評価	(2) 新商品、新規業務の導入に当たっては、信用リスクの存在等について、リスク管理部門による評価が行われ、必要に応じて法務担当部門等の意見を踏まえた上で、リスクの評価結果を取締役会等に報告し、新商品、新規業務の導入について規程に従い承認を受けているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
2. リスク管理	(1) リスク管理体制の整備	<p>(1) リスク管理部門は、例えば、営業部門等から独立し、リスク管理部門の担当取締役は営業部門等の取締役が兼務していないなど、営業部門等の影響を受けない体制となっているか。</p> <p>なお、リスク管理部門が営業部門等から独立していない場合及びリスク管理部門の担当取締役が営業部門等の取締役と兼務している場合には、適切なリスク管理を行うための牽制機能が確保されているか。</p>	
	(2) リスク管理部門の役割	<p>(2) 【信用取引】</p> <p>① リスク管理部門は、営業部門等において、リスク管理部門の指示が適切に実行されているか、健全な営業態度（営業推進等による過大な貸付金や立替金の防止など。）が確立されているかなどの検証を行っているか。</p> <p>② リスク管理部門は、営業部門等において、顧客の属性把握、委託保証金の維持率管理、与信限度額及び追証・立替金発生後の事後処理などが法令等及び信用取引口座設定約定書のとおり適切に処理されているか管理・指導しているか。</p> <p>例えば、</p> <p>(イ) 口座開設にあたり、顧客の資力、取引内容など適合性の原則の観点から審査が厳正に行われているか。</p> <p>(ロ) 顧客の属性把握状況については、顧客カード等の顧客管理データベースの質や更新が適切なものであるか。</p> <p>(ハ) 委託保証金の維持率の余力状態や担保内容のチェックなどによる顧客への注意喚起のアラームポイントの設定など、追証・立替金発生の予防的措置が講じられているか。</p> <p>(ニ) 委託保証金の引出等については、委託保証金の維持率割れとなる不当引出等を許容していないか。</p> <p>(ホ) 委託保証金の維持率割れが生じた場合は速やかに追加委託保証金を受け入れているか、赤残となった場合は追加建玉を許容していないか（赤残買乗）。</p> <p>(ヘ) 顧客への立替金が発生した場合は、信用取引口座設定約定書のとおり速やかに適切な処理が行われているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p><b>【投資等】</b></p> <p>① リスク管理部門は、営業部門等において、リスク管理部門の指示が適切に実行されているか、与信限度額の遵守などリスク分散が講じられているかなどの検証を行っているか。</p> <p>② 与信先の信用格付け、デフォルト発生確率及び発生時の損失見込み額を合理的に算出し、ポートフォリオの状況を検証するなど、保有有価証券の適切な管理が行われているか。また、ベンチャー・ビジネス投資及びプライベート・エクイティ投資等については、投資先の信用状況等のモニタリングが適切に行われているか。</p> <p>③ 有価証券の引受け等にあたり、発行体の財務状態等信用リスクの観点からも厳正に審査を行っているか。また、募残として所有することとなった有価証券について適切なリスク管理が行われているか。</p> <p>④ 連結対象子会社及び持分法適用会社に対して信用の供与、資金の供与を行っているなど、当該会社の財務内容が証券会社に影響を及ぼす場合には、その財務状況等について、実現した損失、有価証券等の含み損、営業貸付金の内容等の保有リスク及び損失等を確認し、その財務内容が証券会社本体に及ぼす影響についての的確に把握するなど管理・牽制機能が適切に働いているか。</p> <p>⑤ 外国為替関連取引、金利関連取引、有価証券関連取引等について、法令等に従った取り扱いが行われているか。</p> <p>例えば、</p> <p>(イ) 財務内容等顧客の実態把握や取引内容等の検討などの審査事項を厳正に検討・確認しているか。</p> <p>(ロ) リスク限度枠の設定状況、管理状況及び限度枠超過時の対応は適正に行われているか。</p> <p>(ハ) 与信限度枠の設定状況、管理状況及び限度枠超過時の対応は適正に行われているか。</p> <p>(ニ) リスク分散に配慮した担保取得、公平かつ適正な評価ルール、証拠金の維持率管理など担保管理は適正に行われているか。</p> <p>⑥ カントリーリスクの管理を適切に行っているか。</p> <p>例えば、</p> <p>(イ) 諸外国の情報収集や分析・検討は行われているか。</p> <p>(ロ) カントリーリスクとその度合いを統一的に判断できる基準を作成し、定期的に見直しを行っているか。</p> <p>(ハ) 与信判断基準に沿って、与信限度額を設定し、その遵守状況について管理を行っているか。</p>	

## 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

「流動性リスク」とは、市況の低迷等に伴う証券会社の業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク等（市場流動性リスク）からなる。

検査官は、資金繰りリスクの管理態勢の検査を行う場合には、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより確認検査を行うものとする。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社及び外国証券会社を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

### 【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、①検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、②検査により、リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び③リスク管理態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

### 【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 資金繰りリスクに対する理解	(1) 取締役は、資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結するおそれがあることを理解しているか。	(注) 「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	(2) 資金繰りリスクを考慮した戦略目標	(2) 取締役会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。	
	(3) 資金繰りリスク管理の方針の確立及び管理体制の整備	(3) 取締役会は、決定した戦略目標を踏まえた資金繰りリスク管理の方針を定め、適切な資金繰りリスクの管理体制を整備しているか。	
	(4) リミットの設定及び見直し	(4) 担当取締役は、適切な資金繰り管理を行うため、業務内容や調達状況等を踏まえ、必要に応じ、トレーディング商品等の資産の運用限度額等のリミットの設定及び見直しを行い取締役会等に対して報告を行っているか。 また、取締役会等は、報告を受けた内容が資金繰りリスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。	
2. 管理者の認識及び役割	(1) 資金繰りに関する規程の整備	(1) 管理者は、資金繰りリスク管理の方針に従って、責任者の権限の範囲や報告体制等を明確にした資金繰りリスク管理のための規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。 また、コンティンジェンシープランは業務内容等を踏まえた適切なものとなっているか。	(注) 「管理者」とは、「資金繰りリスク管理業務を所掌する部門の管理職（取締役を含む）又は内部管理統括補助責任者」をいう。
	(2) 適切な資金繰り管理の実行	(2) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理の規程に従い、適切に資金繰りリスク管理を実行するとともに、リスク管理について責任を負っているか。	
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門は、資金調達に影響を及ぼすと思われる自社の株価、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。 また、円貨・外貨別、国内・海外別に資金繰り管理部門が分かれている場合は、それぞれの資金繰りリスクを適時・適切に把握・管理できるものとなっているか。	
	(2) 連結対象子会社の流動性の状況把握	(2) 資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社の業務内容を踏まえ、当該連結対象子会社の資金繰りの悪化が当該証券会社に影響を与える可能性に応じ、その状況を把握・考慮した対応を行っているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
2. 資金繰り リスク管理	(1) 資金繰り管理の適切性等	<p>(1)① 資金繰り管理部門は、営業部店等の報告等を基に、資金使用予定額、調達可能額等資金繰りの状況を正確に把握しているか。</p> <p>② 資金繰り管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、円貨・外貨について、日次の資金繰り表、週次の資金繰り見通しを作成しているか。なお、日中の資金・担保繰りについても適切にモニタリングしていることが望ましい。</p> <p>(イ) 決済期日・金額の集中管理 (ロ) ポジションの管理 (ハ) 担保繰りの管理 (ニ) キャッシュの管理（ATM等を含む） (ホ) 各国通貨毎の資金繰りの管理 等</p> <p>また、月次、四半期等の中長期の資金繰り見通しを作成していることが望ましい。</p> <p>③ 資金繰りリスクの管理に当たっては、市場環境の変動等に対応した資金繰りについて必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、取締役会等に情報を提供するとともに、資金繰り管理において牽制機能を果たしているか。</p> <p>なお、資金繰りリスクの管理に当たっては、随時直接情報を入手できる権限、システム等を装備していることが望ましい。</p> <p>④ 資金繰り管理部門は、定期的又は状況に応じ随時、資金繰りの状況及び予測について取締役会等に報告しているか。</p>	(注) 「営業部店等」には、海外支店を含む。
	(2) 資金繰りリスクを考慮した業務運営等	(2) 営業部店等は、資金繰り管理部門が把握した資金繰りの状況に応じて、資金繰りリスクを考慮した業務運営を行っているか。	
	(3) 支払準備資産及び資金調達手段の確保等	(3) 資金繰り管理部門は、資金繰りの逼迫度（例えば、平常時、懸念時、危機時等）に応じた調達手段を確保しておくとともに、決済等に対する支払準備資産を確保しているか。 <p>また、国内外において即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産の保有や市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。</p>	



## 事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

事務リスクとは、役職員（外務員を含む）が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより証券会社が損失を被るリスクである。

検査官は、事務リスクの管理態勢の検査を行う場合には、「リスク管理態勢の確認用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより確認検査を行うものとする。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社及び外国証券会社を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

### 【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、①検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、②検査により、リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び③リスク管理態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

### 【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び役割等	(1) 取締役のリスク管理の理解及び認識等	(1)① 取締役は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じているか。また、外部委託業務について、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることを十分認識し適切な方策を講じているか。 ② 取締役は、事務処理ミスや証券事故その他の不適切な業務運営により、訴訟が提起され、もしくは好ましからざる評判や社会的批判を招き、信用失墜等の不利益を被るおそれがあることを認識し適切な方策を講じているか。	
2. 管理者の認識及び役割等	(1) 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。 また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模と業務上の損失の発生可能性との観点等から分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、リスクを適切に評価していることが望ましい。	(注) 「管理者」とは、「事務リスク管理業務を所掌する部門の管理職（取締役を含む。）又は内部管理責任者等」をいう。
II. 自店検査等及び問題点の是正 1. 自店検査等	(1) 自店検査等の実施等	(1)① 内部監査部門は、各業務部門又は営業店等が作成した自店検査等の実施要領等を確認しているか。 ② 各業務部門又は営業店等自身による自店検査等は、実施要領等に基づき、実効性ある検査を実施しているか。	(注) 「自店検査等」とは、各業務部門又は営業店等自身による内部管理の一環としての自店検査等をいう。 (注) 「営業店等」には、海外支店を含む。
2. 問題点の是正	(1) 問題点の是正等	(1) 各業務部門又は営業店等は、自店検査等の結果等（事務処理ミスの頻度、重要度、原因、改善策、改善結果等を含む。）について、管理者及び内部監査部門に対して、定期的（必要に応じ随時）に報告しているか。経営に重大な影響を与えるような問題については、必要に応じ、取締役会に報告しているか。	(注) 「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
3. 証券事故等	(1) 証券事故等	<p>(1)① 証券事故等については、法令等に従い監督当局又は証券業協会への届出を行い、さらに法令等に従い適切に処理しているか。なお、刑罰法令に抵触している事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。</p> <p>② 証券事故等が発生又は発見された場合には、速やかに管理者及び内部監査部門等へ報告するとともに、経営に重大な影響を与えるような問題については、取締役会に報告しているか。</p> <p>③ 証券事故等の調査・解明は、証券事故等の発生部署から独立した部署（内部監査部門等）で行っているか。また、証券事故等の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門及び営業店等に分析した結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。</p> <p>④ 証券事故等の事実関係の調査、関係者の責任の追求（外務員の処分等を含む。）、監督責任の明確化等を図る体制を整備しているか。</p>	<p>(注) 「証券事故等」とは、証券会社府令第46条第1項第9号に規定する「事故等」並びに証券従業員に関する規則（公正慣習規則第8号）第10条に規定する「証券事故」をいう。</p> <p>(注) 「法令等」とは、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストⅧに掲げる内容に加え、社内内部規程を含むものとする。</p>
	(2) 苦情等	<p>(2)① 苦情等については、その処理の手続きを定めているか。また、その原因等に証券事故等に該当する問題があると認められるときは、(1)証券事故等による処理が適切に行われているか。</p> <p>② 苦情等は、処理の手続きに従い管理者及び関係業務部門と連携のうえ、速やかに処理を行っているか。</p> <p>③ 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに管理者、内部監査部門等及び取締役会に報告しているか。</p> <p>④ 苦情等の内容は、記録簿等により記録・保存するとともに、処理状況等について、定期的に（又は随時に）管理者及び内部監査部門等に報告しているか。</p>	<p>(注) 「苦情等」には、証券事故等につながる恐れのある問い合わせ等を含む。</p>
	(3) 訴訟等	<p>(3)① 訴訟等について、その処理の手続きを定めているか。また、その原因等に証券事故等に該当する問題があると認められるときは、(1)証券事故等による処理が適切に行われているか。</p> <p>② 訴訟等が発生した場合には、速やかに管理者及び内部監査部門等へ報告するとともに、経営に重大な影響を与えるような問題については、取締役会に報告しているか。</p> <p>③ 訴訟等の内容は、記録簿等により記録・保存するとともに、対応状況等について、定期的に（又は随時に）管理者、内部監査部門等及び取締役会に報告しているか。</p>	<p>(注) 「訴訟等」には、あつせん、調停、仲介、民事調停の申立て等を含む。</p>

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
Ⅲ. 事務リスク管理態勢 1. 事務部門の役割等	(1) 事務部門の組織整備	(1)① 事務規程等を整備する部門を明確化しているか。 ② 事務指導及び研修を行う部門を明確化し、その機能を十分に発揮できる体制を整備しているか。 ③ 事務部門では、事務処理に係る各業務部門及び営業店等からの問い合わせ等に迅速かつ正確に対応できる体制を整備し、重要な問い合わせ等及び回答についての事跡を記録に残しているか。 ④ 事務部門は、例えば営業部門から独立するなど、十分に牽制機能が発揮される体制を整備しているか。	(注) 「事務部門」とは、事務リスク管理の一環として、各部門における各種事務取扱いに係る規程（事務規程等）の制定・改廃を行い、その遵守につき周知徹底を図る部門をいう。  (注) 証券会社府令の改正（平成13年4月1日施行）により、「有価証券預り証」が廃止され、新たに「取引残高報告書」を顧客に交付することとされた。ただし、経過措置に留意する必要がある。
	(2) 規程の整備状況	(2)① 事務規程は、網羅的かつ法令等に則ったものとなっているか。 また、規程外の取扱い及び規程の解釈に意見の相違があった場合の処理手続（管理者への報告等を含む）を明確化しているか。 ② 事務部門は、業務内容についての分析を行い、事務リスクの所在を確定し、そのリスクが生じないような規程を整備しているか。 ③ 事務規程を、内部監査結果、証券事故等、苦情等で把握した問題点を踏まえ、必要に応じて見直し、改善しているか。 ④ 事務規程を、法令等の外部環境が変化した場合等についても、必要に応じて見直し、改善しているか。 ⑤ 事務規程は、特に、現金、小切手、現物、重要書類（預り証等）の取扱い等について明確に定めるとともに、紛失等の問題が発生した場合には、その経緯を明確に記録に保存するよう定めているか。	
	(3) 内部管理	(3) 事務部門は、 ① 各業務部門及び営業店等の事務管理態勢を常時チェックする措置を講じているか。 ② 各業務部門長及び営業店長等が不正なことを隠蔽できないような体制を整備しているか。 ③ 内部監査部門等と連携して各業務部門及び営業店等の事務水準の向上を図っているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
2. 外部委託管理	(1) 外部委託業務のリスク管理体制	(1)① 外部に委託している業務を適切に管理する管理者を設置しているか。 ② 外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制（リスクの認識・評価体制、是正等）を契約等によって構築しているか。 ③ 外部委託した業務及び業者について、定期的に評価を行っているか。	(注) 営業部における事務リスク管理態勢のチェックにおいては、営業部店長（営業責任者）のみならず、営業部門から独立した内部管理責任者等が適切に職務を遂行しているか確認する必要がある。
	(2) 問題点の是正	(2) 認識された問題点について速やかに是正しているか。	
3. 営業部店の役割等	(1) 営業部店長の役割	(1) 営業部店長は、 ① 事務処理について生ずるリスクを常に把握しているか。 ② 適正な事務処理・規程等の遵守状況、各種リスクが内在する事項についてチェックを行っているか。 ③ 精査・検印担当者自身が業務に追われ、精査・検印が本来の機能を発揮していないことがないように努めているか。 ④ 規程外の取扱いを行う場合においては、事務部門及び関係業務部門と連携のうえ責任をもって処理をしているか。	
	(2) 厳正な事務管理	(2)① 事務処理を、厳正に行っているか。 ② 精査・検印は、形式的、表面的であってはならず、実質的で厳正に行っているか。 ③ 現金事故等（費消、流用等）は、発生後直ちに営業部店長及び内部管理責任者等へ連絡され、かつ内部監査部門等必要な部門に報告しているか。 ④ 規程外の取扱いを行う場合には、事務部門及び関係業務部門と連携のうえ、必ず営業部店長又は内部管理責任者等の指示に基づき処理をしているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(3) 顧客管理	<p>(3) 顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。</p> <p>① 顧客管理に関する責任者を置くなど責任体制を確立しているか。</p> <p>② テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、本部の統括部門に対し速やかに報告しているか。</p> <p>③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。</p> <p>④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。</p> <p>なお、本部において、各営業店で作成された顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に関する記録が保存されている場合には、各営業店から本部にそれらの記録が確実に移送され、本部において適切に保存されているかを検証する。</p>	(注) 左記の「顧客管理」とは、金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。
	(4) 証券業務に係る事務管理部門（バックオフィス）の役割等	<p>(4) 証券業務に係る事務管理部門（バックオフィス）において、各取引の処理等について規程・マニュアル等に従った取扱いを行っているか。例えば、</p> <p>① すべての取引の内容を正確に把握しているか（例えば、取引番号、取引記録時刻、取引実行者の確認、注文伝票の刻印や連続番号による確認等）。</p> <p>② 取引の処理は、例えば、直接的な取引情報入力システムでは取引実行直後に、ペーパーシステムでは取引実行後、遅滞なく行われているか。</p> <p>③ 取引の修正・取り消し等については、管理者によって承認されていることを確認しているか。</p> <p>④ 自社における取引記録については、取引相手から入手した約定データと照合をし、誤差等がある場合には、速やかにその原因究明を行い、あらかじめ定められた方法に基づき修正しているか。</p> <p>例えば、相対取引においては、カウンターパーティーからコンファメーションを受領し、これと自社の取引データとの照合を日々行う仕組みとなっているか。また、取引所取引においては、取引所の取引データと自社の取引データとの照合を日々行う仕組みとなっているか。</p> <p>⑤ コンファメーションは、すべての取引について正確に作成され、取引先に送付されているか。</p> <p>⑥ 取引処理、証券決済、資金決済の手続きは、相互牽制を考慮して、適切に行われているか。</p>	(注) 証券業務とは、証券取引、為替取引等及びこれらの派生商品取引をという。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>⑦ 預金や保管を委託している有価証券については、第三者機関との照合を適切に実施しているか。</p> <p>⑧ 注文伝票、ディーリング・シート、コンファーマーション等の保存・保管は適切に行っているか。未完扱いの注文伝票等についても、確実に記録・保管しているか。</p> <p>なお、市場部門（フロントオフィス）及び事務管理部門（バックオフィス）の個々の取引記録等の証拠書類については、内部監査部門等のチェックを受けることとし、規程に定められている保存年限に基づいて保存しているか。</p>	<p>(注) 法定帳簿等とは、証取法第 188条及び証券会社府令第60条に規定する書類をいう。</p> <p>(注) 法令等とあわせ、「事務ガイドライン」において、監督上の着眼点、留意点が整理、記載されており、これを十分踏まえる必要がある。</p>
	(5) 法定帳簿等の作成・保存等	(5) 法定帳簿等の作成、保存又は提出は、法令等に基づき適切に行われているか。また、法定帳簿の省略等については、法令等に基づき適切な手続きがなされているか。	
	(6) 外務員登録等	<p>(6)① 未登録者の外務行為の禁止を徹底し、登録前の勧誘、受託行為等を防止する方策を講じているか。</p> <p>② 外務員の登録、変更又は抹消の手続きは、法令等に基づき適切に行われているか。</p>	
	(7) 認可業務・兼業業務	(7) 証券会社は、認可業務又は兼業業務を行う場合においては、法令等に基づき、認可、届出又は承認の手続きを適切に行っているか。	

- ① 以下については、検査官が事務リスク管理の状況について実地に検査を行う際に活用するため、あくまでも例示として掲げたものであり、証券会社の全業務を網羅したものではない。
- ② 検査に当たっては、実際の事務処理状況のチェックを基本的に証券会社の内部監査部門が負っていることに留意し、内部監査部門等各部門が有効に機能していることが確認出来れば、例示事項の全てについてまで実地に検査を行う必要はなく、逆に各部門が有効に機能していないようであれば、さらに深くその他の業務分野についてもチェックを行う必要がある。
- ③ 以下のポイントについては、単なる軽微な事務ミスを指摘することが目的ではなく、リスク管理態勢の機能の発揮状況を確認することを目的としていることに留意する。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
IV. 事務取扱等	(1) 内部事務	(1) 内部事務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 ① 現金・有価証券等の管理 (イ) 毎日の役席者による残高管理 (ロ) 現金事故の連絡 ② 規格外の取扱いによる取引 (イ) 規格外の取扱いの記録 (ロ) 営業部店長（あるいは内部管理責任者等）の承認等 (ハ) 補完処理 (ニ) 多発先、常習先及びその担当者等のチェック ③ ロックキー（役席者カード）を使用する取引 (イ) 取引ロック口座における特殊取引のチェック (ロ) ロックキーの管理 (ハ) ロックキー使用に対する営業部店長（あるいは内部管理責任者等）の承認等 ④ 口座開設の際の本人確認 ⑤ 書損証票等の取扱い ⑥ 口座管理料の取扱い ⑦ 預り証の念書処理（喪失等）の取扱い ⑧ 店頭預り物件の管理 ⑨ 重要書類（預り証等）の管理 ⑩ 約定訂正等の記録 ⑪ 手形、小切手、送金等の取扱い	
	(2) 受渡し業務	(2) 受渡し業務の取扱いについて、例えば以下の点に留意しているか。 ① 店頭での受渡しの際の本人確認 ② 預り証の発行・回収・切替 ③ 受渡し担当者と内部事務部門との間の現金及び有価証券等の接受 ④ 現金、有価証券、預り証等の長期預り ⑤ 客先での受渡しに係る事故防止	



## システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い証券会社が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより証券会社が損失を被るリスクである。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び本チェックリストにより、システムリスクの管理態勢の確認検査を行うものとする。しかしながら、管理態勢に問題が見られ、さらに深く業務の具体的検証をすることが必要と認められる場合には、検査官は、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」及び「同解説書」（財団法人金融情報システムセンター編）等に基づき行うものとする。

なお、検査官は企業が保持する保護すべき情報が役職員又は部外者等により、改竄削除又は外部に漏洩するリスクについても本チェックリストに基づき、検証を行うこととする。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社及び外国証券会社を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

### 【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、①検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、②検査により、リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び③リスク管理態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

### 【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 証券会社全体の経営方針に沿った戦略目標の明確化	(1) 取締役会は、戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。 システム戦略方針には、①システム開発の優先順位、②情報化推進計画、③システムに対する投資計画等を定めているか。	(注) 「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	(2) リスク管理の方針の確立	(2) 取締役会は、リスク管理の基本方針を定めているか。リスク管理の基本方針には、セキュリティーポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び、外部委託に関する方針を含んでいるか。 セキュリティーポリシーには、①保護されるべき情報資産、②保護を行うべき理由、③それらについての責任の所在、等を定めているか。 外部委託に関する方針は、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることが十分認識されたうえで定められているか。 <b>【参考】</b> 「金融機関等におけるセキュリティーポリシー策定のための手引書」（財団法人 金融情報システムセンター編）	(注) 「セキュリティーポリシー」の対象範囲は、コンピューターシステムや記録媒体等に保存されている情報のみならず紙に印刷された情報等を含む。
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	管理すべきリスクの所在、種類の特定	① 業務系・情報系・その他のシステムといった業務機能別システムのリスクの評価を含め、システム全般に通じるリスクを認識・評価しているか。 ② システム部門以外において独自にシステムを構築する場合においても該当システムのリスクを認識・評価しているか。 ③ ネットワークの拡充（インターネット、電子メール等）及びPC（パソコン）の普及等によりリスクが多様化・増加していることを認識・評価しているか。	
2. 職責の分離	相互牽制体制の構築	個人のミス及び悪意を持った行為を排除するため、システム開発部門と運用部門の分離分担を行っているか。 ただし、要員数の制約から業務部門を開発部門と運用部門に明確に分離することが困難な場合には、開発担当と運用担当を定期的にローテーションすること等により相互牽制を図っているか。 なお、上記に関わらず、EUC（エンドユーザーコンピューティング）等開発と運用の組織的分離が困難なシステムについては、コンプライアンス部門等により牽制を図っているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
Ⅲ. 監査及び問題点の是正 1. 内部監査	(1) 内部監査部門の体制整備	(1) 内部監査部門は、システム関係に精通した要員を確保しているか。 また、必要に応じてシステム監査とシステム監査以外の監査が連携して監査ができる体制となっているか。	
	(2) 内部監査部門の監査の手法及び内容	(2)① 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。 ② 内部監査を行うに当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）の確認等、システムの稼働内容について裏付けをとっておくことが望ましい。	
2. 外部監査	外部監査の活用	システムリスクについては、定期的に会計監査人等による外部監査を受けていることが望ましい。	
Ⅳ. 企画・開発体制のあり方 1. 企画・開発体制	(1) 企画・開発体制	(1)① 信頼性が高く、かつ、効率的なシステム導入を図る企画・開発のための規定を整備しているか。 ② 機械化委員会等の横断的な審議機関を設置していることが望ましい。 ③ 中長期の開発計画を策定しているか。 ④ システムへの投資効果を検討し、システムの重要度及び性格を踏まえ、必要に応じ（システム部門全体の投資効果については必ず）、取締役会に報告しているか。 ⑤ 開発案件の検討・承認ルールが明確になっているか。 ⑥ 本番システムの変更案件も承認のうえ実施しているか。	
	(2) 開発管理	(2)① 開発に関わる書類やプログラムの作成方式は、標準化されているか。 ② 開発プロジェクトごとに責任者を定め、システムの重要度及び性格を踏まえ取締役会等が進捗状況をチェックしているか。	
	(3) 規定・マニュアルの整備	(3)① 設計、開発、運用に関する規定・マニュアルが存在しているか。 ② 業務実態に即した見直しを実施しているか。 ③ 設計書等は開発に関わる書類作成の標準規約を制定し、それに準拠して作成していることが望ましい。 ④ 開発に当たっては、監査証跡（処理内容の履歴を跡付けることができるジャーナル等の記録）を残すようなシステムとすることが望ましい。 ⑤ マニュアル及び開発に関わる書類等は、専門知識のある第三者に分かりやすいものとなっているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(4) テスト等	(4)① テストは適切かつ十分に行われているか。 ② テストやレビュー不足が原因で、長期間顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないようなテスト実施体制を整備しているか。 ③ テスト計画を作成しているか。 ④ 総合テストには、ユーザー部署も参加していることが望ましい。 ⑤ 検収に当たっては、内容を十分理解できる役職員により行われているか。	
	(5) 人材の養成	(5)① 人材の養成に当たっては、開発技術の養成だけではなく、開発対象とする業務に精通した人材の養成を行っているか。 ② デリバティブ業務、電子決済、電子取引等、専門性の高い業務分野や新技術について、精通した開発要員を養成していることが望ましい。	
2. 新規分野への進出	新規分野への進出	新規分野・新技術について、情報収集・研究等が行われ、経営戦略上の位置づけについて検討していることが望ましい。	
V. 体制の整備 1. 管理体制	(1) セキュリティ管理体制	(1)① 定められた方針、基準、及び手順に従ってセキュリティが守られているかを適正に管理するセキュリティ管理者を設置しているか。  (注) セキュリティは、例えば以下の観点から確保しているか。 イ. フィジカルセキュリティ ・物理的侵入防止策 ・防犯設備 ・コンピュータ稼働環境の整備 ・機器の保守・点検体制 等 ロ. ロジカルセキュリティ ・開発・運用の各組織間・組織内の相互牽制体制 ・開発管理体制 ・電子的侵入防止策 ・プログラムの管理 ・障害発生時の対応策 ・外部ソフトウェアパッケージ導入時の評価・管理 ・オペレーション面の安全管理 等 ② セキュリティ管理者は、システム、データ、ネットワーク管理体制を統括しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(2) システム管理体制	(2)① システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のため、システムの管理手順を定め、適正に管理するシステム管理者を設置しているか。 ② システム管理者は、システム単位あるいは業務単位で設置していることが望ましい。 ③ それぞれシステムの資産調査は定期的に行い、適正なスクラップアンドビルドを行っているか。 ④ 営業部等について、それぞれの設備・機器も適切かつ十分に管理する体制を整備しているか。 ⑤ 社外に持ち出すコンピュータ・記録媒体等に対する適切かつ十分な管理体制を整備しているか。 ⑥ システム部門以外で独自にシステムを構築しているシステムについても、システム管理者を定めているか。	(注)「営業部等」とは、営業部店及び海外支店を含む。
	(3) データ管理体制	(3)① データについて機密性、完全性、可用性の確保を行うためにデータ管理者を設置しているか。 ② データの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、データの安全で円滑な運用を行っているか。 ③ データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策について適切かつ十分な管理体制を整備しているか。 <b>【参考】</b> 「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」(改正版) (財団法人金融情報システムセンター編)	
	(4) ネットワーク管理体制	(4)① ネットワーク稼働状況の管理、アクセスコントロール及びモニタリング等を適切に管理するために、ネットワーク管理者を設置しているか。 ② ネットワークの管理手順及び利用承認手続等を規定・マニュアルとして定め、関係者に周知徹底させることにより、ネットワークの適切かつ効率的で安全な運用を行っているか。 ③ 証券会社にあっては、ネットワークがダウンした際の代替手段を考慮しているか。	
2. システム運用体制	(1) 職務分担の明確化	(1)① データ等受付、オペレーション、作業結果確認、データやプログラムの保管の職務分担は明確になっているか。 ② 運用担当者が担当外のデータやプログラムにアクセスすることを禁じているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(2) システムオペレーション管理	(2)① 所定の作業は、スケジュール表、指示表などに基づいてオペレーションを実施しているか。 ② 承認を受けた作業スケジュール表、作業指示書に基づいてオペレーションを実施しているか。 ③ オペレーションは、全て記録され、かつ管理者は、チェック項目を定め点検しているか。 ④ 重要なオペレーションは、複数名による実施が可能となることが望ましく、また、可能な限り自動化することが望ましい。 ⑤ オペレーションの処理結果を管理者がチェックするためのレポート出力機能や、作業履歴を取得し、保存する機能を備えているか。 ⑥ 開発担当者によるオペレーションへのアクセスを原則として禁じているか。障害発生時等でやむを得ず開発担当者がアクセスする場合には、当該オペレーションの管理者による開発担当者の本人確認及びアクセス内容の事後点検を行っているか。	
	(3) トラブル管理	(3)① トラブル発生時には、記録簿等に記入し、必要に応じ本部に報告が行われる体制を整備しているか。 ② トラブル内容の定期的な分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。 ③ 経営に重大な影響を与えるようなトラブルの場合には、速やかに本部と連携し、問題の解決を図るとともに、取締役会に報告しているか。	
	(4) 顧客等のデータ保護	(4)① 法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データの取扱いについては、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。 ② 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。 ③ 顧客データ以外の重要な情報についても管理責任者、管理方法を定め、適切に管理しているか。 <b>【参考】</b> 「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」（改正版） 「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」（財団法人金融情報システムセンター編）	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(5) 不正使用防止	(5)① 不正使用防止のため、業務内容や接続方法に応じ、接続相手先が本人若しくは正当な端末であることを確認する体制を整備しているか。 ② 不正アクセス状況を管理するため、システムの操作履歴を監査証跡として取得し、事後の監査を可能とするとともに、定期的にチェックしているか。 ③ 端末機の使用及びデータやファイルのアクセス等の権限については、その重要度に応じた設定・管理方法を明確にしているか。	
	(6) コンピュータウイルス等	(6) コンピュータウイルス等の不正なプログラムの侵入を防止する方策を取っているとともに、万が一侵入があった場合速やかに発見・除去する体制を整備しているか。 ・コンピュータウイルスへの感染 ・正規の手続を経ていないプログラムの登録 ・正規プログラムの意図的な改ざん 等	
VI. 外部委託管理	(1) 外部委託の計画・実行	(1) システムにかかる外部委託業務の計画・実行にあたっては、外部委託を行う範囲の決定及びリスク管理の具体策を策定しているか。	
	(2) 外部委託業務のリスク管理体制	(2)① 外部に委託しているシステム及び業務を適切に管理する管理者を設置しているか。 ② 外部に委託している業務についてリスク管理が十分できるような体制（リスクの認識・評価体制、是正等）を契約等によって構築しているか。 ③ 委託先と守秘義務契約を締結しているか。 ④ 委託先社員等が接することができるデータには、必要に応じて一定の制限を設けているか。 ⑤ 外部委託した業務及び業者について、定期的に評価を行っているか。 なお、外部委託した業務について、業務の内容等に応じ、定期的に第三者機関の評価を受けていることが望ましい。	
	(3) 問題点の是正	(3) 認識された問題点について速やかに是正しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
VII. 防犯・防災・バックアップ	(1) 防犯対策	(1)① 犯罪を防止するため、防犯組織を整備し、責任者を明確にしているか。 ② コンピュータシステムの安全性を脅かす行為を防止するため、入退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理を行っているか。	
	(2) コンピュータ犯罪・事故等	(2) コンピュータ犯罪及びコンピュータ事故（ウィルス等不正プログラムの侵入、CD／ATMの破壊・現金の盗難、カード犯罪、外部者による情報の盗難、内部者による情報の漏洩、ハードウェアのトラブル、ソフトウェアのトラブル、オペレーションミス、通信回線の故障、停電、外部コンピュータの故障等）に対して、十分に留意した体制を整備し、点検等の事後チェック体制を整備しているか。	
	(3) 防災対策	(3)① 災害時に備え、被災軽減及び業務の継続のための防災組織を整備し、責任者を明確にしているか。 ② 防災組織の整備に際しては、業務組織に即した組織とし、役割分担毎に責任者を明確にしているか。 ③ 防火・地震・出水に対する対策を確保しているか。 ④ 重要データ等の避難場所をあらかじめ確保しているか。	
	(4) バックアップ	(4)① 重要なデータファイル、プログラムの破損、障害等への対応のため、バックアップを取得し、管理方法を明確にしているか。 ② バックアップを取得するに当たっては、分散保管、隔地保管等保管場所に留意しているか。 ③ 自社の管理する重要なシステムについてはオフサイトバックアップシステムを保有しているか。 ④ バックアップ取得の周期を文書化しているか。	



項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	(5) コンティンジェンシープランの策定	<p>(5)① 災害等によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合に備えたコンティンジェンシープランを整備しているか。</p> <p>② コンティンジェンシープランの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。（上記以外の見直しを行うに当たっては、取締役会等の承認を受けているか。）</p> <p>③ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要綱」及び「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」（財団法人金融情報システムセンター編）を参照しているか。</p> <p>④ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、証券会社の内部に起因するものや証券会社の外部に起因するものも想定しているか。</p> <p>⑤ コンティンジェンシープランの整備に当たっては、顧客に与える被害等を分析しているか。</p> <p>⑥ コンティンジェンシープランを使用した訓練を定期的に行っていることが望ましい。</p> <p>【参考】  「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要綱」  「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」  （財団法人 金融情報システムセンター編）</p>	

## 電子証券取引に関する法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストにおいて電子証券取引とは、顧客が、電子機器（コンピュータ、携帯情報端末等）によりインターネット又は他の商用オープンネットワークを利用して有価証券の売買その他の取引を行うものをいう。

検査官は、本チェックリスト及び「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」により、電子証券取引に関する法令等遵守態勢の確認検査を行うものとする。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査並びに登録金融機関の行う証券業務に関する検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

### 【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、①検査官が、法令等違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、②検査により、法令等遵守態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び③法令等遵守態勢を検査により確認することにより、法令等遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が電子証券取引に係る法令等遵守態勢を評価する際の項目であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたものではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、法令等遵守その他投資者の保護等の観点から問題のある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用にあたっては、特に電子証券取引の発展を阻害することのないように証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目に記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

また、法令等違反行為が認められると思慮される場合には、その原因・背景等を把握し、証券会社の法令等遵守態勢にどのような問題点があるか検討を行う必要がある。

### 【注】

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは証券会社の規模や特性、業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は各チェック項目を確認の上、その実効性を十分検証する必要がある項目である。

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
I. 電子証券取引に係る取組方針等	1. 会社における電子証券取引に係る取組方針	① 会社としての電子証券取引に係る取組方針が明確になっているか。 ② 取組方針は、自社の経営計画に沿ったものとなっているか。 ③ 取組方針は、提供するサービス内容が電子証券取引の機械環境（システムの規模）を勘案したものとなっているか。 ④ 取組方針において、電子証券取引の有する特性等を勘案した内部管理及び法令等遵守が必要なことが認識されているか。	
	2. 代表取締役等の電子証券取引に対する認識	代表取締役等は、電子証券取引の特性等を理解した上で、電子証券取引に取り組む場合において対処することが必要な事項について十分認識しているか。	
	3. 管理者の理解及び認識	電子証券取引を担当する管理者は、電子証券取引の特性等を理解した上で、その特性等に応じた管理等の必要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。また、そのために必要な規程を改善するなど、適切な方策を講じているか。 また、システム障害等が発生した場合のバックアップ体制や対応策を講じているか。	
II. 内部管理体制の整備及び法令等遵守のための体制の取組状況	1. 電子証券取引に係る内部管理体制の整備・確立状況	(1) 社内規程の整備状況等 ① 電子証券取引における非対面性及び非書面性等の特性に留意した内容の社内規程となっているか。 ② 役職員、特に、電子証券取引の事務に携わる者に社内規程の内容を周知徹底しているか。 ③ システム障害等が発生した場合の対応策に関する社内規程・マニュアルが整備されているか。 (2) 社内管理体制の整備状況 ① 電子証券取引業務の運営において、電子証券取引に精通した者及び内部管理責任者等のコンプライアンス担当者が適切に配置されているか。 ② システム障害等が発生した場合に、迅速かつ的確な対応が可能となる体制を構築しているか。 ③ 苦情等の顧客の申出事項の記録簿を整備しているか。また、こうした申出の内容について、システム上の問題により、顧客の取引に重大な影響を与えるものが含まれていないかの検討を行っているか。 ④ 電子証券取引に関して重大な影響を与える情報を、迅速かつ正確に顧客に連絡できる体制となっているか。	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		(3) 役職員に対する研修体制 ① 役職員に電子証券取引に関する特有の事務、システム、トラブル及び法令等についての研修等を行う体制となっているか。 ② 業務精通者(管理部門を含む)の養成のための研修体系等を確立しているか。 ③ 電子証券取引業務に係わるコールセンターの職員に対して、法令等や電子証券取引に関する知識の習得や研鑽のための研修等を実施しているか。	
	2. 取引の開始及び受託の状況	① 口座開設の審査基準が適切か。また、審査は適切に行われているか。 ② 非対面取引であることを留意した上で、顧客の本人確認が適切に行うことのできる体制となっているか。本人確認書類の徴求等は適切に行われているか。 ③ 顧客カード等の整備により、顧客の職業、投資経験、知識、資産状況等の顧客の属性を適切に把握しているか。顧客属性に関する必要な情報を十分把握しないまま口座開設を認めていることはないか。 ④ 取引の開始に当たって、法令諸規則上求められている書面・説明書の交付、確認書の徴求は適切に行われているか。 ⑤ 取引の安全性の確保の観点から、取引にあたっての本人の確認は適正に行われているか。例えば、顧客の暗証番号を登録し、暗証番号が入力されない限り発注されないシステムとなっているか。 ⑥ 個人顧客等との取引においては、顧客が発注する際に誤入力の有無を容易に再確認できるようなシステムとしているか。例えば、顧客が「確認画面」を操作しない限り、注文が発注されないシステムとなっているか。 ⑦ 顧客属性及び取扱商品の性格に応じて、取引の頻度や取引高が過度にわたらないためのチェックシステムは構築されているか。例えば、取引金額、売買株数、売買頻度等について一日の取引上限が設けられ、これを超過した場合、ロックがかかる等のシステムになっているか。	
	3. 顧客管理及び取引管理体制	① 電子証券取引と電話等による情報提供や対面取引が併用されている場合には、通常の対面取引の顧客管理システムを併せて採用しているか。 ② インサイダー取引の未然防止に対する対策を講じているか。 ③ 有価証券市場における規制銘柄、ファイナンス銘柄等の取引の規制に対する対策を講じているか。 ④ 電子証券取引を通じた不公正取引の防止のための取引審査が適正に行われる体制が整備されているか。	

項 目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備 考
	4. 顧客に提供する情報の管理	<p>① 提供される情報の内容が適正であるかどうかについて、社内（売買監査部等）の審査体制が構築されているか。例えば、ホームページや電子メールにより提供する各種情報、勧誘資料が広告責任者等の審査を経たものであるか。</p> <p>② 広告責任者等は、これらの情報や資料が、法令等に照らし問題がないかといった検討を行っているか。</p> <p>③ システム上の不備等に起因する誤った情報が継続して提供されているようなことはないか。また、こうした問題を防止するための定期的なチェック（テスト等）が行われているか。</p> <p>④ 過去に提供した情報が、後日検証できるような形で保存されているか。保存がなされていないものは、後日、検証が必要となることや紛争が起こること等の不都合が生じるおそれはないか。例えば、ホームページや電子メールにより交信した内容について、適切に保存されているか。</p> <p>⑤ 取引報告書は、適正なものが作成・交付されているか。</p>	
	5. システム障害等に対する対応	<p>① システム障害等に対するバックアップ体制及び対策が整備されているか。</p> <p>② システム障害等の発生を監視する体制が整備されているか。</p> <p>③ システム障害等のトラブルに起因する訂正処理や証券事故の報告等は適正に行われているか。</p> <p>④ システム障害等に関する顧客からの苦情等については、迅速かつ適切に対応しているか。</p> <p>⑤ システム障害等が生じた場合、電子証券取引の有する特性等を十分配慮した対応をとっているか。</p>	
	6. 電子証券取引における法令等遵守の状況	<p>電子証券取引においても遵守すべき法令等は、通常の対面取引と基本的に変わるところがないが、通常の対面取引と同様に法令等遵守がなされているか。</p>	

## 電子証券取引に関するリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストにおいて電子証券取引とは、顧客が、電子機器（コンピュータ、携帯情報端末等）によりインターネット又は他の商用オープンネットワークを利用して行う有価証券の売買その他の取引を行うものをいう。

検査官は、「リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（共通編）」及び「システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」と本チェックリストにより、電子証券取引の管理態勢の確認検査を行うものとする。なお、通常取引と同様な項目については各「チェックリスト」「マニュアル」を活用する必要がある。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社及び外国証券会社を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

### 【本チェックリストにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、①検査官が、財務規制違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、②検査により、リスク管理態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び③リスク管理態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、財務規制遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、特に電子証券取引の発展を阻害することのないよう証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

また、システムリスクと重複する部分も多いことから、検査の際には検査の効率的な実行のためにも、システムリスクと併せて検査を実施することが望ましい。

なお、電子証券取引とは限らないが、PTS業務を行っている証券会社については末尾に掲載したチェックリストにより確認検査を行うものとする。

### 【注】

- ① チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。
- ② チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。
- ③ 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められているが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
- ④ 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会の役割	(1) 取締役のリスク管理の理解及び認識	(1) 取締役は、非対面による販売・勧誘時の説明・情報提供やトラブル対応、第三者の関与等の問題が、電子証券取引において特に顕在化する可能性があるなど、電子証券取引のリスクの所在を理解し、当該リスク管理の重要性を認識しているか。特に担当取締役は深い理解と認識を有しているか。	(注) 「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関を含むものとする。
	(2) リスク管理の方針の確立	(2) 取締役会は、リスク管理の方針を明確に定めているか。加えて取締役会において、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。	
	(3) リスク管理のための組織の整備	(3) 取締役会は、電子金融取引において特に顕在化する可能性のあるリスクの管理部門を整備しているか。また、組織体制については必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。	
2. 管理者の認識及び役割	(1) 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 管理者は、例えば、電子証券取引の関連業務を外部委託した場合、委託先の責任によるシステムダウン等により顧客サービスに支障が生じた場合においても、当該サービスについて委託者としての責任を免れ得ない可能性があるなどリスクの所在等を理解した上で、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。	
	(2) リスク管理のための規定の整備	(2) 管理者は、リスク管理の方針に沿ったリスク管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。 (参考) 「インターネット取引において留意すべき事項について(ガイドライン)」(日本証券業協会)	
	(3) リスク管理のための組織の整備	(3) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に沿って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
II. 適切なリスク管理態勢の確立  1. システムリスク管理体制及び、情報の管理	(1) セキュリティーの確保	(1) 外部委託先を含めセキュリティーは十分なレベルを確保しているか。その際、ハッカーやコンピュータウイルス等外部からの侵入対策に加え職員等による不正利用等内部からの侵入も考慮しているか。 (参考)「インターネット取引において留意すべき事項について(ガイドライン)」(日本証券業協会)	
	(2) 本人確認	(2) 非対面取引であることに鑑み、マネー・ローンダリング防止や不正利用防止の観点から顧客の本人確認を行っているか。	
	(3) 顧客情報の管理	(3) 顧客の取引に関する情報(顧客の投資パターン分析等の情報や、顧客の推測投資総額等取引に際しての顧客の注文内容等の一次的情報に限らず加工された二次的な情報を含む。)の管理は十分にされているか。	
	(4) 顧客自身による使用状況の確認機能	(4) 利用者を不正使用から守るため、利用者自身が使用状態を確認する機能を設けることが望ましい。	
	(5) 記録の保存	(5) 電子証券取引が非対面取引ということに鑑み、顧客との取引履歴等について改竄・削除等されることなく、内容の重要性等必要に応じ一定期間保存することが望ましい。	
2. 情報提供	(1) ディスクロージャー	(1) 自社の業務の状況等(例えば、会社の概況及び組織に関する事項、財産の状況等)をホームページに掲載することが望ましい。	
	(2) 販売・勧誘時の説明・情報提供等	(2)① 顧客の契約判断の適正を確保する観点から、画面上に問合せ窓口(メールアドレス)及びその他の連絡方法を明示するとともに、提供した情報の内容について、顧客に質問をする機会を与えているか。 ② リンクによって生じうるサービス提供主体についての誤認を防止するための対策を講じているか。 ③ 取引に関する情報提供に止まらず、他の取引形態とは異なるリスクが存在することに関して利用者の注意喚起を図るとともに、トラブルの発生をできる限り回避する観点から、システムダウンが生じた場合の責任分担のあり方(証券会社の免責事項を含む)を定め、取引開始に先立ち、利用者に対して明確な情報提供を行っているか。	



項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>④ システムのダウン又は不具合に備え、インターネット以外の媒体による連絡方法を利用者に周知しているか。その場合、取引が行われている画面に表示されていることが望ましい。</p> <p>⑤ 顧客からの苦情・相談を受け付ける体制を構築しているか。</p>	
Ⅲ. 緊急事態への対応策	緊急事態対応態勢	<p>システム障害等に対する体制及び対策が顧客対応を含め適切に整備され、コンティンジェンシープランが作成されているか。</p> <p>(参考)  「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」  (財)金融情報システムセンター編  「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン要綱」  (〃)  「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書」  (〃)</p>	
Ⅳ. 監査及び問題点の是正 1. 内部監査	(1) 内部監査部門の体制整備  (2) 内部監査部門の監査の手法及び内容	<p>(1) 内部監査部門は、業務及びシステム関係に精通した要員を確保しているか。</p> <p>(2)① 監査対象は、電子証券取引業務全体を監査対象としているか。内部監査の対象とできない外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等における管理状況等を監査対象としているか。</p> <p>② 内部監査等により発見された問題点については、必要に応じ、速やかに原因を究明し、対処できる体制となっているか。</p>	
2. 外部監査	外部監査等の活用	外部委託業務を含め、定期的に外部監査人等の評価を受けていることが望ましい。	

## PTS業務について

PTS業務については以下のチェックリストにより確認検査を行うものとする。

PTS（私設取引システム）	(1) 内部管理体制	<p>(1) 私設取引システム（以下「PTS」という。）業務に係る内部管理の体制について、次の事項が整備されているか。</p> <p>① PTS業務を管理する責任者が証券業務の経験を原則として5年以上有する者であり、当該業務を行う部署が業務の遂行に必要な組織及び人員配置となっているか。</p> <p>② PTS業務に於いて顧客の本人確認を行う方法が確立しているか。</p> <p>③ PTS業務においてインサイダー取引等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び体制が確立しているか。</p> <p>④ PTS業務に関し、証券取引法等の法令及び諸規則に則した社内規定が整備されているか。</p>
	(2) 顧客への説明義務等	<p>(2) PTS業務にかかる顧客への説明にあたり、次の事項について、事前に十分な説明を行うことのできる体制が整備されているか。</p> <p>① 売買価格の決定方法</p> <p>② 注文から約定及び決済に至るまでの取引ルール</p> <p>③ 決済不履行の場合の取扱い</p> <p>④ 提示された価格による約定可能性</p>
	(3) システムの容量等の安全性・確実性の確保	<p>(3) PTS業務にかかるシステムの容量等の安全性・確実性の確保について、次の事項が整備されているか。</p> <p>① 将来の注文、約定等の件数を合理的に見込み、それに見合ったシステムの容量を確保しているか。</p> <p>② 上記の見込みに基づいて、十分なテストを実施しているか。</p> <p>③ システムの容量の超過や障害等について、その発生を防止し、かつ、早期に発見するための監視手法及びその体制が確立されているか。</p> <p>④ システムの異常発生時における対処方法（顧客への説明・連絡方法等）及びその体制が確立されているか。</p> <p>⑤ システムが二重化（バック・アップ）されているか。</p> <p>⑥ 上記事項について第三者（外部機関）の評価を受け、システム容量等の安全性・確実性が確認されているか。</p>

	<p>(4) 取引情報の機密保持のための予防措置</p>	<p>(4) P T S 業務にかかる顧客の取引情報の機密の保持について、次の事項を含む十分な方策が講じられているか。</p> <p>① P T S 業務部門とその他の部門で、業務に従事するものを明確に区別しているか。</p> <p>② P T S 業務に従事する者がその他の業務に関する情報を利用して当該業務を行い、又はその他の業務に従事する者が当該業務に関する情報を利用してその他の業務を行うことが禁止されているか。</p> <p>③ 顧客の取引情報について、外部に漏洩しない措置が的確に講じられているか。</p> <p>④ 上記方策について社内規則が整備されているか。</p>	
--	------------------------------	---	--

# 参 考

## 改正通達

1. 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について  
（平成14年6月28日付 検第264号）
2. 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」等の整備について  
（平成15年2月25日付 金検第90号）

写

検 査 監 理 官  
統 括 検 査 官  
特 別 検 査 官  
専 門 検 査 官  
金 融 証 券 検 査 官

殿

金融庁検査局長 五味 廣文

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等について

金融検査マニュアルにおいては、資産査定に当たって、特に中小・零細企業等の債務者区分については、当該企業の財務状況のみならず、技術力、販売力や代表者等の資産内容等、当該企業の特殊性を総合的に勘案して判断することとしている。

しかしながら、金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の判断に関する記述が抽象的で分かりにくい、あるいは、検査において金融検査マニュアルが機械的・画一的に適用されているのではないかとの意見も聞かれているところである。

金融検査マニュアルは、金融機関の規模・特性に応じて異なる多数の金融取引や様々なリスク管理態勢の実態に対してより幅広い検証が可能となるよう、ある程度概括的な記述としているが、一方でそれがために金融機関のリスク管理態勢の確保や当局の検査・監督の判断に支障をきたすおそれがあるならば、その解消に向けて取り組む必要がある。

このような認識の下、今般、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たって、その経営実態の把握の向上に資するため、金融検査マニュアルの中小・零細企業等の債務者区分の判断に関する記述の解説である検証ポイント及び検証ポイントの具体的な運用事例からなる「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」（以下、「別冊」という。）を別添１のとおり作成したところである。

また、この別冊作成に併せ、平成１１年７月１日付で発出された「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」（金検第１７７号）、平成１２年６月２０日付で発出された「保険会社に係る検査マニュアルについて」（金検第１２１号）及び平成１３年６月１４日付で発出された「証券会社にかかる検査マニュアルについて」（金検第１７０号）の一部について、別添２～１２のとおり整備することとしたので、了知のうえ、遺憾なきを期せられたい。（別紙参照）

なお、別添２～１２に係る整備事項については、通達発出日以降を検査実施日とする検査について適用する。

（注）上記別冊は、金融検査マニュアル及び保険検査マニュアル共通のものとする。

(別添)

- 別添1 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」
- 別添2 法令等遵守態勢 新旧対照表 (預金等受入金融機関)
- 別添3 信用リスク 新旧対照表 (預金等受入金融機関)
- 別添4 市場関連リスク 新旧対照表 (預金等受入金融機関)
- 別添5 法令等遵守態勢 新旧対照表 (保険会社)
- 別添6 市場関連リスク 新旧対照表 (保険会社)
- 別添7 信用リスク 新旧対照表 (保険会社)
- 別添8 ソルベンシーマージン比率等に関する検査 新旧対照表 (保険会社)
- 別添9 法令等遵守態勢 新旧対照表 (証券会社)
- 別添10 取引の公正確保に係る法令及び参考事項集 新旧対照表 (証券会社)
- 別添11 自己資本規制比率関連 新旧対照表 (証券会社)
- 別添12 市場関連リスク 新旧対照表 (証券会社)

写

金 検 第 90 号  
平成15年2月25日

検査監理官  
統括検査官  
特別検査官  
専門検査官  
金融証券検査官

}

殿

金融庁検査局長 佐藤 隆文

「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」等の整備について

検査局においては、従来より、検査・監督機能の一層の向上を図るとともに、金融機関の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資する観点から、検査マニュアルを整備・公表してきたところであるが、今般、昨年10月30日に発表された「金融再生プログラム」において、資産査定の厳格化を図るための方策として「資産査定に関する基準の見直し」が盛り込まれたこと、及び本人確認法等最近の法令改正等を踏まえ、平成11年7月1日付で発出された「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」（金検第177号）、平成12年6月20日付で発出された「保険会社に係る検査マニュアルについて」（金検第121号）、平成13年6月14日付で発出された「証券会社に係る検査マニュアルについて」（金検第170号）及び平成14年6月21日付で発出された「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアルについて」（金検第225号）の一部について、別紙1～4のとおり改訂することとしたので、了知のうえ、遺憾なきを期せられたい。

なお、本通達は、平成15年2月25日から施行し、同日以降を検査実施日とする検査について適用する。ただし、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目については、通達発出日以降に行われる決算処理に係る検査について適用する。